

## 平成17年度 第1回 鞍手町行財政改革推進委員会会議

日時：平成17年6月10日（金）  
午前10時00分から  
場所：鞍手町議会議事堂

### 会議次第

1. 辞令の交付
2. 町長あいさつ
3. 委員及び推進本部員等の紹介
4. 会長の選出  
鞍手町行財政改革推進委員会設置条例第4条第1項に基づき互選
5. 会長あいさつ
6. 第4次鞍手町行財政改革大綱及び同実施計画（集中改革プラン）の策定に関する諮問
  - （1）諮問に至るまでの経緯と趣旨説明
  - （2）今後の財政見通しについて
  - （3）諮問
7. 会議運営等について（会長職務代理者の指名、会議の公開、会議録の作成及び公表、会議録署名人の指名など）
8. 今後のスケジュール及び次回会議の開催日時について  
第2回会議 日時：平成 年 月 日（ ）  
時から  
場所：

## 配布資料等

辞令

資料 1 体制図

資料 2 推進委員会委員名簿

資料 3 推進本部構成

資料 4 諮問書

資料 5 地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針

(平成 17 年 3 月 29 日 総務省)

資料 6 今後の財政見通しについて

資料 7 鞍手町行財政改革推進委員会設置条例

資料 8 鞍手町行財政改革推進委員会設置条例施行規則

資料 9 鞍手町行財政改革推進本部設置要綱

資料 10 今後のスケジュール

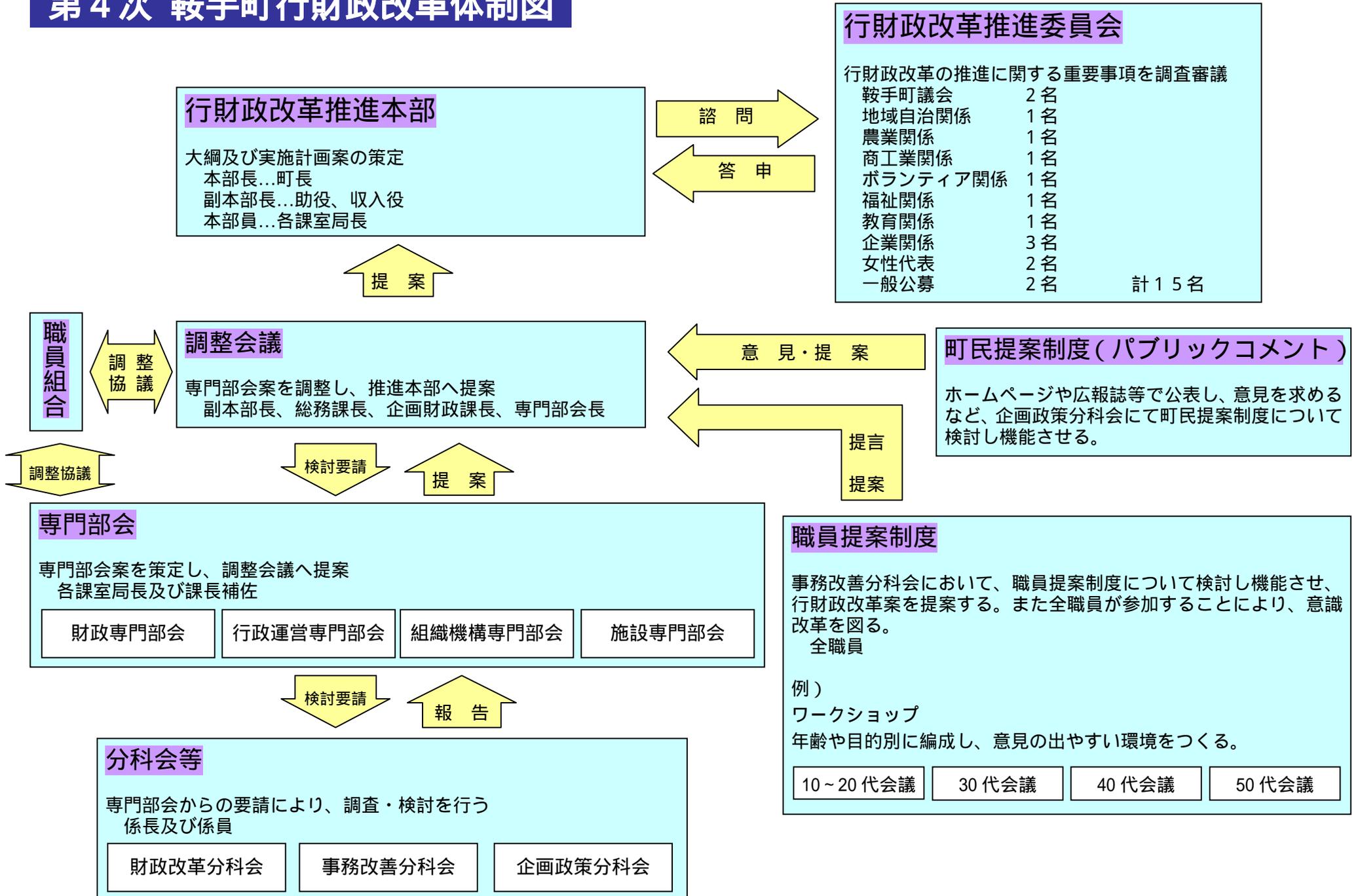
資料 11 第 3 次鞍手町行政改革大綱(平成 14 年 2 月 27 日策定分)

資料 12 第 3 次鞍手町行政改革大綱実施計画(平成 14 年 2 月 27 日策定分)

資料 13 第 3 次行政改革の取組みとその検証結果の総括について

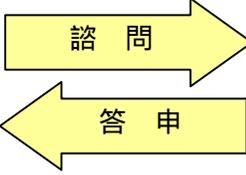
資料 14 第 3 次鞍手町行政改革実施計画総括表(検証結果)

# 第 4 次 鞍手町行財政改革体制図



## 行財政改革推進本部

大綱及び実施計画案の策定  
本部長...町長  
副本部長...助役、収入役  
本部員...各課室局長



## 行財政改革推進委員会

行財政改革の推進に関する重要事項を調査審議

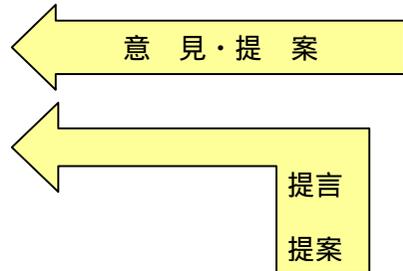
鞍手町議会	2名	
地域自治関係	1名	
農業関係	1名	
商工業関係	1名	
ボランティア関係	1名	
福祉関係	1名	
教育関係	1名	
企業関係	3名	
女性代表	2名	
一般公募	2名	
		計 15名

## 職員組合



## 調整会議

専門部会案を調整し、推進本部へ提案  
副本部長、総務課長、企画財政課長、専門部会長



## 町民提案制度 (パブリックコメント)

ホームページや広報誌等で公表し、意見を求める  
など、企画政策分科会にて町民提案制度について  
検討し機能させる。

## 専門部会

専門部会案を策定し、調整会議へ提案  
各課室局長及び課長補佐



## 職員提案制度

事務改善分科会において、職員提案制度について検討し機能させ、  
行財政改革案を提案する。また全職員が参加することにより、意識  
改革を図る。  
全職員

例)  
ワークショップ  
年齢や目的別に編成し、意見の出やすい環境をつくる。



## 分科会等

専門部会からの要請により、調査・検討を行う  
係長及び係員



## 鞍手町行財政改革推進委員会委員名簿

	選出区分（推薦母体）	氏名	選出枠
1	議会関係委員（鞍手町議会）	かわの たかみ 川野 高貴	団体推薦 8名
2	議会関係委員（鞍手町議会）	ふくもと ひろふみ 福本 博文	
3	地域自治関係委員（鞍手町区長会）	そえだ たたとし 添田 忠敏	
4	農業関係委員（鞍手町農業委員会）	しらいし しゅうじ 白石 修二	
5	商工業関係委員（鞍手町商工会）	このみ ひでゆき 許斐 英幸	
6	ボランティア関係委員（鞍手町ボランティア連絡協議会）	ありまつ ひろみ 有松 弘美	
7	福祉関係委員（鞍手町社会福祉協議会）	みやざき しつお 宮崎 實男	
8	教育関係委員（鞍手町教育委員会）	こもの きみよし 薦野 君由	
9	企業関係委員	あそ う ひでお 麻生 秀生	指名 5名
10	企業関係委員	ふじい ふくよし 藤井 福吉	
11	企業関係委員	さかきばら ただし 榊原 紘	
12	女性委員	たけや いちこ 武谷 位千子	
13	女性委員	こしま みちこ 小島 美智子	
14	公募委員	かめい しげる 亀井 滋	公募 2名
15	公募委員	いおじ えみこ 五百路 恵美子	
計 15 名			

## 選出枠と定数配分について

推薦	町議会との両輪で十分な理解を得ながら進める必要があるため議会関係委員を2名、日常的に町行政との関係の深い団体として、地域自治関係、農業関係、商工業関係、ボランティア関係、福祉関係、教育関係の委員を各1名とし、合計8名の推薦枠を設ける。
指名	行政経営の視点からの見直しが必要であることから企業関係委員を3名、委員会への女性の参画率に配慮して女性委員を2名とし、合計5名の指名枠を設ける。
公募	推薦及び指名によらない一般町民の視点での建設的な意見を取り入れるため、2名の公募枠を設ける。

## 鞍手町行財政改革推進本部 構成

## 推進本部

本部長	町長	篠原 彌 榮
副本部長	助 役	田 中 清 吾
〃	収入役	倉 田 亨
本部員	企画財政課長	鶴 崎 節 男
〃	まちづくり対策課長	本 松 吉 憲
〃	税務課長	松 澤 守
〃	住民課長	後 藤 幸 雄
〃	保険課長	長 友 浩 一
〃	福祉課長	熊 井 照 明
〃	健康増進課長	松 尾 保 則
〃	産業課長	古 野 正 明
〃	下水道課長	梶 栗 英 正
〃	建設課長	津 野 繁
〃	人権推進課長	檜 山 弘 文
〃	水道課長	吉 田 正 行
〃	議会事務局長	阿 部 哲
〃	農業委員会事務局長	藤 井 春 美
〃	学校教育課長	原 繁 幸
〃	社会教育課長	池 口 光 生
〃	町立病院事務局長	田 中 正 一

## 事務局

行財政改革特別対策推進室長	諸 富 義 和
〃 室長補佐	白 石 秀 美
〃 担当	石 田 正 樹

17鞍総庶行第15号

平成17年6月10日

鞍手町行財政改革推進委員会会長 殿

鞍手町長 篠原 彌 榮

第4次鞍手町行財政改革大綱等の策定について

( 諮問 )

第4次鞍手町行財政改革大綱及び同実施計画(集中改革プラン)の策定にあたり、別紙趣旨説明書の内容により下記のとおり諮問いたしますので、審議の上、答申いただきますようお願いいたします。

記

**1 . 諮問事項**

( 1 ) 今後の行財政改革における、鞍手町としての基本方針及び基本目標の策定及び提示 ( 中間答申 )

( 2 ) 貴委員会から中間答申として提示される基本方針及び基本目標をもとに、鞍手町行財政改革推進本部が策定する新たな大綱及び実施計画(集中改革プラン)案の内容に関する審議及び意見の提示

( 最終答申 )

## 趣旨説明書

### 1．諮問に至るまでの経緯について

鞍手町では、これまでに3回の行政改革に取り組んできました。第1次は昭和63年度、第2次は平成8年度、第3次は平成13年度を起点とし、各5年間の実施期間を設けて取り組んできた改革です。

過去3回の行政改革においては、社会情勢の変化に対応するため、その時どきの課題に対する改革内容を調整し、これに沿って事務事業、組織機構、定員管理、行政サービス、公共施設などの各種見直しを行い、逐次行財政運営に反映してきました。

しかし、少子・高齢化、情報化などの進展により、住民生活の質はさらに変化し続けており、また、平成12年4月には、地方分権一括法が施行され、地方行政を取り巻く環境は大きく変化してきました。

このため、平成13年度を起点とする第3次の行政改革においても、さらなる改革を推進する体制といたしましたが、市町村合併の機運の盛り上がりにより、平成15年4月には直鞍1市4町による「直鞍合併協議会」を設置し、各合併関係団体における行政改革の推進は、合併による改革効果の創出に視点を移すこととなりました。結果、直鞍合併協議会及びその後設置した直鞍1市2町合併協議会では合併に至らず、合併による改革効果を創出することができなかつたため、現状は、単独の鞍手町として、国の三位一体の改革等による行財政の厳しい現実に立ち向かわざるを得ない状況となり、新たな改革に取り組むことといたしました。

### 2．総務省の新たな指針について

本町のように旧合併特例法のもとで市町村合併を実現できなかった団体はもとより、合併を実現した団体においてもなお、行財政改革は最重要課題であることから、総務省は、平成17年3月29日付けで、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を示しました。

この指針において国は、「地方公共団体は、平成17年度を起点として、おおむね平成21年度までの具体的な取組みを住民にわかりやすく明示した計画（集中改革プラン）を平成17年度中に公表すること」としています。

そして、次に掲げる項目を参考として示し、各地方公共団体において、より積極的な行政改革の推進に努めるよう助言するものとしています。

## 第1 計画的な行政改革の推進と説明責任の確保

### (1) 行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表

- 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）
- 定員管理の適正化
- 手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）
- 市町村への権限委譲【都道府県に限る】
- 出先機関の見直し【都道府県に限る】
- 第三セクターの見直し
- 経費節減等の財政効果
- その他

### (2) 説明責任の確保

- 大綱等の見直し又は策定過程における住民等の意見の反映
- 大綱等の見直し又は策定過程の公表
- 成果の公表

## 第2 行政改革推進上の主要事項について

- (1) 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化
- (2) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織
- (3) 定員管理及び給与の適正化等
- (4) 人材育成の推進
- (5) 公正の確保と透明性の向上
- (6) 電子自治体の推進
- (7) 自主性・自律性の高い財政運営の確保
- (8) 地方議会

## 3. 諮問の趣旨について

現状の鞍手町にとっては、危機的な財政状況を克服し、今後の行財政

運営を確かなものにしていくことが、緊急かつ最重要な取組みであります。

そのためには、これまでの取組みの経過や結果、総務省の新たな指針に示された内容を踏まえ、平成17年度を目標年度としていた現在の大綱及び実施計画に基づく取組みを現次点で見直し、新たな取組みを開始しなければなりません。

このことから、財政問題の解決を柱とする改革を「行財政改革」として位置付け、新たな大綱及び実施計画を策定するにあたり、推進委員会に審議をお願いすることは、次の2点であります。

第1に、今後の基本方針と基本目標の策定についてであります。

これは、言い換えれば、鞍手町の現状を見ていただいたときに、何を集中改革の柱とすべきかを、行政内部でまとめる前に、この委員会において客観的視点で見ていただき、そこに反映すべきことをあらかじめ提言していただくとするものであります。これを中間答申としてご提示いただきますようお願いするものであります。

第2は、貴委員会から中間答申として基本方針及び基本目標が提示されましたら、これをもとに、鞍手町行財政改革推進本部が新たな大綱及び実施計画（集中改革プラン）案を策定いたしますので、その内容について審議をいただき、委員会の意見としてまとめられたものを最終答申としてご提示いただきますようお願いするものであります。

今回の行財政改革は、これまで以上に緊急性や重要性が高い取組みであり、時期を逸することなく短期間で推進する必要がありますので、平成18年度当初予算への改革内容の反映を考えておりますが、難題も多いため審議に時間を要するものもあると思います。また、総務省の指針では、平成17年度中に「集中改革プラン」を公表することとされておりますので、策定期期については、この二つことを念頭に審議をいただきますようお願いする次第です。

各都道府県知事  
殿  
各政令指定都市長

総務事務次官

地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について

分権型社会システムへの転換が求められる今日、地方公共団体においては、人口減少時代の到来、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められております。

また、我が国の行財政を取り巻く環境は依然として極めて厳しく、政府においては、国・地方を通じる行財政改革の推進に強力に取り組んでいるところであります。

地方公共団体においては、これまでも積極的に行政改革の推進に努めてこられたところではありますが、その進捗状況については国民の厳しい視線も向けられているところであり、これらの状況を改めて認識の上、更なる改革を進めていくことが必要であります。

このため、今般、平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、総務省において別添のとおり「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定いたしました。

各地方公共団体におかれましては、この指針を参考として、より一層積極的な行政改革の推進に努められますよう、命により通知いたします。

なお、都道府県におかれましては、各都道府県内の市区町村に対しても本通知について周知されますようお願いいたします。

地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針

平成 17 年 3 月 29 日

総 務 省

少子高齢化による人口減少時代を目前に控え、国地方を通じた厳しい財政状況の中で、今後の我が国は、地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していく必要がある。

現在、市町村合併が推進され、その規模・能力は急速に拡大しつつあり、これに伴い広域自治体のあり方の見直しが求められるなど、地方公共団体の果たすべき役割が改めて問われている。また、NPO活動等の活発化など公共的サービスの提供は住民自らが担うという認識も広がりつつある。これまで行政が主として提供してきた公共サービスについても、今後は、地域において住民団体をはじめNPOや企業等の多様な主体が提供する多元的な仕組みを整えていく必要がある。これからの地方公共団体は、地域のさまざまな力を結集し、「新しい公共空間」を形成するための戦略本部となり、行政自らが担う役割を重点化していくことが求められている。

このような状況の中で、地方公共団体においては新しい視点に立って不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが必要である。

これまでも、地方公共団体においては「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」(平成9年11月14日付け自治事務次官通知)等に基づき積極的に行政改革に取り組み、地方公務員の総数は平成7年以降純減し(10年間の累積で198,895人の純減)、国家公務員と比較した給与水準(ラスパイレス指数)も100を切ったところである(平成16年4月1日現在で全国平均97.9)。また、行政評価の取組、情報公開条例等や個人情報保護条例等の制定、事務・事業の民間委託等も着実に進展してきており、給与・旅費等に関する事務の集中化・アウトソーシングといった新たな取組や指定管理者制度の活用も見られるようになっている。

しかしながら、厳しい財政や地域経済の状況等を背景に、地方公共団体の行政改革の進捗状況に対する国民の視線は厳しい。特に、給与制度やその運用などについては、なお一部に不適正な事例も見受けられ、各方面の批判が向けられている。不適正な事例を漫然と放置しては、国民の地方分権に関する共感と理解は到底得られず、もとより早急に是正される必要がある。国・地方を問わず行政に携わる者は、国民の重い負担により給与を得ているということを改めて肝に銘じる必要がある。

このような状況を踏まえると、各地方公共団体が今後行政改革を推進するに当たっては住民と協働し、首長のリーダーシップの下に、危機意識と改革意欲を首長と職員が共有して、取り組んでいくことが求められている。

また、議会においても、改革推進のためにその機能を十分に発揮することが重要である。

このため、平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を受け、以下に取組のための新たな指針を示し、これを参考として、各地方公共団体において、より積極的な行政改革の推進に努めるよう地方自治法第252条の17の5に基づき助言するものである。

## **第1 計画的な行政改革の推進と説明責任の確保**

### 1 行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表

#### (1) 行政改革大綱の見直し

行政組織運営全般について、計画策定（Plan） 実施（Do） 検証（Check）見直し（Action）のサイクル（以下「PDCAサイクル」という。）に基づき不断の点検を行いつつ、本指針を踏まえ、新たな行政改革大綱等の策定又は従来の行政改革大綱の見直しを行うこと。

#### (2) 集中改革プランの公表

行政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するため、 から までに掲げる事項( 及び については都道府県に限る。)を中心に平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画(以下「集中改革プラン」という。)を平成17年度中に公表すること。

その際、可能な限り目標の数値化や具体的かつ住民にわかりやすい指標を用いることとし、特に、定員管理の適正化計画については、退職者数及び採用者数の見込みを明示し、平成22年4月1日における明確な数値目標を掲げること。

また、地方公営企業についても同様に、 、 、 、 及び の事項に関する集中改革プランを公表すること。

なお、平成17年度に合併を行う予定である市町村については、合併後の行政体制の整備の状況を見極めつつ適切に対応すること。

事務・事業の再編・整理、廃止・統合

民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）

定員管理の適正化

手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）

市町村への権限移譲

出先機関の見直し  
第三セクターの見直し  
経費節減等の財政効果  
その他

## 2 説明責任の確保

- (1) 行政改革大綱及び集中改革プラン(以下「行政改革大綱等」という。)の見直し又は策定にあたっては、P D C Aサイクルの各過程において住民等の意見を反映するような仕組みを整えること。
- (2) 行政改革大綱等の見直し又は策定の過程について、速やかにホームページや公報等を通じて住民等にわかりやすい形で公表すること。
- (3) 行政改革大綱等に基づく成果については、特に、他団体と比較可能な指標に基づき公表するなど、住民等に分かりやすい形で公表に意を用いること。

なお、総務省では、地方公共団体の便宜に資するため、行政改革の成果についての公表の参考となるような手法も今後検討し、提供していくこととしていること。

## **第2 行政改革推進上の主要事項について**

### 1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

#### (1) 民間委託等の推進

給与・旅費の計算、財務会計、人事管理事務等の総務事務や定型的業務を含めた事務・事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点からの総点検を実施すること。

具体的には、類似団体の状況や民間の受託提案などを参考にしながら、組織の規模を踏まえ、メリットが生じるよう委託の可能性について検証すること。その際、企画と実施の切り分けや複数の組織にまたがる共通の事務の集約化、他団体との事務の共同実施、委託実施期間の複数年度化などの様々な手法による委託の可能性の検証を行うこと。

その上で、事務・事業全般についての民間委託等の実施時期等を示した具体的かつ総合的な指針・計画を策定すること。

委託の実施にあたっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報の保護や守秘義務の確保に十分留意し、必要な措置を講

じること。

委託した事務・事業についての行政としての責任を果たし得るよう、適切に評価・管理を行うことができるような措置を講じること。

民間委託等の実施状況については、事務・事業や施設区分ごとに、委託先、委託理由等を公表すること。

## (2) 指定管理者制度の活用

現在直営で管理しているものを含め、すべての公の施設について、管理のあり方についての検証を行い、検証結果を公表すること。

特に、平成15年9月の指定管理者制度の創設に係る地方自治法の改正前の管理委託制度により出資法人、公共団体又は公共的団体へ管理委託している公の施設については、平成18年9月の指定管理者制度への移行期限までに、当該出資法人等を指定管理者に指定するか、新たに民間事業者等を指定管理者に指定するか、当該施設を廃止するか等、管理のあり方についての検証を行うこと。

管理のあり方の検証に際しては、各施設ごとに、行政としての関与の必要性、存続すべきか廃止すべきか、存続する場合には管理主体をどうするかなどについて、民間事業者等を指定管理者とする場合との比較等も含め、その理由を明らかにした上で、住民等に対する説明責任を十分に果たすこと。

公の施設の管理状況については、管理の主体や、管理主体が指定管理者となっていない場合にはその理由等の具体的な状況を公表すること。

## (3) PFI手法の適切な活用

特に次の事項に留意しつつ、PFI事業の積極的な活用に努めること。

事業のリスク分担について、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するとの考え方にに基づき、地方公共団体、PFI事業者、金融機関等の間での適切なリスク分担に留意するとともに、事業の安定性の確保に留意すること。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律が、第三セクターの抱える諸課題等を考慮の上立法された経緯も踏まえ、PFI事業者に対する安易な出資及び損失補償は、厳に慎むこと。

実施方針、選定結果、契約（直接協定も含む。）及び監視等の結果についてもすべて公開し、PFI事業選定の手続、事業自体の透明性の確保を図ること。

## (4) 地方独立行政法人制度の活用

地方独立行政法人制度の活用にあたっては、まず、対象となる事務・事業につ

いてその廃止や民間譲渡の可能性を十分に検討すること。その上で、公の施設の指定管理者制度の活用等と比較検討し、地方公共団体が自ら実施するよりも地方独立行政法人を設立して行わせる方が効率的・効果的に行政サービスを提供できると判断される場合に活用を検討すること。

( 5 ) 地方公営企業の経営健全化

特に次の事項に留意し、経営の総点検を行い、更なる経営健全化に積極的に取り組むこと。

まず、現在地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討すること。次に、サービス自体が必要な場合であっても、地方公営企業として実施する必要性について十分検討し、特に公共性の確保等の意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討すること。

地方公営企業として事業を継続する場合であっても、公の施設の指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進すること。

より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するため、中期経営計画の策定、業績評価の実施、積極的な情報開示に取り組むこと。

特に情報開示にあたっては、人件費、料金水準等について類似団体や民間企業の対応するデータを添えるなど、住民が理解、評価しやすいように工夫をこらすこと。

企業職員の給与については、その職務の性格や内容を踏まえつつ、国、地方公共団体の同種の職員、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意し、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮しながら、引き続き適正化に努めること。

また、定員管理については、事務・事業の見直し、民間委託等の推進等により、引き続き適正化に努めること。

( 6 ) 第三セクターの抜本的な見直し

特に次の事項に留意し、更なる経営改革に積極的に取り組むこと。

外部の専門家を活用する等監査体制を強化するとともに、行政評価の視点も踏まえた点検評価の充実・強化を図ること。

事業内容、経営状況、公的支援等について、適宜適切な議会への状況説明を行うとともに、住民に対する積極的かつわかりやすい情報公開に努めること。

統廃合、民間譲渡、完全民営化を含めた既存法人の見直しを一層積極的に進めるとともに、給与及び役職員数の見直し、組織機構のスリム化等を不断に行うこと。

経営状況が深刻であると判断される場合には、問題を先送りすることなく、経営悪化の原因を検証し、債権者等関係者とも十分協議しつつ、抜本的な経営改善策の検討を行うこと。その上で、経営の改善が極めて困難と判断されるものについては、法的整理の実施等について検討すること。この場合、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約等に基づく負担を負うことが原則であり、過度の負担を負うことのないように留意すること。

(7) 地方公社の経営健全化

経済環境の変化への対応、経営の効率化、地方公共団体の財政運営のより一層の健全化等の観点から、土地開発公社をはじめとする地方公社の経営改善等について積極的に取り組むこと。

経営の改善が極めて困難と判断される地方公社については、法的整理も含め抜本的な見直しを検討すること。その際には、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約等に基づく負担を負うことが原則であり、過度の負担を負うことのないように留意すること。

また、給与及び役職員数については、経営状況等を勘案しながら、引き続き適正化に努めること。

(8) 地域協働の推進

地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、住民や住民が参加する団体など多様な主体が公共的サービスの提供を行おうとする取組について、以下のように、それぞれの地域の実情に応じ、積極的に推進することが望ましいこと。

活動主体に対する援助や活動場所の提供、個々の活動主体による活動を支援・調整する役割を有する中間支援団体の設置、まちづくり協議会や地域自治区等の活用など、活動主体との積極的な連携・協力を図ること。

地域協働を実践するため、個々の職員の意識改革や勤務体制の整備などに積極的に取り組むこと。

(9) 市町村への権限移譲

都道府県においては、財源、人的体制に関し十分な措置を講じることを前提に、「条例による事務処理の特例」(地方自治法第252条の17の2)を積極的に活用し、市町村に対する抜本的な事務権限の移譲を検討すること。

特に、市町村合併によって規模能力が拡大する団体については、人的にも財政的にもその体制が充実されることから、より積極的な権限移譲を行うこと。

### (10) 出先機関の見直し

都道府県の出先機関について、市町村合併による市町村の行財政能力の拡充等の状況を踏まえ、(9)を前提として抜本的にそのあり方を検討すること。都道府県の人口や市町村合併の中長期的な見通しのもとに、計画的かつ着実に出先機関の再編に取り組むこと。

## 2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

(1) 地方公共団体の組織については、平成 15 年の地方自治法改正による都道府県の局部数の法定制度廃止の趣旨等も踏まえ、従来の国の行政機関との均衡に配慮した縦割り型組織にとらわれず、政策目標に基づき、効果的かつ効率的に事務・事業を処理し得る組織とする必要がある。

そのため、政策、施策、事務・事業のまとまりや地域などに対応した部局、課室編成とするとともに、住民ニーズへの迅速な対応の観点や、スピーディーな意思決定・対応の観点から、個々の職員の責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化されたフラットな組織編制とすることも有効であること。

なお、その際、住民から見ても責任・権限の所在がわかりやすい構造、職名とすることにも留意すること。

(2) 政策、施策、事務・事業について、P D C A サイクルをもとに不断に正当性の検証を行うことにより、組織編制も不断に見直しを行うこと。

## 3 定員管理及び給与の適正化等

### (1) 定員管理の適正化

定員管理にあたっては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら適正化に取り組むこと。とりわけ、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、I C T 化の推進、地域協働の取組などを通じて、極力職員数の抑制に取り組むこと。また、市町村合併に伴う定員管理や組織編成については、予算・人事管理等の総務管理業務や計画策定等の企画関連業務など同一又は類似の事務・事業の統合や、旅費・給与等に関する事務の集約化などにより、事務・事業の抜本的な見直しを計画的に行うとともに、適正な組織体制・人事配置となるよう、積極的・計画的な組織の合理化、一層の定員管理の適正化に努めること。都道府県にあっても、市町村合併の

進展を踏まえ、積極的・計画的な組織の合理化、一層の定員管理の適正化に努めること。

現在 55～57 歳の年代（いわゆる「団塊の世代」）の職員の大量退職を迎えることから、退職者の補充をどの程度行うべきか十分に検討した上、様々な手法も活用しながら、計画的な職員数の抑制に取り組むこと。

定員管理の適正化を計画的に推進する観点から、全地方公共団体において定員適正化計画の中で数値目標を掲げ、これを公表し、着実に実行すること。定員適正化計画を策定していない一部の市町村にあっては、早急にこれを策定するとともに、既に策定している団体にあっては、積極的に計画を見直すこと。

なお、定員適正化計画の策定・見直しに当たっては、以下の点を踏まえて行うこと。

ア 過去 5 年間の地方公共団体の総定員の状況は、各団体の努力により 4.6%（平成 11 年から平成 16 年）純減している。今後は、市町村合併の進展、電子自治体や民間委託等の推進等を踏まえると、過去の実績を上回る総定員の純減を図る必要がある。各地方公共団体においては、このような観点からそれぞれの行財政運営の状況を踏まえ、明確な数値目標を設定すること。

イ 将来的な職員の年齢構成や分野別職員数等について詳細に分析すること。

ウ 定員モデルや類似団体別職員数を積極的に活用すること。

## （ 2 ） 給与の適正化

地方公務員全般にわたり、その業務の性格や内容を踏まえつつ、住民の納得と支持が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化を強力に推進すること。

以下の点については、特に重点的な取組を行うこと。

ア 高齢層職員の昇給停止について、昇給停止年齢を国と同様に原則 55 歳に引き下げる等の措置を講じていない団体においては、早急に措置を講じること。

イ 不適正な昇給運用がある場合には速やかに是正するとともに、退職時の特別昇給についても国に準じて廃止すること。

ウ 級別職務分類表に適合しない級への格付けその他実質的にこれと同一の結果となる不適正な給与制度・運用については必要な是正措置を講じること。

エ 退職手当については、国において最高支給率の引き下げが行われているところであり、国に準じた措置を講じていない団体にあっては、早急に措置するとともに、引き続き国に準じた見直しを行うこと。

オ 特殊勤務手当等の諸手当の支給のあり方について総合的に点検し、制度の趣旨に合致しないものやその支出方法が不適切なものについては、早急に見直しを図ること。

力 技能労務職員の給与については、国における同種の職員の給与を参考とし、また、その職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、適正な給与制度・運用となるようにすること。

合併を行う市町村において、合併関係市町村に不適正な給与制度・運用・水準が存在する場合には、合併を機にこれを是正するとともに、合併後の市町村においても、住民への説明責任を果たしながら、給与制度・運用・水準の適正化を強力に推進すること。

厳しい地域経済を背景に、地方公務員の給与が地域民間賃金等の状況から乖離しているのではないかと厳しい批判があることも踏まえ、給与改定に当たっては、地域の民間給与の状況をよりの確に反映し決定できるよう、職員給与と民間給与の比較方法等を充実させるなど地域における公民較差をより一層精確に算定できるように取り組むこと。

また、人事委員会機能の強化をはじめとした地方公務員の給与のあり方の見直しに向けた取組等については、総務省において研究会を開催しており、その報告等を踏まえた対応を行う必要があるので留意されたいこと。

### (3) 定員・給与等の状況の公表

定員・給与等の状況の公表については、平成16年の地方公務員法の改正により、全地方公共団体に人事行政運営等の状況の公表に関する責務が課された趣旨も踏まえ、未だこれを公表していない団体にとっては、速やかに実施すること。

公表に当たっては、職種ごとに定員・給与等の状況を明らかにするとともに、他団体との比較や全国的な指標を示すよう意を用いるなど、住民等が理解しやすいような工夫を積極的に講じること。

### (4) 福利厚生事業

職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施すること。

また、人事行政運営等の状況の公表の一環として福利厚生事業の実施状況等を公表すること。

## 4 人材育成の推進

分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することが重要な課題であり、平成16年6月の地方公務員法の改正により「研修に関する基本的な方針」を定めることについて法律上の責務とされたことを踏まえ、人材育成に関する基本方針を策定し、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行うことに

より、総合的な人材育成に努めること。また、能力・実績を重視した新しい人事評価システムの導入が求められており、「今後の行政改革の方針」の趣旨も踏まえ、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に引き続き積極的に取り組むこと。

## 5 公正の確保と透明性の向上

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、住民等への説明責任を果たし、議会や住民等の監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図ることが一層必要である。

このため、情報公開条例や行政手続条例の制定、パブリックコメント手続制度の積極的な活用などを行うとともに、外部監査制度の有効活用、議会における政策審議の充実などによって、議会や監査委員などによる監視機能の強化に積極的に取り組むこと。

## 6 電子自治体の推進

電子自治体の推進に当たっては、情報セキュリティの確保にも十分留意しながら、「今後の行政改革の方針」の趣旨を踏まえ、行政手続のオンライン化の推進、共同アウトソーシングの推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワーク（L G W A N）などの利活用等に積極的に取り組むこと。

特に下記の事項に留意した上で、電子自治体を推進することにより、住民サービスの向上を図るとともに、業務改革を進めること。また、これにより、真に必要な業務に重点的に職員を配置するなどメリハリのある職員配置に努めること。

- (1) 電子自治体業務の標準化・共同化により、業務・システム全体を最適化する観点から、ICTを活用した業務改革に取り組むとともに、電子自治体業務の共同処理センターの運用を民間に委託する「共同アウトソーシング」を推進する等、低廉なコストで高い水準の運用を実現するよう取り組むこと。
- (2) いわゆる旧式（レガシー）システムについては、業務・システムの最適化を図る中で、改善・刷新に取り組んでいくとともに、職員の能力開発や民間の専門的な能力・ノウハウの活用等により、情報システムの品質、コスト等に関する評価能力の向上を図り、情報システムの調達の適正化に努めること。

## 7 自主性・自律性の高い財政運営の確保

### (1) 経費の節減合理化等財政の健全化

自らの財政状況を分析した上で、事務・事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化のための計画を策

定するなど、自主的かつ主体的に財政構造の改善に努めること。

住民等に対し、財政状況が総合的に把握できるような情報を可能な限りわかりやすい方法で提供することが必要であり、歳入歳出の状況や各種の財政指標などの一般的なデータのほか、バランスシートや行政コスト計算書等も含め、積極的な公表を行うこと。

三位一体の改革における税源移譲の進展や税負担の公正確保の必要性等を踏まえ、地方税の徴収率の一層の向上に積極的に取り組むこと。また、その他の収入等についても、受益者負担の適正化や徴収率の向上等に努めるなど自主財源の確保に努めること。

#### ( 2 ) 補助金等の整理合理化

様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進すること。

終期の設定や P D C A サイクルに則った不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減すること。

#### ( 3 ) 公共工事

公共工事については、地域の実情等も勘案しつつ、積極的にコスト構造の改革に取り組むこと。

公共工事の入札・契約に対する住民の信頼を確保するため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成 13 年 3 月 9 日閣議決定)により、公共工事の入札・契約について、情報の公開をはじめとする更なる適正化に資する取組を進めること。

#### ( 4 ) 公的施設

国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設(会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設を指し、特殊会社及び民営化が決定された法人が設置するものを除く。)については、新設及び増築を禁止することとされ、地方公共団体に対しても、この措置に準じて措置するよう要請するものとされているところであることから(平成 12 年 5 月 26 日閣議決定)「民間と競合する公的施設の改革について」(平成 12 年 6 月 9 日付け自治事務次官通知)を踏まえ、適切に対応すること。

- ( 1 ) 地方分権の進展に伴い、地方議会の果たすべき役割がますます増大しており、これを踏まえた議会運営が一層強く求められている。その一方で議員の定数や報酬に対する各方面からの批判があることにも留意する必要がある、住民等に対する説明責任を果たすよう努めること。
- ( 2 ) 行政改革大綱等の進捗状況や、執行機関の行う行政評価の結果等について報告・説明を求めるなど、執行機関に対する監視機能を自ら高めていく取組を積極的に行うとともに、住民の多様な意見を把握し、集約・反映させるための取組を積極的に行うことが望ましいこと。

### **第 3 総務省における推進方針**

簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備については、もとより地方公共団体自らが、住民や議会等の監視のもとに推進していくべきものであることは言うまでもない。

総務省においては、簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備を積極的に推進する観点から、集中改革プラン及び改革の推進状況（地方公務員の定員・給与等の状況、民間委託等の実施状況、指定管理者制度の活用状況、行革に伴う財政効果など）について、必要に応じ、地方公共団体の行政運営に資するよう助言等を行うものであること。

また、国民に対する説明責任を果たす観点から、毎年度フォローアップを実施し、その結果を広く国民に公表するものであること。

なお、各都道府県においても同様に、市区町村の組織及び運営の合理化に資する観点から、都道府県内市区町村の集中改革プラン及び改革の推進状況についてフォローアップを実施し、これを公表するとともに、適切に助言等を行うこと。

(参考1)

## 新地方行革指針による地方行革の推進

総務省  
平成17年3月29日

### 行政改革大綱と「集中改革プラン」

目標の数値化 わかりやすい指標の採用 など

平成17年度中

平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を明示した「集中改革プラン」を公表

- ・ 事務・事業の再編・整理
- ・ 民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む)
- ・ 定員管理の適正化(退職者数及び採用者数の見込み、平成22年4月1日における定員目標を明示)
- ・ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化(給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等の諸手当の見直しなど)
- ・ 第三セクターの見直し
- ・ 経費節減等の財政効果

など

※地方公営企業についても公表

- 総務省においては都道府県・指定都市、都道府県においては市区町村から提出された「集中改革プラン」について、必要に応じ、各地方公共団体に助言、わかりやすく公表
- 一部の地方公共団体における不適正な手当の支給などに対する国民からの厳しい批判を踏まえ、このような状況の是正に強力に取り組む

## 地方公務員全般にわたる定員管理・給与の適正化等の強力な推進

- 過去5年間の地方公共団体の総定員純減（平成11年から平成16年までに4.6%純減）を上回る純減を図る必要
- 各団体において定員適正化計画の中で明確な数値目標
- 地方公務員全般にわたり、給与制度・運用・水準の適正化を強力に推進
  - ・ 特殊勤務手当をはじめとする諸手当のあり方の総合的点検と早急な見直し
  - ・ 技能労務職員、公営企業職員の給与の適正化 など
- 第三セクター、地方公社についても、給与及び役職員数の見直し
- 給与・定員等の状況について、住民等にわかりやすい形で積極的に公表
- 職員に対する福利厚生事業について、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施。また、福利厚生事業の実施状況等を公表

## 地方公共団体における行政の役割の重点化

### 民間委託等の推進

- 旅費・給与等に関する事務や定型的業務を含めた事務・事業全般にわたり民間委託等の推進の観点から総点検を実施、具体的・総合的な指針・計画を策定

### 指定管理者制度の活用

- 現在直営で管理しているものを含め、全ての公の施設について、管理のあり方について検証、検証結果を公表

### 地方公営企業・地方公社の経営健全化、第三セクターの抜本的見直し

- 地方公営企業について、サービス自体の必要性、地方公営企業として実施する必要性について検討。
- 地方公社について、経営改善等に積極的に取組。経営の改善が極めて困難と判断される公社については、法的整理も含め抜本的に見直し
- 第三セクターについて、統廃合、民間譲渡、完全民営化を含めた見直しを推進

### 電子自治体の推進

- 情報セキュリティの確保にも十分留意しながら、行政手続のオンライン化、共同アウトソーシング、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カードなどの利活用等に積極的に取り組み、業務改革を進めメリハリのある職員配置

### 行政評価の効果的・積極的な活用

- 行政評価を効果的・積極的に活用し、PDCAサイクルに基づき、事務・事業や組織編成など行政組織運営全般の点検・見直しを行う

### 公正の確保と透明性の向上

- 情報公開条例や行政手続条例の制定、議会や監査委員などによる監視機能の強化等を行う

## 説明責任の確保とディスクローズの推進

### <地方公共団体>

**行政改革大綱等の見直し・策定について、**

- 住民等が参加し、民意を反映するような仕組みを整備
- 速やかにホームページや公報等を通じて、住民等にわかりやすい形で公表

**行政改革大綱等に基づく成果について、**

- 他団体と比較可能な指標に基づき公表するなど、住民等にわかりやすい形で公表

### <総務省>

- 改革の推進状況について、必要に応じ、各地方公共団体に助言
- 毎年度フォローアップを実施し、その結果を広く国民に公表

(参考2)

## 地方公共団体における行政改革の推進

### 【これまでの取組】

「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」（平成9年自治事務次官通知）等に基づき、以下のような行政改革の積極的な取組を地方公共団体に対し要請

#### ○ 行政改革大綱における定員管理の数値目標の設定・公表状況

- ・都道府県・政令指定都市100.0%、その他の市67.5%、特別区87.0%、町村47.4%

#### ○ 定員管理の適正化

- ・地方公務員の総数は308万3,597人(H16.4.1現在)。平成7年から10年連続して純減  
平成16年は対前年比で3万3千人以上減少（過去最大の減少）  
最近10年間では累積19万8千人以上減少

#### ○ 給与の適正化等

- ・地方公務員の給与水準(ラスパイルズ指数)は、既に全国の93%の団体が100未満。  
全地方公共団体平均でも97.9と過去最低水準(H16.4.1現在)。
- ・1,400以上の団体で独自の給与削減を実施(1,400億円程度)

#### ○ 民間委託等の推進

- ・一般事務や施設の運営事務の民間委託等を積極的かつ計画的に推進  
(都道府県)本庁舎清掃100%、道路維持補修・清掃等94%、児童館100%等  
(市区町村)在宅配食サービス96%、ホームヘルパー派遣91%、下水終末処理施設92%等 (一部委託を含む)
- ・指定管理者制度を活用し、公の施設の管理を株式会社等に行わせ、経費節減に取り組む団体も増加。

#### ○ 行政評価制度の導入

- ・都道府県97.9%、政令指定都市100.0%、中核市91.4%、特例市82.5%が導入  
その他の市区では検討中も含め95.2%、町村では検討中も含め56.2%が取組

#### ○ 公正の確保と透明性の向上

- ・行政手続条例等の制定状況 都道府県・政令指定都市100.0%、市区町村99.5%
- ・情報公開条例等の制定状況 都道府県・政令指定都市100.0%、市区町村92.9%
- ・パブリックコメント手続の導入状況 都道府県89.4%、政令指定都市76.9%、  
中核市74.3%、特例市50.0%で導入(予定含む)

### 【今後の取組】

- 「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)に基づき、新たな地方行革指針を策定(平成17年3月29日)し、地方行革を更に強力に推進。

## 鞍手町単独財政の今後の推移

## 1. 目的

合併特例法の申請期限までの合併断念を受けて、今後の鞍手町の財政について、単独財政におけるシュミレーションを作成し、今後の財政運営の論議の資料として作成する。

## 2. 方法

経済不況の影響及び国が示している「三位一体の改革」による地方交付税の見直しや国庫負担補助金の一般財源化等により数値の見込みは困難であるが、国が示している平成17年度地方財政計画を基本として、本町の平成15、16年度決算額及び行政改革大綱実施計画、主要事業実施計画等を考慮して、それらの資料から推計できる範囲内で平成17年から平成21年までの各年度の歳入歳出項目における見込額を精査し、各年度における財政状況の見通しを作成する。

## 3. 歳入

## (1) 町税

現下の経済情勢を反映して本町の自主財源である町税においても増収は考えられないと思われる。

平成17年度地方財政計画で、個人所得割で1.8%増、法人税割18.3%増、固定資産税、0.6%増、軽自動車税は0.0%であるが、平成17年度においては、平成16年度における決算を参考に算出した。

個人町民税については、平成17、18年度は1%増とし、平成19年度以降は平成18年度と同額とした。ただし、平成18、19年度は税制の改正により定率減税の縮減を考慮して算出した。

法人町民税については、地方財政計画では大幅増となっていますが、本町においては景気の回復が歳入に現れていないことから、17年度以降は平成16年度と同額として算出した。

固定資産税については、ゴルフ場の滞納繰越分の収入を除いた額で17年度以降の伸率を0%として算出した。

軽自動車税、町たばこ税については、17年度以降の伸率を0%として算出した。

表1 町税の収入見込額

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
町民税(個人)	417,955	417,810	421,988	451,208	476,208	476,208	476,208
町民税(法人)	188,986	185,444	185,444	185,444	185,444	185,444	185,444
固定資産税	798,789	845,548	816,606	816,606	816,606	816,606	816,606
軽自動車税	31,668	32,317	32,317	32,317	32,317	32,317	32,317
町たばこ税	118,129	116,960	116,960	116,960	116,960	116,960	116,960
計	1,555,527	1,598,079	1,573,315	1,602,535	1,627,535	1,627,535	1,627,535

## (2) 地方譲与税

地方譲与税については、本町では、自動車重量譲与税、地方道路譲与税があり、平成15年度より自動車重量譲与税では、市町村道路整備に係る国庫補助負担の見直しに伴う影響額を勘案することとされ譲与割合が1/4から1/3に引き上げられたことにより、平成15年度決算額は67,343千円、平成16年度は71,264千円と増額傾向にあるが、国の施策による地方譲与税の変動の見

見込みが困難であることから、17年度以降は伸率0%として算出した。

地方道路譲与税については、平成16年度決算額は25,465千円となり、平成17年度は地方財政計画によると1.0%増であるが、17年度以降は自動車重量譲与税と同様な理由で伸率を0%として算出した。

また、「三位一体の改革」による税源移譲として平成16年度から所得税の一部を所得譲与税として移譲され、平成16年度は32,246千円、平成17年度は国が示しました67,750千円とし、今後の伸率を推計することが困難でありますので、18年度以降は伸率0%として算出した。

表2 地方譲与税

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
所得譲与税	0	32,246	67,750	67,750	67,750	67,750	67,750
自動車重量譲与税	67,343	71,264	71,264	71,264	71,264	71,264	71,264
地方道路譲与税	23,115	25,465	25,465	25,465	25,465	25,465	25,465
計	90,458	128,975	164,479	164,479	164,479	164,479	164,479

## (3) 利子割交付金

利子割交付金については、平成16年度決算額は13,000千円となり、平成17年度は地方財政計画によると45.3%減であることから、平成17年度においては、7,100千円とし、平成18年度以降は金利の上昇が見込めず、伸率を0%として算出した。

表3 利子割交付金

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
利子割交付金	13,988	13,000	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100
計	13,988	13,000	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100

## (4) 配当割交付金

配当割交付金については、平成16年度より新たに設置されは交付金であるため今後の伸率を推計することが困難でありますので、17年度以降は伸率0%として算出した。

表4 配当割交付金

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
配当割交付金	0	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227
計	0	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227

## (5) 株式等譲渡所得割交付金

株式等譲渡所得割交付金については、平成16年度より新たに設置されは交付金であるため今後の伸率を推計することが困難でありますので、17年度以降は伸率0%として算出した。

表5 株式等譲渡所得割交付

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
株式等譲渡所得割交付金	0	2,471	2,471	2,471	2,471	2,471	2,471
計	0	2,471	2,471	2,471	2,471	2,471	2,471

## (6) 地方消費税交付金

地方消費税交付金については、平成16年度決算額は175,044千円となり、平成17年度は

## 資料 6

地方財政計画によると 0.2%増であるが、平成 17 年度以降は経済情勢を見ますと景気回復が見込めないことから伸率を 0%として算出した。

表 6 地方消費税交付金

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
地方消費税交付金	158,923	175,044	175,044	175,044	175,044	175,044	175,044
計	158,923	175,044	175,044	175,044	175,044	175,044	175,044

### (7) ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場利用税交付金については、平成 15 年度に利用税の税率の等級が変わったため平成 16 年度決算額は 24,768 千円となり、平成 17 年度以降は、本町のゴルフ場が平成 15 年度に会社更生法が適用されたため、利用者の減少が見込まれることから、以降の伸率を 5%として算出した。

表 7 ゴルフ場利用税交付金

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
ゴルフ場利用税交付金	29,738	24,768	23,530	22,353	21,235	20,174	19,165
計	29,738	24,768	23,530	22,353	21,235	20,174	19,165

### (8) 自動車取得税交付金

自動車取得税交付金については、平成 16 年度決算額は 55,639 千円となり、平成 17 年度は地方財政計画によると 0%であり、経済情勢を見ますと景気回復が見込めないことから以降の伸率を 0%として算出した。

表 8 自動車取得税交付金

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
自動車取得税交付金	53,253	55,639	55,639	55,639	55,639	55,639	55,639
計	53,253	55,639	55,639	55,639	55,639	55,639	55,639

### (9) 地方特例交付金

地方特例交付金については、平成 11 年度の地方税制改正において対処され、恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするための財源として交付されるものである。

平成 16 年度は、54,381 千円と確定しており、平成 17 年度は伸率を 0%とし、平成 18 年度以降は税制改正により定率減税が段階的に縮減されることを考慮し算出した。

表 9 地方特例交付金

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
地方特例交付金	57,166	54,381	54,381	27,191	0	0	0
計	57,166	54,381	54,381	27,191	0	0	0

### (10) 地方交付税

地方交付税については、平成 16 年度の普通交付税は 1,999,466 千円となり、平成 17 年度の地方財政計画によると 0.1%増であります。国の施策では平成 17、18 年度は平成 16

## 資料 6

年度の総額を確保することとなっていますので、平成17、18年度は平成16年度と同額とし、平成19年度以降は、地方歳出の抑制を図ることや引き続き事業費補正、段階補正の算出方法を見直していく方針であることから伸率を5%減として算出した。

表10 地方交付税

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
普通交付税	1,899,634	1,999,466	1,999,466	1,999,466	1,899,493	1,804,518	1,714,292
特別交付税	459,552	448,523	448,523	448,523	426,097	404,792	384,552
計	2,359,186	2,447,989	2,447,989	2,447,989	2,325,590	2,209,310	2,098,845

### (11) 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金については、平成16年度決算額は4,038千円となり、平成17年度は地方財政計画によると0.0%であるが、以降の伸率1%減として算出した。

表11 交通安全対策特別交

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
交通安全対策特別交付金	4,196	4,038	3,998	3,958	3,918	3,879	3,840
計	4,196	4,038	3,998	3,958	3,918	3,879	3,840

### (12) 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、保育料、老人保護措置等があり、平成16年度決算に基づいて算出した。

表12 分担金及び負担金

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
民生費負担金	80,798	94,111	94,111	94,111	94,111	94,111	94,111
教育費負担金	636	604	604	604	604	604	604
衛生費負担金	0	0	0	0	0	0	0
計	81,434	94,715	94,715	94,715	94,715	94,715	94,715

### (13) 使用料及び手数料

使用料及び手数料については、使用料として総合福祉センター、葬斎場、町営住宅、体育施設等の使用料があり、手数料として諸証明手数料、ごみ袋販売手数料があり、平成16年度決算に基づいて算出した。

表13 使用料及び手数料

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
使用料	96,385	103,750	107,284	111,684	111,684	111,684	111,684
手数料	72,279	68,231	68,231	68,231	68,231	68,231	68,231
計	168,664	171,981	175,515	179,915	179,915	179,915	179,915

### (14) 国庫支出金

国庫支出金については、負担金、補助金、委託金の節ごとに区分して算出した。ハード事業の補助金については主要事業実施計画に基づき、その他の事業については、平成16年度決算に基づいて算出した。

表14 国庫支出金

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
国庫負担金	292,467	213,969	193,573	193,573	193,573	193,573	193,573
国庫補助金	537,616	494,222	471,487	98,569	8,892	8,892	8,892
委託金	7,332	6,104	6,075	6,075	6,075	6,075	6,075
計	837,415	714,295	671,135	298,217	208,540	208,540	208,540

## (15) 県支出金

県支出金については、国庫支出金と同様の方法で算出した。

表15 県支出金

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
県負担金	136,902	97,140	86,623	86,659	86,623	86,659	86,623
県補助金	152,962	160,791	225,036	126,892	127,744	118,796	107,448
委託金	31,129	25,489	24,908	15,908	38,261	15,908	24,908
計	320,993	283,420	336,567	229,459	252,628	221,363	218,979

## (16) 財産収入

財産収入については、財産運用収入と財産売却収入があるが、17年度以降は町有財産の売却を行わないとして財産運用収入だけを平成16年度決算に基づいて算出した。

表16 財産収入

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
財産運用収入	1,571	1,157	1,157	1,157	1,157	1,157	1,157
財産売却収入	2,415	762	0	0	0	0	0
計	3,986	1,919	1,157	1,157	1,157	1,157	1,157

## (17) 寄附金

寄附金については、寄附の見込みがたたないため0円として算出した。

表17 寄附金

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
寄附金	55,000	100	0	0	0	0	0
計	55,000	100	0	0	0	0	0

## (18) 繰入金

繰入金については、財政調整基金等を取り崩さないことを前提に、特定目的基金の取り崩しを行うこととして算出した。

表18 繰入金

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21

## 資料6

財政調整基金等	721,703	408,109	0	0	0	0	0
失業保険金立替基金	935	935	935	935	935	935	935
生活扶助等繰替基金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
高額療養費支払基金	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
用品調達基金	43	57	0	0	0	0	0
地域福祉基金	182	165	165	165	165	165	165
西川沿岸かんがい基金	503	500	500	500	500	500	500
農業育成基金	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	0	0
計	737,366	423,766	15,600	15,600	15,600	4,600	4,600

## (19) 繰越金

繰越金については、平成17年度は、平成16年決算により算出し、平成18年度以降は、前年度における歳入歳出差引額がマイナスのため0円として算出した。

表19 繰越金

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
繰越金	89,143	127,098	0	0	0	0	0
計	89,143	127,098	0	0	0	0	0

## (20) 諸収入

諸収入については、延滞金、預金利子、貸付収入、雑入、受託収入があり、平成16年度決算に基づいて算出した。

表20 諸収入

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
延滞金加算金及び過料	366	108	108	108	108	108	108
町預金利子	23	5	5	5	5	5	5
貸付金元利収入	18,006	17,006	26,115	25,615	25,115	24,615	24,115
雑入	84,600	112,345	159,600	184,600	184,600	167,100	84,600
受託事業収入	402	393	393	393	393	393	393
計	103,397	129,857	186,221	210,721	210,221	192,221	109,221

## (21) 町債

町債については、主要事業実施計画書に基づき起債額を算出した。臨時財政対策債については、平成17年度は前年比20%減とし、以降も減額されることを見越し10%減として算出した。

表21 町債

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
総務債	0	6,500	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900
労働債	139,700	55,700	106,300	57,500	0	0	0
教育債	80,300	44,500	20,600	20,600	17,600	0	0
土木債	325,700	250,600	363,700	173,800	254,800	122,400	37,300

災 害 復 旧 債	1,700	0	0	0	0	0	0
減 税 補 て ん 債	22,200	282,700	26,800	26,800	26,800	26,800	26,800
臨 時 財 政 対 策 債	476,300	334,400	267,500	240,700	216,600	194,900	175,400
計	1,045,900	974,400	792,800	527,300	523,700	352,000	247,400

#### 4 歳 出

人件費については、職員給与は国家公務員に対する人事院勧告に基づき改定を行っているが、人事院勧告も流動的であり、改定率を推定するのが極めて困難であるため、平成16年度決算を基礎にし、各年度の給与改定率を0%として算出した。また、定年退職者が平成17年度3名、平成18年度7名、平成19年度7名、平成20年度3名、平成21年度7名の予定であるため、各年度の退職手当を上乗せし、定年退職者の補充採用を行わないとして算出した。

各事業費については、平成15年度及び平成16年度決算並びに主要事業実施計画に基づき、それぞれの経費の推移を参考にしながら算出した。

公債費については、主要事業実施計画に基づき算出した町債の元利償還金を加算して各年度分を算出した。

## 歳入歳出見込一覧表

(単位：千円)

	項 目	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
入	地 方 税	1,555,527	1,598,079	1,573,315	1,602,535	1,627,535	1,627,535	1,627,535
	地 方 譲 与 税	90,458	128,975	164,479	164,479	164,479	164,479	164,479
	利 子 割 交 付 金	13,988	13,000	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100
	配 当 割 交 付 金	0	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227
	株式等譲渡所得割交付金	0	2,471	2,471	2,471	2,471	2,471	2,471
	地 方 消 費 税 交 付 金	158,923	175,044	175,044	175,044	175,044	175,044	175,044
	ゴルフ場利用税交付金	29,738	24,768	23,530	22,353	21,235	20,174	19,165
	自動車取得税交付金	53,253	55,639	55,639	55,639	55,639	55,639	55,639
	地 方 特 例 交 付 金	57,166	54,381	54,381	27,191	0	0	0
	地 方 交 付 税	2,359,186	2,447,989	2,447,989	2,447,989	2,325,590	2,209,310	2,098,845
	交通安全対策特別交付金	4,196	4,038	3,998	3,958	3,918	3,879	3,840
	分 担 金 及 び 負 担 金	81,434	94,715	94,715	94,715	94,715	94,715	94,715
	使用料及び手数料	168,664	171,981	175,515	179,915	179,915	179,915	179,915
	国 庫 支 出 金	837,415	714,295	671,135	298,217	208,540	208,540	208,540
	県 支 出 金	320,993	283,420	336,567	229,459	252,628	221,363	218,979
	財 産 収 入	3,986	1,919	1,157	1,157	1,157	1,157	1,157
	寄 附 金	55,000	100	0	0	0	0	0
	繰 入 金	737,366	426,563	15,600	15,600	15,600	4,600	4,600
	繰 越 金	89,143	127,098	96,647	0	0	0	0
	諸 収 入	103,397	129,857	186,221	210,721	210,221	192,221	109,221
町 債	1,045,900	1,030,400	822,800	557,300	553,700	352,000	247,400	
歳 入 合 計	7,765,733	7,486,959	6,910,529	6,098,069	5,901,714	5,522,369	5,220,872	
出	議 会 費	89,080	85,075	85,075	85,075	90,075	90,075	90,075
	総 務 費	624,292	429,796	250,994	254,503	277,721	248,401	255,141
	民 生 費	1,285,458	1,436,667	1,421,180	1,436,302	1,451,813	1,467,722	1,484,041
	衛 生 費	723,123	667,294	693,729	700,191	700,191	700,191	700,191
	労 働 費	391,879	320,878	354,141	190,579	0	0	0
	農 林 水 産 業 費	114,878	90,604	53,229	53,034	55,004	42,034	42,034
	商 工 費	27,207	25,438	25,438	24,938	24,438	23,938	23,438
	土 木 費	1,153,135	1,150,396	1,370,453	775,894	870,103	723,761	458,682
	消 防 費	336,628	316,379	321,977	327,687	333,511	339,451	345,511
	教 育 費	526,122	394,775	386,245	391,579	420,509	388,541	388,541
	災 害 復 旧 費	19,224	0	0	0	0	0	0
	公 債 費	902,444	1,172,729	899,328	898,956	920,105	905,475	834,039
	諸 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0
	予 備 費	0	0	0	0	0	0	0
人 件 費	1,445,166	1,300,281	1,288,151	1,387,821	1,325,781	1,192,617	1,279,573	
歳 出 合 計	7,638,636	7,390,312	7,149,940	6,526,559	6,469,250	6,122,206	5,901,266	
歳 入 歳 出 差 引 計	127,097	96,647	239,410	428,490	567,537	599,838	680,394	

## 財政調整基金等の状況

平成17年5月31日(単位:千円)

基金の名称	平成15年度末 基金現在額	平成16年度中		平成16年度末 基金現在額
		積立額	取崩額	
財政調整基金	448,956	20,240	20,000	449,196
土地開発基金	37,745	22	25,000	12,767
公共施設改築事業基金	104,237	79	60,000	44,316
減債基金	221,119	100,184	73,109	248,194
ふるさとづくり事業基金	208,395	160	170,000	38,555
庁用自動車購入費基金	8,357	1,002	2,300	7,059
地域福祉基金	245,459	166	165	245,460
職員退職手当基金	172,556	72,671	60,000	185,227
西川沿岸かんがい基金	71,299	42	500	70,841
九州縦貫道照明管理基金	1,654	0	497	1,157
中山間ふるさと基金	10,641	9	0	10,650
農業育成基金	44,021	28	11,000	33,049
合計	1,574,439	194,603	422,571	1,346,471
かんがい揚排水施設基金	5,628,046	16,741	20,388	5,624,399
パイプライン水利施設基金	753,989	3,288	4,056	753,221
総合計	7,956,474	214,632	447,015	7,724,091

## 歳入科目の解説

町 税	
*町 民 税	個人町民税、法人町民税
*固 定 資 産 税	固定資産税（土地、家屋、償却資産の所有者に対して賦課する税） 国有資産等所在市町村交付金（県営住宅、国有地の貸付資産、国有林野の土地に対して課する税）
*軽 自 動 車 税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して課する税
*町 た ば こ 税	製造たばこの売渡し又は消費等に課する税。課税は、卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合に、製造たばこの当該売渡し等の小売定価及び売渡し等に係る製造たばこの本数を基礎として卸売販売業者に課せられる。
地方譲与税（国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税）	
*所 得 譲 与 税	個人の所得課税に係る国から地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置として所得譲与税を地方公共団体に対し譲与するものである。所得譲与税は、毎年度の所得税法の規定より、都道府県及び市町村に対し譲与するもので、その2分の1に相当する額を市町村に対し、最近の国勢調査の結果による人口で按分して譲与するものである。
*地 方 道 路 譲 与 税	地方道路税の徴収金を財源とし、当該徴収地の徴収額に関係なく、別の交付基準によって按分交付され、その用途については、地方道路譲与税第6条の規定からその全額を道路に関する費用にあてなければならないとされている目的財源である。
*自 動 車 重 量 譲 与 税	自動車重量税法により、国税として徴収される自動車重量税の収入額の4分の1に相当する額を都道府県を通じて市町村の道路財源として譲与されるものである。 譲与金の算定方法は、一つは市町村に譲与すべき額の2分の1の額を市町村道の補正後の数値の延長に按分した額とし、残りの2分の1の額は市町村道の補正後の面積に按分した額を配分するものとされる。
利 子 割 交 付 金	利子割は所得に対する課税であるため、市町村民税所得割に相当するものとして、利子割交付金制度が設けられている。道府県は、市町村に対し、利子割額の95%の5分の3相当額を市町村の個人道府民税額で按分して交付する。
配 当 割 交 付 金	平成16年1月1日以後に支払いを受ける一定の上場株式等の配当に対しては、他の所得と分離し、県民税として「配当割」が課税

される。納入された配当割から事務費（5%）を控除した後の100分の68に相当する額を市町村に交付されこととなっている。

- 株式等譲渡所得割交付金 平成16年1月1日以後に発生する源泉徴収口座内の株式等の譲渡に対して、他の所得と分離し、県民税として「株式等譲渡所得割」が課税される。納入されたか株式等譲渡所得割ら事務費（5%）を控除した後の100分の68に相当する額を市町村に交付されこととなっている。
- 地方消費税交付金 地方消費税は、条例によって都道府県が課する地方税であり、消費税と同様、広く消費に負担を求める消費課税である。都道府県は、精算を行った後の金額の2分の1に相当する額を地方消費税交付金として都道府県内の特別区及び市町村に対して交付額の2分の1を人口で、他の2分の1を従業者数で按分して交付することとなっている。
- 自動車取得税交付金 自動車取得税は道府県の目的税として、道路に関する費用に充てるため創設されたものであるが、このうち市町村に対する交付金として、道府県に納付された自動車取得税から徴税費の額を控除した額（100分の95とされている。）の70パーセント相当額を市町村に交付するものである。
- 地方特例交付金 恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性質を有する財源として、国から地方へ交付されるものです。地方特例交付金の総額は、各年度の恒久的減税による総減収見込額の4分の3に相当する額から、たばこ税の一部の地方への委譲による増収見込額及び法人税に係る地方交付税率の引上げによる措置額を控除した額とされている
- 地方交付税 すべての地方公共団体に対して、それぞれの財政需要に即して必要な財源を確保するために、国民の負担とする租税を国と地方公共団体のそれぞれの財政需要によって配分することにより、地方公共団体の財源保障を確保するとともに地方公共団体に与えるべき財源のうちの一部についての地方公共団体の財源調整制度として行なわれているものが地方交付税である。しかし、これは国庫支出金のごとく、特定の事務、事業の経費に当てることが義務付けられ、その用途が限定されているものではなく、交付された地方公共団体の一般財源として使用されるものである。
- 地方交付税法第6条第1項により地方交付税の総額は、所得税及び酒税の収入額のそれぞれ100分の32、法人税収入の100分の

35.8、消費税の収入額の100分の29.5並びにたばこ税の収入見込額の100分の25の額と定めている。

地方交付税は普通交付税と特別交付税とに区分され、その比率は94対6とされている。

\*普通交付税

地方交付税の主体をなすもので、各地方公共団体について、合理的基準によって算定したあるべき一般財源所要額としての基準財政需要額が、同じくあるべき税収入としての基準財政収入額を越える額(財政不足額)を基礎として交付される。(基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 普通交付税)

\*特別交付税

普通交付税の基準財政需要額の算定方法によって、捕捉されなかった特別の財政需要がある場合、基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入がある場合、普通交付税の算定期日後に生じた災害等のため、特別の財政需要がある場合にこれらの事情を各地方公共団体に考慮して交付されるものである。

交通安全対策特別交付金

現下の激増する交通事故に対処するため、地方公共団体が必要な道路交通安全施設の設置及びその管理に要する経費に充てるため創設された財政制度であり、道路交通法第128条第1項の規定により納付される交通反則金に係る収入見込額から郵政取扱手数料相当額、通告書送付費支出金相当額を控除した金額が都道府県及び市町村に交付されるものである。

交付金の交付額の算定は、各地方公共団体の区域内における過去2年の警察庁調による交通事故発生件数(人身事故に限る。)の平均値、最近の国勢調査による人口集中地区人工及び前年4月1日現在における国土交通省の道路設置現況調査による改良済道路の延長(規格改良済道路延長から有料道路の供用延長を控除した数値をいう。)の3つの指標により算定される。

交付金は、地方公共団体が行なう単独事業で、横断歩道橋、歩道、道路標識、踏切道の舗装、救急自動車道路標識、反面鏡、区画線等道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用にあてなければならないものである。

国庫支出金

国は地方公共団体に対して負担金、補助金、交付金、補給金、委託金等各種名称によって支出金を交付している。これらを総称して国庫支出金と呼ぶ場合もあるが、一般的には、地方交付税交付金等のように用途が特定されていないものを除外し、特定財源としての性格を有するものを指しており、地方財政法18条に規定する「国庫支出金」はこの意味で用いられる。

国庫支出金には、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金に分類される。

都道府県支出金	<p>都道府県は、市町村や各種団体あるいは個人に対して、法令の規定に基づき又は行政上の必要によって、負担金、補助金、委託金の交付をする場合がある。これらの都道府県の支出金を指して広義に都道府県支出金と呼ぶ場合もあるが、法令上の用語としては、市町村に対する支出金をいう。</p> <p>都道府県支出金には、都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。</p> <p>都道府県支出金は、国庫支出金と同じく負担金、補助金、委託金に区分される。</p>
財産収入	<p>財産収入とは、地方公共団体が有する財産に係る貸付け、私権の設定、出資、交換又は売払いによって生ずる現金収入をいう。ただし、行政財産及び公の施設の使用に係る使用料は含まれていない。</p> <p>財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいうが、それ以外の財産的価値のある資産について現金収入を生ずる場合を含むことがある。</p>
寄附金	<p>寄附金とは、ある者が、他の者の行う一定の事業に要する経費に充てるために、相当の反対給付を受けることなく、金銭又は特定の財産を給付することで、民法上贈与と呼ばれているものである。</p>
繰入金	<p>地方公共団体の各会計間、すなわち一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動を表わす用語として、繰入金という用語を使用している。</p> <p>繰入金には、特別会計繰入金、基金繰入金があり、特別会計繰入金とは、病院会計、水道事業会計等特別会計からの繰入金がある。基金繰入金には、財政調整基金取り崩し繰入金、学校建設基金取り崩し繰入金、各種貸付制度繰入金等がある。</p>
繰越金	<p>一会計年度から次の会計年度へ持ち越した金額を繰越金という。繰越金は決算上の純余剰金である純繰越金と前年度から繰り越された歳出予算の財源に当てるべき繰越金の2つに分けられる。</p>
諸収入	<p>地方公共団体の一般会計における歳入予算の計上科目の一つで、特定の歳入のための科目ではなく、他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目の名称で、おおむね次の内容となる。</p> <p>延滞金、加算金及び過料、預金利子、公営企業貸付金元利収入、貸付金元利収入、受託事業収入、公益事業収入、雑入がある。</p>

町

債

町債は、地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を越えて行われるものをいう。  
地方公共団体の歳出は、町債以外の歳入をもって賄うことが原則とされているが、臨時突発的に多額の出費を余儀なくされる場合とか、収益的な投資のように将来の住民にも経費を分担させ、あるいは将来の収益によって返済することがむしろ公平である場合等には、町債を経費の財源とすることができる。

鞍手町行財政改革推進委員会設置条例

昭和60年4月1日

鞍手町条例第2号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、鞍手町行財政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、鞍手町の行財政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年6月9日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 鞍手町行財政改革推進委員会設置条例施行規則

平成 17 年 6 月 9 日  
鞍手町規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鞍手町行財政改革推進委員会設置条例（昭和 60 年鞍手町条例第 2 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、鞍手町行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任命)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定に基づき、町政について優れた識見を有する者の内から町長が任命する委員会の委員（以下「委員」という。）15 名以内は、次に掲げる事項に基づき委員候補者を選出し、任命するものとする。

- (1) 各種関係機関及び団体の意見を反映するため、議会関係者、地域自治関係者、農業関係者、商工業関係者、ボランティア関係者、福祉関係者及び教育関係者から選出する。この場合において候補者は、当該関係機関及び団体の代表者等に限定することなく、当該機関及び団体からの推薦により選出する。
- (2) 効率的かつ効果的な行財政運営の実現に向け、企業経営的な視点からの意見を反映するため、町内企業の関係者から選出する。
- (3) 男女共同参画の視点から、参画率に配慮し、女性の町民から選出する。
- (4) 前 2 号の規定により選出する候補者は、町長が適任者と判断する者を指名し、選出する。
- (5) 町民参加の機会を確保し、町民の視点からの建設的な意見を反映するため、公募による町民から選出する。
- (6) 委員会の附属機関としての位置付けを尊重し、客観的な意見を反映するため、町行政関係職員からは選出しない。

2 前項に規定する事項に基づく委員の任命区分及び委員数の配分は、次のとおりとする。

委員の任命区分等	委員数の配分	
関係機関及び団体推薦 8 名	議会関係者	2 名
	地域自治関係者	1 名
	農業関係者	1 名
	商工業関係者	1 名
	ボランティア関係者	1 名
	福祉関係者	1 名
	教育関係者	1 名
指名 5 名	企業関係者	3 名
	女性	2 名
公募 2 名	町民	2 名

(会議の公開)

第 3 条 条例第 5 条の規定に基づく委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開とし、傍聴できるものとする。ただし、特段の事情がある場合は、その理由を明示して会議を非公開とすることができる。

(傍聴の手続)

第 4 条 会議の傍聴を希望する者は、所定の受付簿に自己の住所、氏名を記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第 5 条 傍聴人の定員は、会議を開催する会議室の広さ等を考慮して、会長が定めるものとする。

(傍聴することができない者)

第 6 条 次に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物等の危険な器物、火薬又は劇毒薬を持っていると認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしていると認められる者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、ビデオ、カメラ(カメラ機能付携帯電話を除く。)の類を持っている者。ただし、第 8 条の規定により撮影又は録音等を行うことにつき、会長の許可を得た者を除く。
- (5) ポスター、ビラ、プラカード、旗、のぼり、その他氣勢を示すおそれのある物を持っている者
- (6) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者
- (7) 獣類(身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)第 2 条に規定する身体障害者補助犬を除く。)を携行する者
- (8) 児童又は乳幼児。ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

(傍聴人の遵守事項)

第 7 条 傍聴人は、所定の場所において傍聴しなければならない。

2 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 静かに傍聴し、私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと。
- (4) 帽子、オーバーコート、マフラー等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 携帯電話又はパソコン等の電子機器の電源を切り、使用しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第 8 条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第 9 条 傍聴人は、第 2 条の規定に基づき、会議を非公開とする決定がなされたときは、直ちに退

場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第 10 条 会長は、会議の平穏な進行を確保するために、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第 11 条 会長は、傍聴人が第 4 条から第 9 条までの規定に違反したときは、これを制止するなど必要な措置を行うことができる。

2 会長は、傍聴人が前項の規定による措置又は前条の指示に従わないときは、その者を退場させることができる。

(会議録の調製等)

第 12 条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

(3) 出席した職員等の氏名

(4) 会議事項

(5) 会議経過及び発言内容

(6) その他前各号に定めるもののほか会長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 会議録に署名すべき委員は、2 名とし、会長が会議において指名する。

4 会議録は、委員が署名した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第 13 条 会議録及び会議資料は、原則公開とする。

2 会議の審議経過及び結果等については、広報誌、ホームページに掲載する等の方法により、広く住民に周知するよう努めるものとする。

(補則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。ただし、会議運営方法に関する申し合わせ事項は、会長が会議に諮って定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鞍手町行財政改革推進本部設置要綱

昭和60年4月1日

鞍手町要綱第3号

(設置)

第1条 行財政改革の推進を図るため、鞍手町行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革大綱の策定及び実施に関する事
- (2) 行財政改革の実施状況の公表に関する事
- (3) その他行財政改革に係る重要事項に関する事

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は町長をもって充て、副本部長は助役及び収入役をもって充てる。

3 本部員は各課室局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(調整会議)

第6条 本部に調整会議を置く。

2 調整会議は、助役、収入役、総務課長、企画財政課長及び専門部会の代表者をもって構成し、所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本部の会議の議事とする事項の調整に関する事
- (2) その他本部の会議の運営に必要な事項の調整に関する事

(専門部会等)

第7条 本部の統括の下、必要に応じて、各種の専門部会、分科会及びグループ会議（以下「専門部会等」という。）を置くことができるものとする。

(職員以外の者の出席)

第8条 本部長が必要であると認めるときは、本部の会議、調整会議及び専門部会等の会議に職員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月9日告示第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 今後のスケジュール

時期等		内 容	
3月中	行革担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の取組みについて検討</li> <li>総務課、企画財政課事務打ち合わせ、町長、助役への内容確認</li> </ul>	
4月13日	推進本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の体制の確認（条例案、要綱案・・・組織・体制案など）</li> <li>成果と課題の整理方法（検証方法）等について</li> </ul>	
4月中旬	専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門部会立ち上げ（正副部会長の決定、取組み開始）</li> <li>成果と課題の整理・分類（検証）</li> </ul>	
5月20日	行革担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募委員の決定</li> </ul>	
5月下旬まで	専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>検証結果のまとめ</li> </ul>	
		<b>特別対策への取組み</b>	<b>今年度中に達成できる項目への取組み</b>
6月1日	調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>検証結果の確認</li> <li>委員会への諮問内容の確定</li> </ul>	分科会等の再始動  平成17年度中に達成可能なものへの取組み  事務改善分科会  財政改革分科会  企画政策分科会  各課室局
6月6日	推進本部		
6月上旬	行革担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例改正（町議会）</li> <li>施行規則の制定</li> <li>要綱改正</li> </ul>	
6月10日	行革委員会	第1回委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>委員任命、会長の選任、諮問など</li> </ul>	
6月中～下旬	行革委員会	第2回委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>検証結果報告（各専門部会より）</li> <li>基本方針、基本目標の検討</li> </ul>	
7月上旬	"	第3回委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針、基本目標の決定</li> <li>中間答申</li> </ul>	
9月上旬まで	専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針、基本目標の具体化</li> <li>専門部会案の策定</li> </ul>	
9月中旬	調整会議 推進本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>各専門部会案の審議</li> <li>推進本部案の策定</li> </ul>	
9月下旬	行革委員会	第4回委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>推進本部案の提案、審議</li> </ul>	
10月上旬	"	第5回委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>推進本部案の審議</li> </ul>	
10月中下旬	"	第6回委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>推進本部案の審議</li> <li>答申内容についての協議</li> </ul>	
11月上旬	"	第7回委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>最終答申</li> </ul>	
11月下旬まで	専門部会 調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>答申内容に基づく、推進本部案の再調整</li> </ul>	
	推進本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>新大綱及び実施計画書（集中改革プラン）の完成（最終確認）</li> </ul>	
12月以降		<ul style="list-style-type: none"> <li>取組み開始（議会への報告）</li> <li>具体的改革・改善事項への取組み</li> <li>集中改革プランの公表</li> </ul>	平成18年度予算への反映
目標年度末		<ul style="list-style-type: none"> <li>中間、最終...成果の検証、評価</li> <li>行革委員会への報告 意見・提言 修正</li> <li>進捗状況の公表（広報誌、ホームページなど）</li> </ul>	

# 鞍手町行政改革大綱

平成14年2月27日

鞍 手 町

# 目 次

行政改革大綱を策定するにあたって .....	1
第1 行政改革の基本的な考え方 .....	2
第2 具体的措置事項 .....	3
1. 町民の視点に立った行政サービスの向上 .....	3
(1) これまでの仕事のあり方を真摯に検証していく姿勢の確立 .....	3
(2) 町民ニーズに応えられる行政運営の確立 .....	3
(3) 情報化の推進 .....	3
2. 町民と行政の協働による住民自治の推進 .....	3
(1) 町民参画の行政運営 .....	4
3. 効率的で健全な行財政運営 .....	4
(1) 自主財源確保のための施策の推進 .....	4
(2) 事業の見直し .....	4
(3) 事務の見直し .....	5
(4) 各種補助金の見直し .....	5
(5) 時限立法関係事業の今後の対応 .....	5
(6) 広域行政の推進 .....	5
(7) 定員の適正管理 .....	5
(8) 民間委託 .....	6
(9) 給与の適正化 .....	6
(10) 公共施設の効率的な運営 .....	6
4. 地方分権時代に対応した組織と人材育成 .....	6
(1) 組織・機構の見直し .....	7
(2) 人材登用と職員配置 .....	7
(3) 人材教育 .....	8
第3 行政改革の推進体制と進行管理について .....	8
おわりに .....	8
参考資料 .....	9

## 行政改革大綱を策定するにあたって

本町では、平成 8 年に策定された行政改革大綱に基づき、職員定数の削減や健全な財政運営に重点をおいた行政運営を推進してきたところがあります。

しかしながら、近年の社会情勢の変化は目を見張るものがあり、本格的な高齢化社会を迎え、高齢者が安心して暮らせるまちづくり、さらに情報化、国際化の進展にともなう産業構造の変化、生活の質や環境への関心の高まり等により、町民のニーズが多様化、複雑化してまいりました。

また、平成 12 年 4 月に地方分権推進法が実施され、わが国の自治体は自己決定・自己責任の原則のもと、それぞれに個性ある地域づくりに向けて創意工夫を発揮することを強く期待されています。

このような時代背景の中、国においては 21 世紀のわが国の経済社会を自律的な個人を基礎とした、より自由かつ公正なものとするため、これまでの国と地方を通ずる行政の組織や制度のあり方、行政と国民との関係等を抜本的に見直し、新たな行政システムを構築する必要があるとして、

新たな時代の要請に対応する観点から、機動性を備えた行政の実現  
国民の主体性と自己責任を尊重する観点から、民間能力の活用、事後監視型社会への移行等を図ることによる簡素かつ効率的な行政の実現

行政情報の公開と国民への説明責任の徹底を図ることによる国民に開かれた透明性の高い行政の実現

行政事務の電子化、窓口の利便性の向上等を図ることによる国民本位の質の高い行政サービスの実現

を目指し、今後、平成 17 年までの間を一つの目途として各般の行政改革を集中的かつ計画的に実施することを内容とした行政改革大綱が、平成 12 年 12 月 1 日に閣議決定されたことから、本町においても、地方分権の時代に対応する行政運営と新たな行政課題を積極的に取り上げて行政改革を推進するため、原則として、計画の目標年度を平成 17 年度とする鞍手町行政改革大綱を策定するものです。

## 第 1 行政改革の基本的な考え方

平成 8 年 4 月に鞍手町行政改革大綱（計画期間：平成 8 年度から 12 年度までの 5 年間）を策定し、その基本方針に沿って効率的な行財政運営に取り組んできましたが、21 世紀という新たな世紀を迎え、ますます少子・高齢化、国際化、情報化の進展、生活の質の変化や環境への関心の高まり、さらには、地方分権の推進など地方行政を取り巻く環境は大きく変化しています。

本町においても、こうした社会情勢や複雑多岐にわたる住民の皆さんのニーズに的確に対応できるよう、職員各自が地方公務員としての立場を改めて認識するとともに、地方自治の本旨に基づき民主的で能率的な行政の推進に努力し、町民の期待に応えられるような行財政システムを新たに確立する必要があります。また、平成 13 年度は、本町の総合計画後期基本計画がスタートした年でもあります。

社会経済情勢の変化や多様化する行政需要に対応するとともに、地域の総合的な行政主体として個性と魅力あるまちづくりを実現し「やさしさと躍動感あふれる快適生活拠点都市 鞍手」として新たな飛躍を遂げるため、行財政能力・体質の一層の強化を図ることが求められています。

このため、本町では、行財政改革を最重要課題の一つとしてとらえ、これまでの改革の実績を踏まえつつ、新たな課題の解決を含め、町の総合計画と関係しながら、次の四つを基本方針として、これまで以上に行政改革を推進していくこととします。

- 1．町民の視点に立った行政サービスの向上
- 2．町民と行政の協働による住民自治の推進
- 3．効率的で健全な行財政運営
- 4．地方分権時代に対応した組織と人材育成

## 第2 具体的措置事項

### 1. 町民の視点に立った行政サービスの向上

多様化、複雑化する行政サービスと新しい行政需要に的確に対応していくためには、事務事業の全般にわたって絶えず見直しを行い、緊急度の高いものを選別し、効率的な事業の実施を図るとともに、急速に進歩している情報処理技術や高度通信技術を積極的に活用し、町民サービスの充実に努める。

#### (1) これまでの仕事のあり方を真摯に検証していく姿勢の確立

「町民ニーズに的確に対応した、最少の経費で最も効果的に提供される行政サービス」、いわゆる「町民の視点に立った行政サービス」の実現に向けて、すべての職員一人ひとりが真摯にこれまでの仕事のあり方を検証し、改善すべき点を発見するという姿勢を持つことを確立する。

#### (2) 町民ニーズに応えられる行政運営の確立

行政サービスの内容が町民ニーズとずれたものとならないよう、絶えず町民ニーズの的確な把握に努め、これに的確に対応した質の高い行政サービスを提供可能とする行政運営の確立に努める。

#### (3) 情報化の推進

行政需要や価値観の変化に対応して事務処理の効率化や標準化のための職員研修を徹底し、OA化・ネットワーク化の推進については、処理技術の発達、情報環境の変化を十分考慮し、見直しを定期的に行う。

パソコン通信やインターネットなど、新しいメディアの有効活用を図り地域情報化を推進する。

インターネット等を通じ、鞍手町から全国に向けての情報発信について検討する。

国、県、他市町村とのオンライン化については、町民へのプライバシーに配慮しつつ検討する。

個人情報保護のための条例を制定する。

### 2. 町民と行政の協働による住民自治の推進

町民生活に密接な問題や地域の課題等については、町民の行政参加を促し、課題を解決するための方策を確立するため、積極的な情報公

開、情報提供と町民とのコミュニケーションを一層充実することが必要である。

さらに「開かれた町政」を推進し、成熟化する社会にふさわしい行政と町民の関係を築くため、行政と町民が対等に向かい合い、意思の疎通ができる健全で密接なパートナーシップを確立し、町民の自治意識の向上を図る必要がある。

#### (1) 町民参画の行政運営

地域に密着した個別課題の解消と、行政と町民の連携による地方分権推進に向けた取り組みとして、地域の実情把握や町民ニーズの掘り起こし等を通じて、地域町民の声が行政に反映できるシステム作りに努める。

町民がそれぞれ責任をもって取り組むべき課題であるごみの減量化等の自主活動については、これを支援するよう努める。

高齢化対策、独居老人対策、生涯学習、花のまちづくりの推進等、地域の協力を必要とすることについては、各地域、公民館単位等でボランティア団体等を積極的に活用することを検討する。

### 3. 効率的で健全な行財政運営

厳しい財政環境の中で、町民ニーズの多様化・複雑化、行政需要の増大・肥大化等から行財政環境が、今後ますます厳しさを増すと予想され、財政基盤の確立を図ることが大きな課題である。

#### (1) 自主財源確保のための施策の推進

町税等の徴収率の向上を図るとともに、地場企業の振興と新たな企業家の育成及び優良企業誘致等を積極的に推進する。

使用料、手数料については、コストに比して著しく低い額となっているもの、また、過去何年も額の改定が行われていないため、額の適正を欠いているもの等について改定を行い、その完納に努める。

町の所有する土地は町民全体の財産であり、適正な維持管理が必要である。一方、今後活用の見込みのない土地については、効率的な処分を行う。

#### (2) 事業の見直し

既存の事業については、目的の達成状況や事業効果を常にはかり、町民のニーズや満足度を尺度として投資的效果を厳格に判定し、絶えず見直しに努める。

新規の行政需要の対応を含め、事業選択については、町民ニーズや行政課題を的確に把握し、真に実施すべき施策の適正な選択により町民サービスの一層の向上を図る。

( 3 ) 事務の見直し

事務処理に関するコストを削減するために、合理的で生産性の高い事務処理方法に改善を行う。また、従来からの慣行や前例にとられることなく常に新しい時代感覚を積極的に導入し、正確・迅速・効率的な事務処理を図り、事務処理水準を向上させることを目的に事務改善に努める。

公用車の管理については、集中管理のメリット・デメリットを勘案し、経費の比較等の精査を行い効率的な管理体制を検討する。また、利用頻度の調査や課ごとの調整を行うことで、有効な利用方法を検討する。

町民にわかりやすく、親切な窓口サービスの充実を図るために、総合窓口の設置を検討する。

( 4 ) 各種補助金の見直し

事業効果をすでに達成しているもの、補助効果の乏しいもの及び存続意識の薄れたもの等、補助金の交付目的を再検討し、単費補助金については積極的に見直しを検討する。また、少額補助金の必要性を再検討する。

安易に補助金に依存しない自主的・自立的な団体運営を助長する。補助金の削減及び交付期限等についての、適正な基準を検討する。

( 5 ) 時限立法関係事業の今後の対応

石炭関係諸法は平成 13 年度で失効することから、それぞれの事業量の推移に応じて職員数の適正化に努める。

( 6 ) 広域行政の推進

広域の見地から事業を推進することが社会的に要請されるものについては、積極的に取り組む姿勢が必要である。

( 7 ) 定員の適正管理

本町の職員数については、定数と実数との間にかなりの開きがあるので、実態にあった適正な定数化を行う。

石炭関係諸法の失効による事業量の推移に併せて関係部門の人員については、随時、弾力的な見直しに努める。

現業部門については、町民サービスが低下しないよう配慮しつつ、退職者不補充などにより、委託等民間活力を導入する一方、必要

な職場については適正な職員の配置を行うことを検討する。  
再任用職員及びNPO(非営利団体)の積極的な活用を検討する。  
臨時職員等については、必要性、緊急性、効果等を十分検討し、  
雇用の適正化を図る。

高齢化・少子化等の社会状況の変化に併せて、定数の削減可能な  
職場と、増員の必要な職場については、適正な予測、検討を行う。  
地方分権の推進に伴う権限委譲等についての情勢の変化に対応  
できる柔軟な定員管理を検討する。

#### (8) 民間委託

町民ニーズの多様化・複雑化に対応し、かつ効率的な行政運営  
を図るため民間委託の導入に際しては、行政責任の確保、町民サ  
ービスの維持向上等の配慮、現行法制との整合性、経済的コスト  
の比較等の多角的検討を進め、現業部門を中心に考慮する。

#### (9) 給与の適正化

職員の給与については、国に準じた改正を行ってきたところだ  
があるが、今後も給与制度及び運用の適正化については十分注意  
を払う。また、手当等についても社会情勢の変化や必要性を考慮し  
て見直しを図る。

#### (10) 公共施設の効率的な運営

中央公民館、社会教育施設、公園等の管理については、効率的な  
管理運営を図るため、管理公社等の設立に努めるとともに、民間  
活力の導入を図る。

新たな施設を整備する場合は、その施設の役割、機能、運営方法  
等については、多面的に検討するとともに、民間活力のノウハウ  
を導入し、効率的な管理システムの確立について検討する。また、  
必要に応じて広域的な見地からの整備を検討する。

公共施設が、町民にとって利用しやすく、親しまれるものとなる  
よう予約システム等について検討する。

### 4. 地方分権時代に対応した組織と人材育成

地方分権の推進、社会経済情勢の変化により、行政需要が多様化複  
雑化し、行政運営が一段と専門化しつつある今日、新たな行政課題や  
町民ニーズに対応するためには、行政組織が常に適正に機能し、責任  
を果たすことが必要であり、職員に求められる資質は多様かつ高度化  
している。

このため町民ニーズの変化に即応した政策形成能力や新たな時代に対応できる創造的能力を有する意欲のある人材を育成する。

#### (1) 組織・機構の見直し

町民にとってわかりやすく利用しやすい組織、また、職員にとっては、新たな行政需要への対応に積極的に取り組むため、課係にまたがった連携した取り組みを行いやすい組織とする。また、縦割り行政による弊害が生じないように、課係の連携を密にし、高齢化対策や大規模プロジェクトなど複雑多岐にわたる行政需要に的確に対応できる組織づくりを進める。

広域的な行政、民間委託、第3セクターの活用等をも考慮し、時代の流れに即応しうる組織・機構を検討する。

町民生活に密接な問題や地域課題について、町民の行政参加を促し、行政課題や重点施策を広く町民にわかりやすく提起し、浸透を図る必要がある。このため、行政情報の町民への迅速確実な伝達及び町民の行政参画の機会充実等を図るための体制を検討する。また、21世紀の知的社会を支える地域情報基盤の整備等を主管する担当課の明確化を図る。

町の出資法人への町職員の派遣については、これらの法人の効率的・効果的な運営や専属職員とのバランスに慎重に配慮する。

#### (2) 人材登用と職員配置

職場の活性化や職員の士気を配慮した計画的な人事異動を実施する。

現場での体験を考慮した、多様な職種業務に対応できる人事異動を進める。

多様化、複雑化する行政需要に応えるために、高度な専門的知識や技術が必要とされる分野では、専門的分野の職員の再教育を含め、中・長期的な展望に立った専門職員の育成・確保を行うことを検討する。

職場の活性化と職員の意識高揚のため、職員提案制度について検討する。

適材適所を基本とする人材登用と職員配置を図るため、人事考課制度の導入を進める。

地域防災対策や郷土意識、地域に密着した活性化策等を考慮した人材の確保に努める。

女性職員の積極的な登用を図る。

### (3) 人材育成

地方分権の推進により、地方自治体には地域の実情に応じた独自の政策形成が求められることになる。このため地方分権の時代にふさわしい町民生活に密着した感覚を備え、独自の政策を立案し、政策実現のための交渉・調整・評価を行うことができる職員の育成に努める。

民間企業、大学院、研究調査機関、先進的自治体等への職員の派遣、交流を進める。

高齢化社会を迎え、福祉・保健・医療分野での総合的な施策を実施するための人材育成を実施する。

管理職の資質と能力向上に努めるほか、組織の横断的連携による政策形成過程への職員参加の実現と職務改善の意識を高めるなどの対応を図る。

人材育成を図るため、適正な勤務評価制度を導入し、士気の向上に努める。

## 第3 行政改革の推進体制と進行管理について

行政改革を真に実行的なものとするため、職員一人ひとりが、また組織全体が常に自己の仕事に問題意識をもち、町民の視点に立って地方分権の時代に対応した、積極的な取り組みを進めることが重要である。

さらに、行政改革を着実、かつ効果的に推進していくために、「鞍手町行政改革推進本部」による適切な進行管理を行い、さらに「鞍手町行政改革推進委員会」に対して定期的に実施状況を報告するとともに、町民へ公表する。

## おわりに

本町の行政改革の指針としてこの大綱を策定しましたが、今後この実施にあたっては、職員の理解と協力はもとより町議会、町民、関係団体のみなさんの、より一層の理解と協力をお願いする次第であります。

# 参 考 资 料

## 町の概要

### 面積（県下49位）

総面積 (平成12.10.1)	耕地 (平成12.8.1)	宅地 (平成12.1.1)	山林 (平成12.3.31)
35.58 km <sup>2</sup>	8.72 km <sup>2</sup>	4.00 km <sup>2</sup>	13.26 km <sup>2</sup>

### 人口（平成12.3.31現在県下42位）

昭和35.10.1 (国調人口)	平成2.10.1 ( " )	平成7.10.1 ( " )	平成12.10.1 ( " )	平成13.3.31 (住基人口)
28,714人	20,332人	20,248人	19,266人	19,710人
平成7国調高齢化率	18.0 %	平成12国調人口密度	541人/ km <sup>2</sup>	

### 世帯数

昭和35.10.1 (国調世帯数)	平成2.10.1 ( " )	平成7.10.1 ( " )	平成12.10.1 ( " )	平成13.3.31 (住基世帯数)
6,256	6,338	6,531	6,678	7,321

### 有権者数（平成13.7.11現在）

男	女	計
7,417	8,523	15,940

### 職員数（平成13.4.1現在）

区 分	職員数	区 分	職員数
普通会計 (うち施設関係)	173 (49)	一般行政職	141
		福祉職	40
		技能労務職	15
人口千人当たり	8.67	企業職	13
同類似団体	9.19	消防職	0
公営事業会計関係	210	教育職	1
計	383	その他(内税務職)	173(13)

町の産業・経済

生産・所得（平成10年度）

(%)

町内総生産	529億円	就業者1人当たり	6,483千円 (対県平均)91.0
町民所得	495億円	人口1人当たり	2,525千円 (対県平均)93.4

産業構造

(百万円)

区分	総生産額 (平10年度)	構成比 (%)
第1次	635	1.2
第2次	29,624	56.0
第3次	23,212	43.9
帰属利子等	558	1.1
計	52,913	100.0

農業・工業・商業

(人・百万円)

農業 (平12.2.1)	農家数 (うち専業農家)	農業就業人口	農業粗生産額 (平11.1.1~平11.12.31)
	408(82)	598	1,290(県下52位)
製造業 (平11.12.31)	事業所数 (うち300人以上)	従業者数	製造品出荷額等 (平11.1.1~平11.12.31)
	69(1)	2,970	88,806(県下16位)
卸・小売業 (平11.7.1)	事業所数 (うち50人以上)	常用従業者数	年間販売額 (平10.4.1~平11.3.31)
	215(2)	1,039	15,290(県下53位)

主要農作物（平11年粗生産額順）

(千万円)

1	米	52	4	肉用牛	13
2	ぶどう	18	5	小麦	10
3	鶏卵	14			

公共施設整備状況(平成11年度)

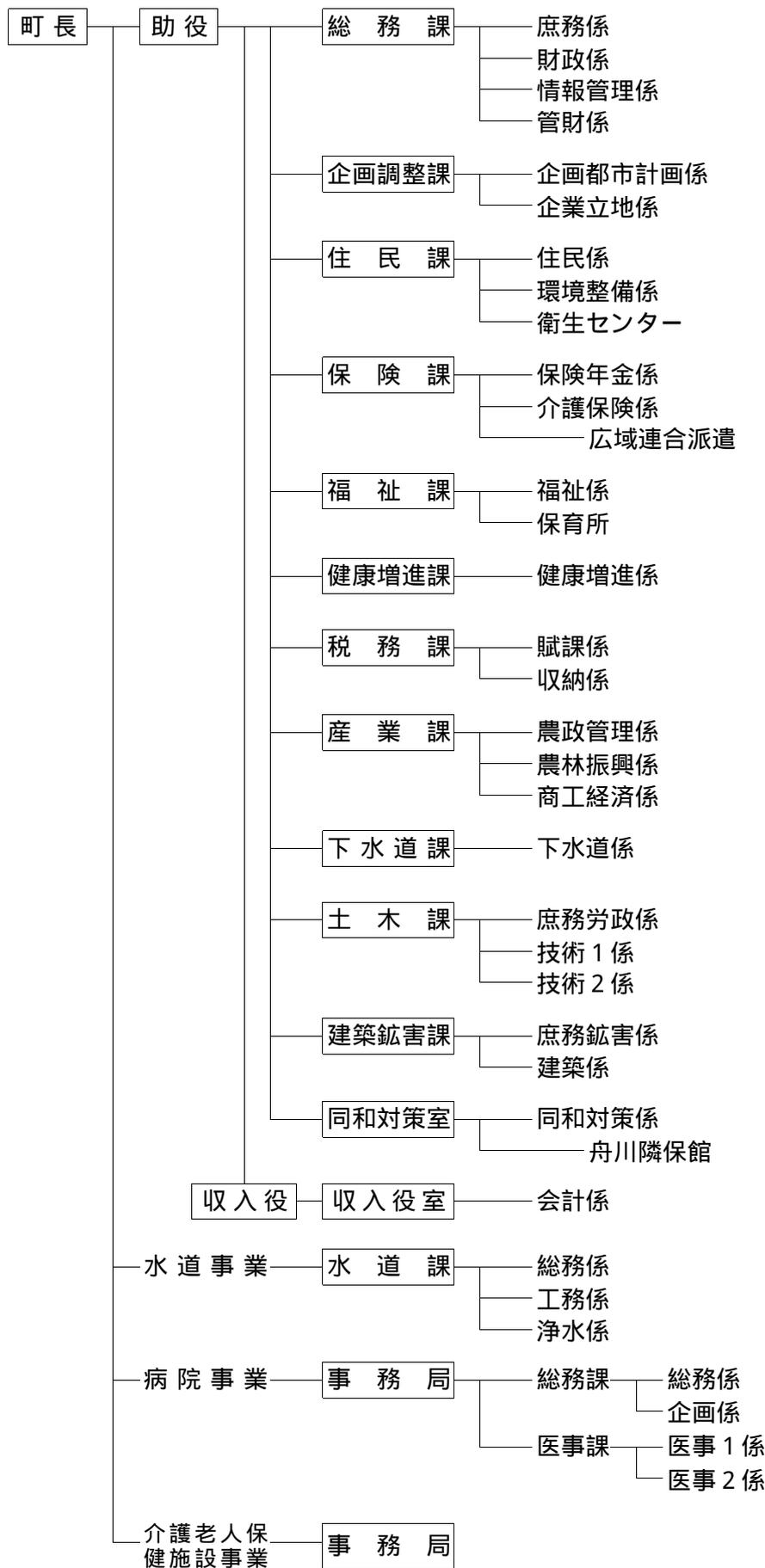
(%)

区 分		当該団体	類似団体
道 路	改 良 率	63.0	45.1
	舗 装 率	86.3	66.8
橋 り よ う	永 久 橋 比 率	99.4	97.5
都市公園等	人口1人当たり面積(m <sup>2</sup> )	1.1	10.6
ご み	収 集 率	100.0	83.2
し 尿	収 集 率	92.1	39.9
上 水 道	普 及 率	91.7	92.2
公共下水道	普 及 率 ( 人 口 )	8.9	38.0
小 学 校	校舎必要面積不足比率	9.8	19.2
中 学 校	"	0.0	13.8
公 営 住 宅	世 帯 数 比 率	5.9	2.6

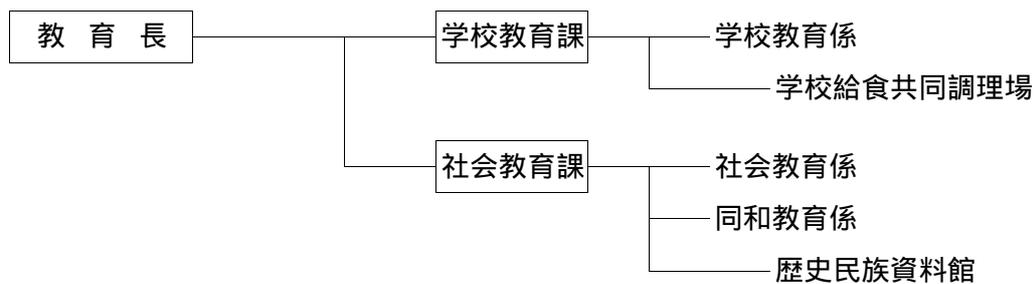
電算処理業務等の状況(平成12年度)

人事管理	給 与	住 民 税	固定資産税	国民健康保険税	住民記録
印鑑登録証明	会 計 処 理	起 債 管 理	上 下 水 道		
すべて単独自己処理					

行政組織機構図（平成13年4月1日現在）



# 教育委員会



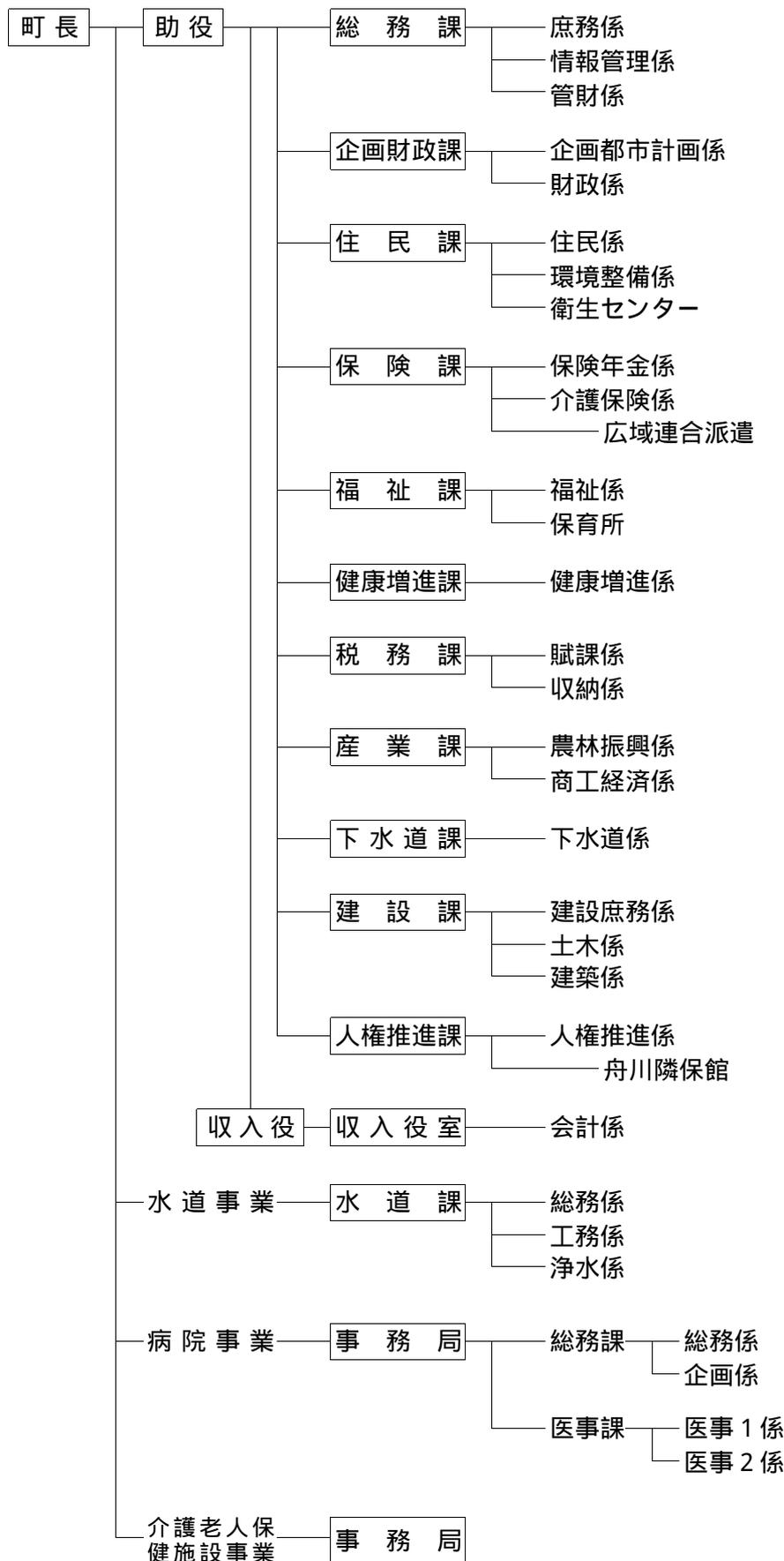
議 会——事務局

選挙管理委員会——事務局

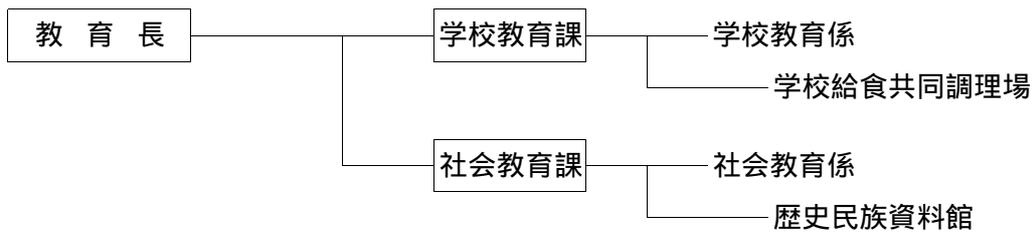
監 査 委 員 会——事務局

農 業 委 員 会——事務局

新行政組織機構図（例）



教育委員会

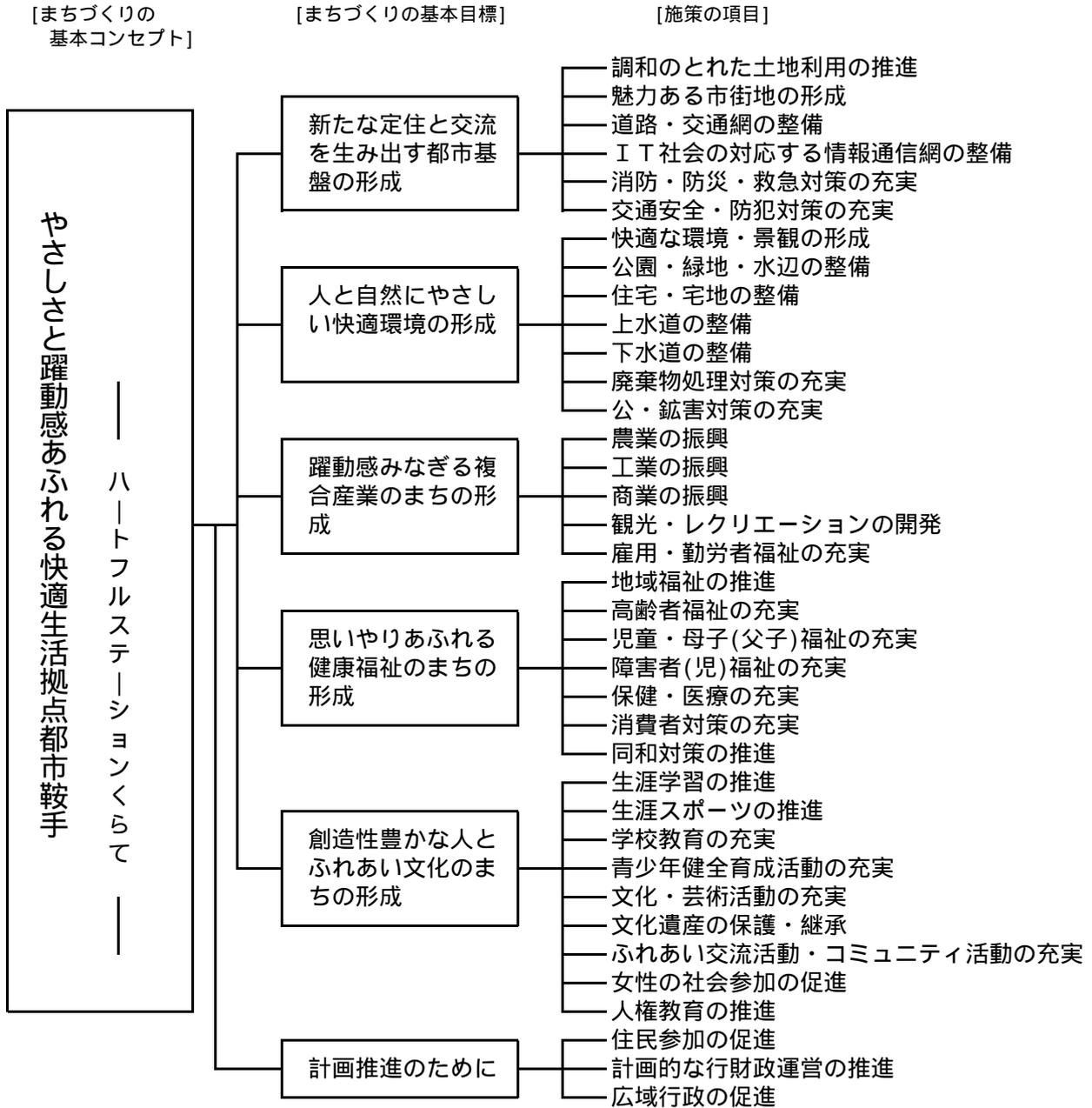


- |   |   |    |     |    |     |     |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|----|-----|----|-----|-----|----|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | —— | 事務局 |    |     |     |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 選 | 挙 | 管  | 理   | 委  | 員   | 会   | —— | 事務局 |   | 住 | 民 | 課 | 職 | 員 | 兼 | 務 |
| 監 | 查 | 委  | 員   | —— | 事務局 |     | 總  | 務   | 課 | 職 | 員 | 兼 | 務 |   |   |   |
| 農 | 業 | 委  | 員   | 会  | ——  | 事務局 |    | 產   | 業 | 課 | 職 | 員 | 兼 | 務 |   |   |

### 第3次鞍手町総合計画施策の大綱

「やさしさと躍動感あふれる快適生活拠点都市 鞍手」という新たなまちづくりの将来像を達成するために、その基本的な施策体系は次の通り構成されている。

#### 新しいまちづくりの全体的な施策体系図



### 第3次鞍手町総合計画における将来人口の目標

#### 将来人口及び世帯数の目標

( 単位：人、世帯、人/世帯、%)

	平成2年度	平成12年度	平成17年度	年平均伸び率	
				H2～H12	H2～H17
総人口	20,332 (100.0)	20,950 (100.0)	27,000 (100.0)	0.30	1.91
年少人口 (14歳以下)	4,002 (19.7)	3,500 (16.7)	5,960 (22.1)	1.33	2.69
生産年齢人口 (14～64歳)	13,050 (64.2)	13,560 (64.7)	17,040 (63.1)	0.38	1.79
老年人口 (65歳以上)	3,280 (16.1)	3,890 (18.6)	4,000 (14.8)	1.72	1.33
世帯数	6,338	6,780	8,710	0.68	2.14
一世帯当人数	3.21	3.09	3.10	-	-

注) 目標値は10人単位、10世帯単位で設定した。

#### 産業構造の目標

( 単位：人、%)

	平成2年度	平成12年度	平成17年度	年平均伸び率	
				H2～H12	H2～H17
就業者総数	8,443 (100.0)	9,010 (100.0)	13,500 (100.0)	0.65	3.18
第1次産業	443 (5.2)	400 (4.4)	380 (2.8)	1.02	1.02
第2次産業	3,689 (43.7)	3,920 (43.5)	4,150 (30.7)	0.61	0.79
第3次産業	4,309 (51.0)	4,690 (52.1)	8,970 (66.5)	0.85	5.01
総人口	20,332	20,950	27,000	0.30	1.91
就業率	41.5	43.0	50.0	-	-

注) 平成2年(実績値)の就業者総数は分類不能2名を含む。また、目標値は10人単位で設定した。

鞍手町の主要な財政指標の推移

区 分	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
歳 入 総 額	8,082百万円	7,506百万円	8,262百万円	8,810百万円	8,320百万円
歳 出 総 額	8,003百万円	7,446百万円	8,129百万円	8,633百万円	8,213百万円
実質収支比率	1.5 %	1.3 %	1.2 %	1.7 %	1.5 %
財 政 力 指 数	0.397	0.405	0.420	0.421	0.414
経常収支比率	86.0 %	86.4 %	85.2 %	83.8 %	82.4 %
義務的経費比率	37.9 %	43.6 %	36.0 %	34.1 %	28.6 %
人件費比率	20.8 %	22.8 %	19.4 %	18.2 %	18.1 %
公債費比率	14.6 %	13.9 %	13.8 %	13.9 %	14.4 %
ラスパイレス指数	92.1	91.5	90.7	91.5	91.4

町職員の年齢・役職等構成集計表（一般職のみ）

凡	例
	課、室、局長
	課、室、局長補佐
	参事補佐、事務主幹、技術主幹
	係長
	事務主査、技術主査、保健主査
	主任主事、主任技師、主任保健婦
	主事、技師、保健婦
*	主事補、技師補

	60	
	55	
	50	
	45	
	40	
	35	
	30	
	25	* *
	20	* * * * *
男 (109)	年齢	女 (59)

注) 平成13年4月1日現在

時間外勤務の実態

課 名 等	時間外勤務総時間数		時間外の多い年間の上位3月(H12)	1人当たり時間数(H12)	1,800時間に対する比率(%)
	平成11年度	平成12年度			
総務課					
庶務係	1,495.00	1,147.00	4.5.3月	163.9	9.1
財政係	797.00	380.00	7.10.3月	95.0	5.3
情報管理係	1,586.00	2,786.00	1.2.3月	696.5	38.7
管財係	83.00	33.00	6.5.11月	11.0	0.6
企画調整課					
企画都市計画係	259.00	357.00	6.7.2月	89.3	5.0
企業立地係	358.00	289.00	1.2.3月	96.3	5.4
住民課					
住民係	608.00	475.00	5.6.7月	95.0	5.3
環境整備係	998.00	576.00	4.5.7月	288.0	16.0
保険課					
保険年金係	3,398.00	2,718.00	5.6.7月	339.8	18.9
介護保険係	346.00	155.00	4.5.10月	77.5	4.3
福祉課					
福祉係	646.00	264.00	5.6.12月	66.3	3.7
保育所	7,729.00	7,432.00	6.10.11月	232.3	12.9
健康増進課					
健康増進係	830.00	457.00	6.7.10月	76.2	4.2
税務課	2,450.00				
賦課係	854.00	1,451.00	4.5.3月	241.8	13.4
収納係	1,596.00	864.00	5.6.12月	172.8	9.6
産業課					
農政管理係	69.00	62.00	6.10.11月	31.0	1.7
農林振興係	202.00	343.00	6.7.10月	114.3	6.4
商工経済係	39.00	42.00	6.7.10月	21.0	1.2
下水道課					
下水道係	382.00	261.00	4.5.6月	65.3	3.6

課 名 等	時間外勤務総時間数		時間外の多い年間の上位3月(H12)	1人当たり時間数(H12)	1,800時間に対する比率(%)
	平成11年度	平成12年度			
土木課					
庶務労政係	94.00	52.00	6.10.1月	17.3	1.0
技術1係	578.00	1,029.00	10.11.1月	205.8	11.4
技術2係	290.00	99.00	4.12.1月	33.0	1.8
建築鉱害課					
庶務鉱害係	304.00	386.00	6.10.3月	386.0	21.4
建築係	577.00	611.00	12.1.3月	305.5	17.0
同和对策室					
同和对策係	110.00	79.00	7.10.12月	39.5	2.2
隣保館	38.00	26.00	6.10.11月	26.0	1.4
収入役室					
会計係	96.00	78.00	6.11.24月	26.0	1.4
議会事務局	18.00	14.00	4.6.10月	14.0	0.8
監査委員会	21.00	23.00	6.7.10月	23.0	1.3
農業委員会	3.00	35.00	6.7.11月	17.5	1.0
学校教育課					
学校教育係	241.00	198.00	4.7.9月	66.0	3.7
小学校	0.00	4.00	4月	4.0	0.2
中学校	12.00	32.00	6.10.11月	16.0	0.9
高校	6.00	4.00	10.11月	4.0	0.2
給食センター	190.00	186.00	6.7.11月	62.0	3.4
社会教育課					
社会教育係	797.00	674.00	6.10.11月	96.3	5.4
同和教育係	48.00	61.00	10.11.12月	30.5	1.7
水道事業					
総務係	838.00	857.00	4.5.3月	214.3	11.9
工務係	1,308.00	1,243.00	4.5.11月	207.2	11.5
浄水係	108.00	683.00	7.8.9月	341.5	19.0
病院事業					
総務課					
総務係	606.00	2,615.00	5.6.3月	373.6	20.8
医事課					
医事1係	985.00	214.00	4.5.6月	214.0	11.9
医事2係	732.00	144.00	4.6.10月	144.0	8.0

# 鞍手町行政改革大綱実施計画

平成14年2月27日

鞍 手 町

# 目 次

## ・ 財政部門における実施計画

- 1．住民サービス向上の視点を重視した事務事業の見直し
  - (1) 事務事業の整理合理化 ..... 1 P
  - (2) 補助金、負担金及び交付金の見直し ..... 2 P
  - (3) 使用料及び手数料の見直し..... 2 P
  - (4) 民間活力の導入 ..... 3 P
  - (5) 広域行政の推進 ..... 3 P
- 2．効果的な行政運営と職員能力開発等の推進
  - (1) 事務改善委員会の設置と活動の活性化 ..... 4 P
  - (2) 企画政策委員会の設置と活動の活性化 ..... 4 P
  - (3) 財政改革委員会を設置し財政の適正かつ効率的な運営 ..... 5 P
  - (4) 専門職の確保と育成 ..... 5 P
- 3．コスト意識を持った情報化の推進等による行政サービスの向上
  - (1) 情報化の推進 ..... 6 P
  - (2) 住民の立場に立った窓口サービスの向上 ..... 6 P

## ・ 組織・機構部門における実施計画

- 1．事務事業の見直しに関する事項
  - (1) 事務事業全般の整理合理化
    - 各課分掌事務の整理合理化についての可能性 ..... 7 P
    - 住民の立場に立った窓口サービスの向上 ..... 8 P
    - 公用車の配置、私用車の使用について ..... 8 P
    - 税金・保険料・家賃等の徴収にかかる検討委員会の設置 ..... 9 P
    - 学校給食費未納についての対応 ..... 9 P
- 2．組織・機構の見直しに関する事項
  - (1) 組織の再編について
    - 現在の組織・機構の見直し ..... 10 P
    - 情報公開の推進について ..... 19 P
    - 高度情報化に対応した行政運営の推進 ..... 19 P
- 3．給与・勤務条件の適正化に関する事項
  - (1) 給与制度の運用についての是正 ..... 21 P
  - (2) 勤務条件の運用についての是正 ..... 22 P
  - (3) 超過勤務の削減 ..... 22 P
- 4．定員管理及び職員の能力開発等の推進に関する事項
  - (1) 職員採用計画の策定 ..... 23 P
  - (2) 職員定数の配分の見直し ..... 23 P

( 3 ) 職員研修等のあり方	
職員研修の全体的な見直し .....	2 4 P
職員の意識改革 .....	2 4 P
職員の能力開発 .....	2 5 P
専門性の向上への対応 .....	2 5 P
5 . 民間委託などによる事務運営改善に関する事項	
( 1 ) 民間委託等について	
委託可能分野の検討及び手段 .....	2 6 P
6 . 行政委員会等に関する事項	
( 1 ) 行政委員会等の検討 .....	2 6 P
7 . 効果的な行政運営	
( 1 ) 提案する委員会 .....	2 7 P
<b>. 施設部門における実施計画</b>	
1 . 施設改善や管理改善を必要としない施設 .....	2 8 P
2 . 施設改善や管理改善を必要とする施設 .....	2 9 P
3 . 民間等への委託を検討する施設 .....	3 3 P
4 . 統廃合を検討する施設 .....	3 4 P

## ・ 財政部門における実施計画

### 1 住民サービス向上の視点を重視した事務事業の見直し

#### (1) 事務事業の整理合理化

行政の責任領域に留意し、行政関与の必要性、受益と負担の公平確保、行政効率、効果等を十分吟味して、事務事業の合理化を図る。

事務改善委員会（各課から1名）の活動を定期的にし、年に1回は各係における事務の見直し作業を支援し、具体的な見直し課題を抽出するとともに、総合的な視点からその実施を図る。事務改善委員会の任命、委嘱は町長名で行うものとする。

職員提案制度を設け、その採用等については事務改善委員会が整理し、課長会等へ提案する。

施策、事業等の選択については、町総合計画の推進を基本とし、別に定める企画政策委員会に図って判断する。

申請等の事務手続きについては、その様式を全面的に見直し、必要最小限の記載事項等で済むよう簡略化を図ると共に、押印省略を進めていく。また、許可を要するものなどについては、可能な限り処理日数の短縮を図る。

#### [ 実施計画 ]

整理 番号	実施事項名	実 施 概 要	実 施 計 画					備考
			13	14	15	16	17	
1	事務事業の整理 合理化	事務の簡素化、マニュアル 化、決裁規定及び支払い事務 の見直し。(12年度実施済)	見直し 実施					
		情報化の推進。 (各種証明のOA化、オンラ イン化)	検討	一部 実施	実施			
		事務分掌の見直し。 (課、係の現状にあった配 置、連携に則した事務分掌の 見直し)	検討	実施				
2	事務改善委員会 の設置	別掲 (効果的な行政運営と職員の能力開発等の追及の項)						
3	職員提案制度の 採用	別掲 (効果的な行政運営と職員の能力開発等の追及の項)						
4	企画政策委員会 の設置	別掲 (効果的な行政運営と職員の能力開発等の追及の項)						
5	申請等の事務手 続の簡素化	様式の簡素化。 (様式の全面的見直し)	検討	実施				
		押印の省略及び処理日数の 短縮。	検討	実施				

(2) 補助金、負担金及び交付金の見直し

補助金については、その必要性、効果等の観点から財政改革委員会を設置して、見直し基準を作成し、抜本的な見直しを行う。

新規、既設の補助を問わず、その目的を勘案して終期を設定するサンセット方式を導入する。

補助の目的が十分に機能するよう、補助対象者等との協議を進める。

[ 実施計画 ]

整理番号	実施事項名	実施概要	実施計画					備考
			13	14	15	16	17	
1	補助金等の見直し	財政改革委員会を設置し、既設補助金等の必要性、効果等を測定し抜本的な見直しを行う。	検討	実施				
2	補助金等の削減	終期を設定するサンセット方式を導入し削減目標を定めて段階的に実施する。	検討	実施				
3	補助目的達成のための協議	補助目的達成のため、補助対象者等と定期的に協議を行う。	実施					

(3) 使用料及び手数料の見直し

受益者の公平負担の原則及び近隣、類似の自治体等との均衡を考慮し、使用料及び手数料の見直しを行う。

[ 実施計画 ]

整理番号	実施事項名	実施概要	実施計画					備考
			13	14	15	16	17	
1	使用料、手数料の見直し	受益者負担の原則に基づき類似の自治体との均衡を見ながら料金の改定を行う。	検討		実施			
2	住宅使用料の見直し	家賃決定方式の改正が行われた公営住宅との公平性を保つため、改良住宅にも応能応益制度の導入を要する。	検討		実施			

( 4 ) 民間活力の導入

事務事業について、民間の活力、創意工夫を取り入れることにより、住民サービスの向上、コストの低減につながるものは導入していくものとする。また、施設管理についても、管理公社の設立に努めると共に、民間活力の導入を検討する。

[ 実施計画 ]

整理 番号	実施事項名	実 施 概 要	実 施 計 画					備考
			13	14	15	16	17	
1	事務及び業務の委託	公共施設及び公園等の管理委託。	検討		導入			
		浄水場運転業務の民間委託。	検討					
		その他民間活力の導入可能なものについて調査検討。	検討					

( 5 ) 広域行政の推進

広域的に処理が適切な事務事業については、広域行政圏の活用等により対処できるよう広域的な協議を進める。

[ 実施計画 ]

整理 番号	実施事項名	実 施 概 要	実 施 計 画					備考
			13	14	15	16	17	
1	広域的な行政体制の強化	広域的な人材確保、研修、人事交流及び人材育成の推進。	検討	実施				
		広域的な情報ネットワーク及び公共施設の広域的調整、利用等今後望ましい広域行政の在り方について検討、協議する。	検討					

## 2 効果的な行財政運営と職員能力開発等の推進

### (1) 事務改善委員会の設置と活動の活性化

事務改善委員会を設置し、各課室局での各係の事務改善の見直しを支援し、具体的な課題を抽出するなど、職域の代表者として活動の活性化を図り、総合的な視点で事務改善を行うための方向を検討し提案する。また、事務改善委員会は職員の提案制度をシステム化し、常に行政運営のあり方について提言を受けるようにしていく。

#### [実施計画]

整理 番号	実施事項名	実施概要	実施計画					備考
			13	14	15	16	17	
1	事務改善委員会の設置と活動の活性化	事務改善委員会を設置し、各課室局での各係の事務改善の見直し作業の支援を行うなど、総合的な視点で事務改善を行うための方向を検討し提案する。	検討	実施				
2	職員提案制度の採用	職員の提案制度をシステム化し行政運営のあり方や、政策的提案について、事務改善委員会、企画政策委員会及び財政改革委員会に提案できる体制を図っていく。	検討	実施				

### (2) 企画政策委員会の設置と活動の活性化

企画政策委員会を設置し、総合計画の推進を基本として、事業の進行状況やその評価を絶えず行い、計画的・総合的な行政運営をめざす。また、政策的提案について、町民の提案制度を設けるなど活発な町づくりをめざす。

#### [実施計画]

整理 番号	実施事項名	実施概要	実施計画					備考
			13	14	15	16	17	
1	企画政策委員会の設置と活動の活性化	企画政策委員会を設置し、計画的総合的な行政運営を目指す。また、政策的提案について町民の提案制度を設け活発な町作りを推進する。	検討	実施				

( 3 ) 財政改革委員会を設置し財政の適正かつ効率的な運営

財政改革委員会を設置し、経費全般について徹底的な見直しを行い、限られた財源の中で、財政の適正かつ効率的な運営を図るための具体的な方策と方向性を示すなど、積極的に財政構造の改善を図る。

[ 実施計画 ]

整理 番号	実施事項名	実 施 概 要	実 施 計 画					備考
			13	14	15	16	17	
1	財政改革委員会の設置	財政改革委員会を設置して、補助金、負担金等の経費全般にわたり徹底的な見直しを行い、財政の適正かつ効率的な運営を図るために具体的な方策と方向性を示す。	検討	実施				

( 4 ) 専門職の確保と育成

土木・建築・福祉等の分野での専門職の確保と育成に取り組む。  
職員の派遣制度を設け、他の地方公共団体と協議し、職員を出向させ技術の向上に努めるなど人事交流を図る。

[ 実施計画 ]

整理 番号	実施事項名	実 施 概 要	実 施 計 画					備考
			13	14	15	16	17	
1	専門職の確保と育成	土木、建築、福祉等の分野での専門職の確保に取り組むと共に、地方公共団体間における専門職の派遣の実施。	検討	実施				
		専門職育成のため、専門的研修や職場外研修の実施。	実施					

### 3 コスト意識を持った情報化の推進等による行政サービスの向上

#### (1) 情報化の推進

情報化の推進にあたっては、住民サービスの向上、コストの低減につながるものについて精査し、安易に経費の増大を招くことのないように心がける。  
 情報化を推進する上で、個人情報、システム等の安全対策の充実を図る。

##### [ 実施計画 ]

整理 番号	実施事項名	実 施 概 要	実 施 計 画					備考
			13	14	15	16	17	
1	情報化の推進	庁内の情報化を推進する。	検討	検討 実施	実施			

#### (2) 住民の立場に立った窓口サービスの向上

多様化する住民ニーズに即応した窓口サービスの向上を図るため、窓口のO A化を更に推進するとともに、住民との対応の改善、窓口の一元化など、住民の利便性の向上に努める。

##### [ 実施計画 ]

整理 番号	実施事項名	実 施 概 要	実 施 計 画					備考
			13	14	15	16	17	
1	住民の窓口サービス向上の推進	総合窓口を設置し住民サービスの向上を推進する。	検討		実施			
		住民票、印鑑証明書等の自動交付機の導入を図り、住民サービスの向上に努める。	検討		実施			

・組織・機構部門における実施計画

1 事務事業の見直しに関する事項

(1) 事務事業全般の整理合理化

各課分掌事務の整理合理化についての可能性

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課	
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7		
組織全般について	再編による課、係の統廃合を基本として							
	事務改善委員会（各課より1名で構成）を設置する。事務改善委員会は、総合的な視点から事務の改善が図れるよう課・係の事務について、問題点（課題）を検討し、年に1度は、町長に提案する。		実			施		総務課
	計画的な人事異動（3～5年を目途）の実施により職場の活性化・効率化を図る。 平成18年度以降の課設置を想定した定員管理を行う。		実			施		総務課
	課内において、管理職は所掌事務を把握し、適正な事務量を職員に配分する。		実			施		全課
	他課との間における関連事務の整理・合理化を検討、実施する。		検討		・実	施		全課

住民の立場に立った窓口サービスの向上

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
窓口担当係 で検討会議 の実施	住民の立場に立った 利用しやすい課、係の 配置、並びに施設の改 善を検討し実施する。		検討	・実	施		住民課・福祉 課・保険課・ 税務課・水道 課・健康増進 課・社会教育 課
	受付の方法、来庁者 への対応等、丁寧・親 切・迅速を目標に、係 員全員が対応できるよ うマニュアルを作成す るなどの改善を検討し 実施する。		検討	・実	施		住民課・福祉 課・保険課・ 税務課・水道 課・健康増進 課・社会教育 課
	住民サービスの向上 を図るため、総合窓口 の設置を検討する。		検			討	窓口対応関 係全課

公用車の配置、私用車の使用について

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
公用車の配 置、私用車 の使用につ いて	公用車の配置課、配 置台数の見直し、及び 未配置の課、出先機関 の実態を調査・検討し、 適正な公用車の配置を 実施する。		検討	・実	施		総務課
	私用車の公用使用時 における燃料の支給、 事故の対応などのマニ ュアルを作成し職員へ 周知を図る。		実施				総務課

税金・保険料・家賃等の徴収にかかる検討委員会の設置

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
担当職員で協議する検討委員会の設置	滞納等に対処するため、担当職員で協議する検討委員会を設置し他市町村の対応等について、調査・検討を行い機構再編を含め事務改善委員会へ提案を行う。		検		討		税務課・保険課・建築鉅害課・同和対策室・福祉課

学校給食費未納についての対応

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
学校給食費未納についての対応	学校給食運営審議会において、学校給食費未納の対策について協議する。						
	学校において、未納に対する指導を進める		実		施		教育委員会 学校教育課
	職員による訪問徴収を強化するなど徴収体制の整備を図る。		実		施		教育委員会 学校教育課

2 組織・機構の見直しに関する事項

(1) 組織の再編について

現在の組織・機構の見直し

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
総 務 課 (課の再編)	<p>総務課における業務として、地域情報化、IT 関連事業など、新たな行政需要が増大している状況から、総務課に集中する業務を分散し、各課室局の事務量の均衡化を図る必要がある。そこで、今後の町づくりを積極的、効率的に展開していくため財政部門と企画都市計画部門との連携が重要となってくることから財政係(入札・契約業務を除く)を企画調整課に移管する。</p> <p>女性政策に関する業務を新設する「人権推進課」に移管する。</p>						
	<p>課長補佐を係長兼務とし、職員 1 名を減員する。</p>		実施				総務課
	<p>財政係を企画調整課へ移し、所掌事務のうち、入札・契約業務を管財係へ移管する。</p>		実施				総務課・企画調整課
	<p>管財係は職員 1 名を増員し、入札・契約業務を所掌する。</p>		実施				総務課

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
総 務 課 (課の再編)	情報管理係は職員1名を増員し、総務課に窓口を置き、電算室での業務は、通常2名体制とし、情報公開等、IT関連業務を所掌する。		実施				総務課
	町有財産における未登記物件について、事務処理の効率化を図るため、民間委託を推進する。		実		施		総務課
住 民 課 (内部調整)	課長補佐は、係長を兼務し、職員1名を減員する。		実施				住民課
	環境整備係は、権限委譲に伴う狂犬病予防接種等の保健所業務の移管、衛生センターに係る事務、鞍手町環境保全実行計画の推進など、事務量の増加等に対応するため、職員1名を増員する。		実施				住民課
保 険 課 (内部調整)	保険年金係の事務分担の見直し、再配分を行い事務の効率化を進め、将来、職員1名を減員する。		検		討		保険課

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
福 祉 課 ( 内部調整 )	<p>将来の分園方式への移行に備えるため、本庁配置の保育所長を解消し、各園に所長、主任保育士、加配保育士を置く。</p> <p>各園の管理の充実を図るため、所長を課長補佐に、主任保育士を係長に格付けする。</p>		実施				福祉課・保育所
産 業 課 ( 課の再編 )	産業課長が、農業委員会事務局長を兼務する。		実施				産業課・農業委員会事務局
	農政管理係、農林振興係を統合、農林振興係とし、職員5名の配置とする。		実施				産業課
	商工経済係へ企画調整課企業立地係の業務(企画事業、土地開発公社事務を除く)を移管する。		実施				産業課・企画調整課
	谷山ダムかんがい用水の利用について、管理組合等の平成13年度設置を目指し、平成14年4月の供用開始時において、スムーズに管理・運営ができる体制を確立する。	設置	実施				産業課

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
企 画 調 整 課 ( 課 の 再 編 )	<p>厳しい財政状況において、今後の町づくりを積極的、効率的に展開していく必要があり、中・長期的な視点から、企画都市計画部門と財政部門が連携し、一体となって計画の策定、各種事業の推進を図る体制とするため、総務課財政係(入札・契約業務を除く)を移管し、課名を「企画財政課」に改める。</p>						
	<p>総務課から財政係(入札・契約業務を除く)の移管を受け、職員3名の配置とする。</p>		実施				企画調整課・総務課
	<p>企業立地系の業務(企画事業及び土地開発公社業務を除く)を産業課へ移管し、企画事業は企画都市計画係、土地開発公社業務は財政係の所管とする。</p>		実施				企画調整課・産業課
	<p>都市計画事業(遠賀川架橋、鞍手I・C)等の推進、並びに市町村合併推進窓口業務に対応するため、企画都市計画係の職員1名を増員する。</p>		実施				企画調整課
	<p>都市計画事業の進捗状況及び事業量の増大に対応するため、時期を見極め、この業務を所掌する課・係の設置を検討する。</p>			検		討	企画調整課

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
下水道課 (内部調整)	平成15年の供用開始に伴い、下水道会計(企業会計)の移行時期を考慮し、水道課との統合を検討する		検		討		下水道課
	課長補佐を係長兼務とする。		実施				下水道課
	平成15年の供用開始に併せ職員1名を増員する。			実施			下水道課
土 木 課 (課の再編)	石炭六法が平成13年度末までに全て失効することに伴い、関連業務が縮小することから、土木課、建築鉦害課の体制の見直しが必要となる。 課の再編にあたって、プロジェクト事業等、土木工事と建築工事とは、多分に関連があり、事業を円滑に推進するため、土木課と建築鉦害課の再編を図る。						
	建築鉦害課と統合を図り、課名を「建設課」に改める。		実施				土木課・建築鉦害課

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
土 木 課 (課の再編)	技術1係、技術2係を統合、土木係とし、職員6名の配置とする。		実施				土木課
	建設課建築係を置き、職員3名の配置とする。		実施				土木課・建築 鉦害課
	土木課の庶務労政係と建築鉦害課の庶務鉦害係を統合、庶務係とし、職員4名の配置とする。		実施				土木課・建築 鉦害課
建築鉦害課 (課の再編)	石炭六法が平成13年度末までに全て失効することに伴い、関連業務が縮小することから、課の再編を図る。再編にあたっては、プロジェクト事業等、土木工事と建築工事とは、多分に関連があり、事業を円滑に推進するため、建築鉦害課と土木課の再編を図る。						
	土木課と統合を図り、課名を「建設課」に改める。		実施				建築鉦害課 ・土木課

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
同 和 対 策 室 ( 課 の 再 編 )	同和対策事業が一般施策へ移行されることとなるが、今後も「人権・同和問題」等に関する教育、啓発が重要課題であり、事業を円滑に推進するため事務分掌の整理を行い社会教育課同和教育係と統合を図る。						
	同和対策室と社会教育課同和教育係と統合を図り町長の事務部局に「人権推進課」を新設する。		実施				同和対策室 ・社会教育課
	所管する隣保館及び隣保館に関する業務は人権推進課へ移管する。		実施				同和対策室 ・社会教育課
収入役室 ( 内 部 調 整 )	OA化による事務の効率化を推進し、職員1名の減員とする。		実施				収入役室
水 道 課 ( 内 部 調 整 )	総務係は、OA化による事務の効率化を推進し、職員1名の減員とする。		実施				水道課
	工務係は、新規事業及び漏水事故等に対する体制の見直しを図り、職員1名の減員とする		実施				水道課
	浄水係は、現在職員2名、嘱託職員3名の体制であるが、これを職員3名、嘱託職員2名体制とする。		実施				水道課

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
学校教育課 ( 学 校 事 務 職員の調整 )	学校事務職員は、臨時職員等で対応する。		実施				学校教育課
社会教育課 ( 課の再編 )	「人権・同和問題」等に関する教育、啓発事業を円滑に推進するため、事務分掌の整理を行い、同和教育系の業務を新設する「人権推進課」に移管する。		実施				社会教育課 ・同和対策室
	外郭団体( 自主サークル等各種団体 )の自主運営を推進し、事務の軽減化に努め、職員1名の減員とする。			実施			社会教育課
人権推進課 ( 課の再編 )	同和対策室と社会教育課同和教育系の統合を図り「人権推進課」とし、「人権・同和問題」等に関する教育、啓発等の事務事業を円滑に推進する。		実施				社会教育課 ・同和対策室
	人権推進係を設置し、職員3名の配置とする。		実施				社会教育課 ・同和対策室
	隣保館及び隣保館に関する事務事業を所管し、事務事業の見直しを行い名称並びに事業内容等の変更を検討する。		実施				社会教育課 ・同和対策室
	総務課所掌事務の女性政策に関する事務を所管する。		実施				社会教育課・ 同和対策室・ 総務課

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
農業委員会事務局 (内部調整)	農業委員会事務局長を産業課長が兼務、事務局職員2名の配置とする。		実施				農業委員会事務局・産業課
社会福祉協議会 (町派遣職員の調整)	今後の社会福祉事業を積極的に推進していくうえで、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供する事業主体としての育成と、その質の確保が重要となることから、社会福祉協議会において、福祉の専門的知識・技術を持った職員等の雇用を含め、専門職員の育成・確保を図る。		実施				福祉課・総務課
	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が平成14年4月1日施行されることにより、町派遣職員が共済福祉事業の適用除外となるなど身分的及び処遇面で、町職員との間に格差を生じる事となるため、町派遣職員の派遣を解く。		実施				福祉課・総務課

情報公開の推進について

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
情報公開の 推進	文書管理システム機能の有効活用を推進し、町民の情報開示の要請に的確に対応するとともに OA化・ネットワーク化に対応しながら定期的に見直しを行う。		実		施		全課

高度情報化に対応した行政運営の推進

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
地域情報化 計画の策定	近年の情報処理及び通信分野における飛躍的な技術革新により急速に情報化が進展し、情報機器が一般家庭に普及しつつある現在、その情報技術を活かし、豊かでゆとりのある生活の実現と、地域の活性化を図るため、個人情報の保護、プライバシーの保護に配慮した地域の情報化に関する総合的な計画「地域情報化計画」を策定する。	検討	実施				総務課

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
I T 関 連 事 業の推進	<p>OA化・ネットワーク化を推進するとともに、情報処理技術の発達、情報環境の変化に対応できるよう常に研究し、改善を図る。</p>		検	討・	実		総務課
	<p>パソコン通信やインターネットなど、新しいメディアの有効活用を図り地域情報化を推進する。</p>		検	討・	実		総務課
	<p>インターネット等を通じホームページの開設など鞍手町から全国に向けた情報発信を推進する。</p>		検	討・	実		総務課
	<p>国、県、他市町村とのオンライン化の推進にあたっては、個人情報保護のための条例を制定し、プライバシーの保護に努める。</p>		検	討・	実		総務課

### 3 給与・勤務条件の適正化に関する事項

#### (1) 給与制度の見直し

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
特昇制度の活用、調整手当・55歳昇給停止の是正	<p>本町の給与制度は、国に準じて実施されてきたが、ラスパイレス指数から判断すると過去から現在まで県下市町村において低位に置かれている。</p> <p>これを解消するため、給与制度の運用面などから見直し、是正を行う。</p> <p>給与の是正にあたっては、可能な限り職員間に不均衡・不平等が生じないように配慮し実施する。</p>						
	<p>特昇制度の導入により、給与の改善を図り、職員の勤労意欲の向上を図る。</p>		検 討	・ 実 施			総務課
	<p>調整手当は生活給として位置付けられており、県下の市町村の動向を見極めながら是正を行う。</p>		検 討	・ 実 施			総務課
	<p>55歳の昇給停止は、上記の運用により、県下の動向を見極めながら是正を行う。</p>		検 討	・ 実 施			総務課

( 2 ) 勤務条件の見直し

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
勤 務 時 間 の 是 正	地方公務員法により1週間の勤務時間は40時間に定められているが、当町は、38時間45分であり、1時間15分の延長が必要となる。この為、近隣市町の動向を見ながら1日の勤務時間を15分(5時15分まで)延長する必要がある。		検	討・	実	施	総務課

( 3 ) 超過勤務の削減 ( 検討資料 別紙 )

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
超 過 勤 務 の 削 減	適正な定員管理を実施するとともに、超過勤務の業務内容を分析し、事務処理方法の効率化、簡素化、並びに特定の職員に超勤が偏らないよう事務分掌の再配分を行い超過勤務時間の削減を図り、職員の健康管理の維持に努める。特別な事由による業務量の増加に対しては、臨時職員、再任用職員を雇用し対応する。また、事務改善委員会において超勤実績について、職員の健康管理、経費の節減面から検討を加え、改善を図る。		検	討・	実	施	全課

#### 4 定員管理及び職員の能力開発等の推進に関する事項

##### (1) 職員採用計画の策定

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
適 正 な 定 員 管 理	職員採用計画を策定する。		実施				総務課
	職員採用計画に基づき、適正な定員管理を行い、臨時職員の雇用は、定数の欠員以外、特殊な場合を除き抑制する。			実	施		総務課

##### (2) 職員定数の配分の見直し

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
職 員 定 数 の 削 減	組織の再編・系の統廃合を実施するとともに適材適所に配し、行政効率の向上を図り、職員の削減を図る。	検討	実			施	総務課

( 3 ) 職員研修等のあり方

職員研修の全体的な見直し

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
研 修 の 見 直 し	職員の自己意識改革及び能力向上のため、必要に応じ専門的に、或いは全体的に必要な要素を考慮した研修を実施する。		実			施	総務課

職員の意識改革

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
職 員 の 意 識 改 革	増大する行政需要、多岐にわたる住民ニーズに対応するため、適切な人材配置、人事異動により職域の活性化、職員の「やる気」を引き出す。また、研修等の充実により、職員の意識改革を図る。		実			施	全課

職員の能力開発

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
職員の能力 開発	職員の能力開発を効果的に推進するため人材育成の目的、方策等を具体的に示す基本方針を策定する。		実施				総務課
	職員による提案制度を確立し、その活用により、行政運営の改善に努める。	検討	実			施	全課
	職員の政策形成能力を育成するため、県等、他の地方公共団体や研修機関へ職員を派遣することを検討・実施する。		検	討・	実施		総務課
	業務マニュアルの作成、職場会議の充実を図る。		実			施	全課

専門性の向上への対応

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
専門性の向上	多様化、複雑化する行政需要に対応するため、専門的分野の職員の再教育を含め、中・長期的な展望に立った専門職員の育成・確保を図る。		実			施	総務課

5 民間委託等による事務運営改善に関する事項

(1) 民間委託等について

委託可能分野の検討及び手段

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
民間委託等の検討	効率的な行財政運営を図るため、住民サービスの維持・向上に配慮し経済コストの比較等の多角的検討を行い、民間委託等を推進する。		検 討	・	実 施		全課

6 行政委員会等に関する事項

(1) 行政委員会等の検討

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
行政委員会等の検討	行政委員会等の委員改選時に併せ、条例・規則の見直しを行い、極力「充て職」の委員を削減し、効率的かつ民意・女性の意見が反映しやすい委員構成を図る。		検 討	・	実 施		全課

## 7 効果的な行政運営

### (1) 提案の委員会

名 称	検 討 内 容
窓口担当者検討会議  ( 所管 住民課、福祉課、保険課、税務課、水道課、健康増進課、社会教育課 )	課・係の配置、施設の改善、受付の方法・来庁者への対応、総合窓口の設置等について、改善策を検討、整理し事務改善委員会へ提案する。会議へは、各課から窓口担当者1名が出席し、提案を行うために会議を随時開催する。
滞納等に係る検討委員会  ( 所管 税務課、保険課、建築鉦害課、同和対策室、福祉課、学校教育課 )	税金・保険料・家賃・保育料等の滞納に対処するため、他市町村の状況等の調査、研究を行い、機構の再編を含め、その対策について検討、整理を行い事務改善委員会へ提案する。委員は各課から係長クラスを1名選出し、提案を行うために会議を随時開催する。

## ・施設部門における実施計画

### 1. 施設改善や管理改善を必要としない施設

整理 番号	施設名	検討概要
1	総合福祉 センター	施設が出来たばかりであり、管理について保健棟を含む全施設の民間委託を検討したが、保健業務を第三者へ委託できない状況（法的規制）があり、現状維持の管理とする。
2	歴史民族資料館	資料館としては施設整備が整っており、現状維持の管理とする。
3	鞍手駅	遠賀川架橋の建設や周辺開発等により、今後駅周辺環境が大きく変化することが予想されるが、当分の間現状維持の管理とする。
4	中学校	今後生徒数の減少（生徒数の推計）は明らかであるが、17年度までの学級数予想は現在と変化ない。今後の生徒数の動向を見ながら、余裕教室の活用を図る必要がある。

## 2 設改善や管理改善を必要とする施設

### [ 実施計画 ]

整理 番号	施設名	実施概要	実施計画					備考
			13	14	15	16	17	
1	衛生センター	施設改善 施設の縮小 公共下水道の各家庭への普及にあわせ、施設の縮小を図る。	検討			実施		
		管理改善 現状維持での管理 嘱託職員1名が配置されているが、現在業務のほとんどが民間委託されている状況であり、また公共下水道の普及と関連した施設であることから、現状維持での管理とする。						
2	町立保育所	施設改善 現状維持での管理 地域の理解を得ることが困難。また送迎バスが必要になるなどから施設の統廃合は困難であり、施設は現状維持の管理とする。						
		管理改善 定員見直しと分園方式を取り入れた効率的な運営を図る。 少子化により園児の確保が困難となっている現状から、定員(30人)未満となった場合は分園方式による運営を実施。 児童が多く利用する、魅力ある保育所づくりを熟考する必要がある。	検討				実施	
3	隣保館	施設改善 全面建て替えが必要 施設の老朽化が激しく、社会福祉法に基づく高齢者や障害者などに配慮した施設への建て替えが必要。 広く地域住民が利用でき、人権・同和問題の解決に資するための設備を備えた施設とする。	検討		実施			

整理 番号	施設名	実施概要	実施計画					備考
			13	14	15	16	17	
4	浄水場 (水道設備)	<p>施設改善 水質改善を図るため、取水及び浄水施設の改善が必要</p> <p>取水場と浄水場に藻類抑制装置を設置し、良好な水の供給に努める。</p> <p>緊急時における水源確保</p> <p>緊急時における他の水源地からの取水確保を図る。</p>	検討		実施			
		<p>管理改善 料金改定の必要</p> <p>水質改善等にかかる経費との均衡を図るための料金改定が必要。</p> <p>民間委託の検討</p> <p>水道法改定後には浄水場の運転管理や水質管理等、高い技術を要する業務の第三者への委託を検討するとともに、清浄で豊富低廉な水の供給を図る。</p>	検討		実施			
5	学校給食共同調理場	<p>施設改善 近隣市町での広域的調理場の建設</p>	検討				実施	
		<p>管理改善 現状維持での管理</p> <p>民間への全面委託を検討した結果、経費の節減化は図れるが、人命にかかわる衛生面の徹底に不安が生じるなどのため、現状維持とする。</p>						

整理 番号	施設名	実施概要	実施計画					備考
			13	14	15	16	17	
6	町営住宅	施設改善 耐用年数を経過した住宅の計画的な立替と譲渡処分 国土交通省の払下げ採択要件（全員同意等）の緩和を要望し、払下げ等譲渡処分に努める。 良質な住宅として既存住宅の整備を図り、将来、住宅需要の受け皿とする。	検討					実施
		管理改善 入居者基準の遵守等管理の見直し、管理条例に定められた各事項の厳守の徹底。	検討	実施				
7	体育施設 （浮洲公園野球場・武道館・弓道場・野球場・町民グラウンド・テニス場・総合プール）	施設改善 浮洲公園野球場 ベンチ、バックネット、内野の整備。	検討		実施			
		町民グラウンド 暗渠排水の整備。	検討		実施			
8	勤労者体育センター	管理改善 昼間無人管理の解消 昼間の利用者が多く、職員不在による使用上の不備がある。 トラブル防止を図るためにも、管理職員の配置が必要。 （トレーニングセンターの移転により、管理ができていく状況となっている。）	検討	実施				
9	公民館 （中央公民館・長谷別館）	管理改善 長谷別館のより広い活用を図る。 子供野営訓練施設等として、施設の有効活用を図る。	検討	実施				

整理 番号	施設名	実施概要	実施計画					備考
			13	14	15	16	17	
10	共同施設 (亀の甲・南区・春日・八尋・松隈・室木の各集会所)	管理改善 管理責任の明確化(地元等との管理区分の明確化を図る) 松隈共同作業場は、学習の場として使用目的の変更をする。他の共同施設についても、地元との管理区分を明確にすることが必要。	検討	実施				
11	町有地	施設改善 処分と有効利用を図る。 売却出来るものから、積極的に処分を進める。	検討	実施				
12	公園	施設改善 都市公園として整備を図る。 鞍手・浮洲・中央公民館の三ヶ所を、都市公園として整備。	検討				実施	
		管理改善 地域内にある公園は、従来どおり地元管理を指導し、他の公園(剣岳公園・荒五郎山等)は、都市公園化出来るものから順次実施していく。	検討				実施	

### 3. 民間等への委託を検討する施設

[実施計画]

整理 番号	施設名	実施概要	実施計画					備考
			13	14	15	16	17	
1	葬 斎 場	施設改善 火葬炉への進入路の改善 第1斎場使用中の火葬炉への外部からの遺体搬入路の確保を図る。	検討		実施			
		告別室の廃止 告別室を利用して、第1斎場使用中の火葬炉への外部からの遺体搬入路の確保を図る。	検討		実施			
		管理改善 全面民間委託への移行 現在、町で行っている火葬業務と清掃業務の民間委託を行うことによって、経費削減を図る。	検討		実施			

#### 4. 統廃合を検討する施設

[実施計画]

整理 番号	施設名	実施概要	実施計画					備考
			13	14	15	16	17	
1	小学校	<p>施設改善 小学校統合の実施</p> <p>小学校生徒数の推計(平成19年西川小学校が国の基準に満たなくなる)から、国の生徒数基準が緩和されない場合、複式学級化を考慮して、統廃合の実施を検討。その場合における住民意識を考慮し、理解を求めるための専門委員会を設置。</p>	検討					実施
2	鞍手高校(分校)	<p>施設改善 近隣市町での組合立設置が廃止</p> <p>公立高校の統再編計画が17年を目安として進められることを視野に入れて検討する。</p> <p>なお、存続する場合は体育館建設は必要である。</p>	検討					
3	浮洲プール	<p>施設改善 施設の廃止</p> <p>施設の利用者が少なく、老朽化が激しいため、近隣市町(中間市・遠賀町)及び地元との調整を図り廃止する。</p>	検討		実施			

### 第 3 次行政改革の取組みとその検証結果の総括について

平成 13 年度を起点とし、平成 17 年度を目標とする現在の行政改革大綱及びその実施計画にもとづく取組みの総括について説明いたします。

この取組みにあたっては、平成 13 年 4 月に、推進本部では財政、組織機構、施設の三部門について職員による検討委員会を設置し、大綱及び実施計画の内容について約 8 ヶ月の検討を重ね、その後、平成 14 年 1 月に推進委員会への諮問を行い、平成 14 年 2 月 27 日付けで大綱及び実施計画の策定に至りました。

具体的な取組みについては、策定と同時に開始しましたが、その後、市町村合併の機運が盛り上がり、「市町村合併は、行政改革の最大の手法」と言われるように、各合併関係市町の行政改革の推進は、合併による改革効果の創出に視点を移し、それぞれの市町での改革の取組みはスローダウンする状況となりました。

しかし、結果、合併には至らず、合併による改革効果を創出することができなかつたため、行政改革の取組みについては、一定の成果を上げた項目もありますが、十分な取組みに至らなかつた項目もあり、反省点や次の取組みの課題が多く残りました。

今回、推進委員会に新たな大綱及び実施計画の策定について諮問し審議をお願いするにあたり、その前提として、これまでの取組みの現状を報告して、鞍手町の現状を知っていただくことが必要であり、それは新たな大綱や実施計画を策定していくための課題の整理につながるものとの思いから、今年 4 月からこれまでの取組みの現状を職員で検証し、参考資料として提出することといたしました。

現大綱及び実施計画の策定段階において、改革項目は、財政、組織機構、施設の三部門の視点から検討しましたので、視点の違いによって重複する内容の項目もありますが、全部で 136 項目です。

今回の検証においては「実施」と「未実施」に分類していますが、「実施」に分類されたものについては、実施済みのもののほか部分的に成果が出ているものや、継続して実施していくことで少しずつ成果を引き出しているものなど、何らかの取組みがあったもの及び現在取組みの途中であるものが含まれます。

また、「未実施」に分類されたものについては、全く手つかずのもののほか、着手はしたが部分的な成果も引き出せなかつたものや、改革内容に関する状況の変化によって、その手法で引き続き実施しても成果が見込めないと思われるようになったものなどが含まれます。

検証の結果、「実施」の数は 97 項目、「未実施」の数は 39 項目ですが、「実施」に分類した 97 の各項目においては、その実施内容は様々であり又複雑なものもあります。かなりの成果をあげている場合であっても、さらなる課題が発生し、今後新たな取組みが必要となったケースなどもあり、「実施」イコール改革の完了とは言えません。

97項目の「実施」のうち主なものとしては、次のようなものが成果として上げられます。

**(実施項目の主なもの)**

- 1．情報化の推進によって、ホームページの開設やキオスク端末の設置などで、これまでより多くの町の情報を発信できるようになり、住民にとっては施設利用予約や町情報の入手が容易にインターネット上で可能になったこと
- 2．財政改革委員会を設置して町補助金の必要性や効果について検討し、平成13年度に比べて平成17年度では29,345千円の減額となるなどの見直しが見直しができたこと
- 3．鞍手駅の管理委託について、平成15年度予算ベースでは年間5,124千円のマイナス収支であったが、平成16年7月から指定管理者制度を導入したことによって、平成17年度当初予算ベースでは404千円のプラスを見込める状況になったこと
- 4．組織・機構の見直し、文書管理システムの有効活用やOA化など複合的な改革効果によって行政事務の効率化が進み、職員の超過勤務が平成13年に比べて平成16年には13,913時間減少し、さらに職員数は平成13年に比べて平成17年4月においては、定数11名、実数29名の減員となったこと
- 5．利用者の減少と施設の老朽化のため、浮州プールを廃止したことによって、管理費の削減が図られたこと

39項目の「未実施」のうち主なもの及び「実施」うちで更なる取組みを必要とするものとしては、次のようなものが上げられます。

**(未実施項目等の主なもの)**

- 1．近隣や類似団体との均衡を図りながらの使用料・手数料や住宅家賃の見直しなどができなかったこと、負担金及び補助金等の見直しについては、一部については「実施」と認められるが、さらに精査すべきものが多く残っていること
- 2．企画政策委員会の立ち上げに至らなかったことや、事務改善委員会を立ち上げたが十分機能させるに至らなかったことにより、町民提案制度や職員提案制度のシステムを構築することができなかったこと
- 3．職員定員管理適正化計画が未策定で、計画的な人事配置ができなかったこと
- 4．農業委員会局長を産業課長が兼務する体制の実施や、現在特別会計である下水道会計を企業会計へ移行させ水道課と統合することについて検討することとしていたが、いずれも実施に至らなかったこと
- 5．各家庭への下水道の普及にあわせ、衛生センターの施設縮小について検討することとしていたが、供用開始後間もないため実施に至らなかったこと、学校給食共同調理場の広域的な施設建設に向けた協議が合併協議により中断したこと、地方自治法の改正により指定管理者制度が導入されたことにより、施設の民間委託推進についての考え方を見直す必要が生じたこと

一方、検証してみますと、大綱や計画の内容の不十分さや実施段階の体制の不備などの点についても反省点があり、今後の大綱や計画の策定段階には、これらの反省点を生かしていかなければならないと考えています。

**(具体的な反省点)**

- 1．行政改革として行政の仕組みや手法を改革していく視点から見ると、行政改革というよりも日常的業務の中で担当者段階で見直していくべき内容のものであり、行政改革の項目としては馴染まないものが含まれていたこと
- 2．一定の成果を上げているが、残る課題や更なる課題への対応や見通しが定まっていないものがあること
- 3．未着手の状態でも目標時期に至っているものがあること
- 4．改革目標（改革の到達地点）を明確にしていない項目があり、目標への到達の度合を検証することが難しい或いは困難なものがあること
- 5．目標時期に達した時の評価方法を定めていなかったため、評価が難しい或いは困難なものがあること
- 6．大綱においては、推進委員会に定期的実施状況を報告することとしていたが、設置条例では、「審議の終了をもって委員は解任」されることとなっており、不整合を生じていたため報告を実施していないこと及び町民への公表を実施していないこと

以上6点について共通する課題は、「実行性」と「透明性」の確保の2点であると判断されます。よって、今後策定していく大綱や実施計画においては、次の点に留意して、新たな大綱及び実施計画の策定に努めたいと考えます。

**(今後の留意点)**

- 1．行財政改革の視点で仕組みや手法を見直す項目を精査し大綱及び実施計画に掲げること
- 2．改革の半ばで停滞し推進が困難となるもの等の課題解決を支援する体制を整備すること
- 3．定期的な検証により、未着手の項目をなくす体制を整備すること
- 4．実施概要をさらに具体化し、目標とする地点を明確にすること
- 5．目標時期に達した時の評価方法を、あらかじめ定めておくこと
- 6．推進委員会への報告と、住民への公表体制を整備すること

全体を通して見たとき、一定の成果を上げているものもありますが、合併協議との関係で停滞或いは中断したものが多く見受けられました。

しかし、もともとの計画内容の不十分さや実施体制の不備などから、良い結果に結び付けられなかったものも見受けられますので、新たな大綱及び実施計画においては、整備すべき点であると思います。

また、「具体的な反省点」から課題として上げた「実行性」と「透明性」の確保は、総務省の指針によっても同様に課題とされており、この2点は今後の行財政運営においては常にその前提条件であることを認識し、推進本部としての総括といたします。

## 第3次 行政改革実施計画総括表（検証結果）

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連		
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果	
A 財政部門 における 実施計画	1 住民サー ビス向上 の視点を 重視した 事務事業 の見直し	1 事務事業 の整理合 理化	1 事務事業の整理 合理化	1 事務の簡素化、マニ ュアル化、決裁規定及び 支払い事務の見直し。 (12年度実施済)	見直し 実施					未実施	事務の簡素化等を検討するた め、平成15年8月に事務改善委員 会を設置したが、合併の取り組 みを始めたために、協議が中断 している。			今後必要な取り組み・見込まれる効果 事務改善委員会を事務改善分科会 として再開し、詳細に内容の把握 を行い、関係課室局との調整が必 要である。  事務の簡素化、決裁時間の短縮、 町三役の時間確保が図られる。	行政運営	1		
				2 情報化の推進。(各種 証明のO A化、オンラ イン化)	検討	一部 実施	実施			実施	庁内LANの構築、インター ネットの整備、証明のO A化	庁内LANの構築によ り、職員間の情報の共有 が図られた。また、情報 系LANにより他の自治 体等の情報入手が容易に なった。				行政運営	2	25
				3 事務分掌の見直し。 (課、係の現状にあっ た配置、連携に則した 事務分掌の見直し)	検討	実施				実施	平成14年度機構改革(全庁的) 及び平成16年度まちづくり対策 課、人事係の新設など、その 時々の実情にあった対応を行っ ている。		定員管理を考慮した、長期的・計 画的な取り組みが必要である。	中・長期的な計画を策定(5年後 の定員適正化も考慮して取り組 む)し、定期的に見直しを行うよ うにする。  今後、組織機構(職員数・配置 等)を検討する際、参考に出来る。	行政運営	3		
			2 事務改善委員会 の設置	1 別掲(効果的な行政運 営と職員の能力開発等 の追及の項)					実施	平成15年8月に事務改善委員会を 設置したが、合併の取り組みを 始めたために、協議が中断して いる。		事務改善について、職員からアン ケートを徴しているが、分析を 行っていない。	内容によっては17年度中に達成で きるものもあると思われるので、 早急に事務改善分科会内部の構成 を見直し、検討内容(アンケート の分析を含む)の絞り込みを行な う。また職員提案制度のシステム 化を図る。  職員の意識高揚、事務の効率化に より財政上の効果も見込まれる。	行政運営	4	19 28		
			3 職員提案制度の 採用	1 別掲(効果的な行政運 営と職員の能力開発等 の追及の項)					未実施	合併の取り組みを始めたため に、協議が中断しているが、事 務改善分科会を再開すること により、平成17年度内の制度の立 ち上げは可能である。			事務改善分科会で検討し、職員提 案制度のシステム化を図る。  職員の意識改革、職員の行財政に 関する意識の高揚。	行政運営	5	20 98		
			4 企画政策委員会 の設置	1 別掲(効果的な行政運 営と職員の能力開発等 の追及の項)					未実施	設置には至らなかったが、委員 会の性格を明確にし、どのよう な内容を検討・協議するかある 程度まで絞り込めば、平成17年 度内の設置は可能である。		委員会が未設置であったのは、委 員会の目的が明確でなかったため 検討・協議のテーブルを設置でき なかったことによると思われる。	企画政策委員会を企画政策分科会 として、平成17年度内の設置を目 指す。また、分科会の性格、方向 付けを定め、行政検討手段の研究 及び町民提案制度のシステム化を 図る。  町長に対し職員が考える行政運営 を伝えることや、町民から政策的 提案を受けることにより、町長の 選択肢が広がる。また職員と町執 行部との意思の疎通が図られる。	行政運営	6	21		
			5 申請等の事務手 続の簡素化	1 様式の簡素化。(様式 の全面的見直し)	検討	実施			実施	庁舎内のO A化に伴い、一部見 直しを行ってきたが、全面 的見直しには至っていない。		申請書等様式については法令等で 規定されているものが多くあり、 町単独で変更できないものが残 る。	町独自のものの抽出、法令等の規 定によるものは関係機関との協 議・検討を行い、簡素化できるも のは平成17年度内に様式の変更を 行う。  事務処理の迅速化、申請者等の記 載等にかかる負担の軽減。	行政運営	7			

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
				2 押印の省略及び処理日数の短縮。	検討	実施				実施	平成14年度から、採用試験申込書及び社会教育施設使用申請書について、押印の省略を行っているが、全体的な検討は行っていない。			事務改善分科会で検討し、法令等で規定されているもの以外について、平成17年度内にできるものから押印の省略を行う。	行政運営	8	
		2 補助金、負担金及び交付金の見直し	1 補助金等の見直し	1 財政改革委員会を設置し、既設補助金等の必要性、効果等を測定し抜本的な見直しを行う。	検討	実施				実施	平成14年7月に財政改革委員会を立ち上げ、平成14年12月に中間報告書の提出を行った。平成16年度までに12件の補助金を廃止（うち2件は一部廃止）し、23件の補助金額の20%以上を削減することができた。	平成13年度から比較して平成17年度では29,345千円の減額。	中間報告書の見直し事項のうち、47項目は達成できたが、残る補助金及び負担金・交付金等の223項目について、国・県の補助対象分等の、止むを得ない項目以外は、更に精査する必要がある。	国・県の補助対象分等の、止むを得ない項目以外の個々の項目について、各課局において団体と十分協議し、経費節減の痛みを分かち合うことを理解していただく。また、目標率を決め段階的に縮減するようにし、団体の自主運営を促す。	財政	9	22
			2 補助金等の削減	1 終期を設定するサンセット方式を導入し削減目標を定めて段階的に実施する。	検討	実施				実施	平成14年度5件、平成15・16年度に7件廃止（うち2件は一部廃止）	平成13年度からの補助金減額29,345千円のうち、サンセット方式によるものは、25,060千円の減額。			財政	10	
			3 補助目的達成のための協議	1 補助目的達成のため、補助対象者等と定期的に協議を行う。						実施	各課局において随時協議を行っている。		各団体の繰越金や積立金が多額になったりしていないか、補助金の目的が達成していないか十分精査する必要がある。	平成17年度中に、個々の項目について各課局において補助対象団体と十分協議し、経費節減の痛みを分かち合うことを理解していただく。平成18年度当初予算から反映できるようにする。	財政	11	
		3 使用料及び手数料の見直し	1 使用料、手数料の見直し	1 受益者負担の原則に基づき類似の自治体との均衡を見ながら料金の改定を行う。	検討	実施				未実施	合併の取り組みにより、近隣市町の現状を把握することはできたが、料金の改定は行っていない。		合併に組み込みにより、近隣市町の状況を把握した中では、水道使用料、保育料、公共施設の使用料等については見直す必要ができた。	住民負担が増額になることを考慮して、何年間かけて段階的に料金の改定を実施する必要があり、平成18年度より見直しを行う。	財政	12	
			2 住宅使用料の見直し	1 家賃決定方式の改正が行われた公営住宅との公平性を保つため、改良住宅にも応能応益制度の導入を要する。	検討	実施				未実施	改良住宅を建設した当初のいきさつから根強い意識が強く、公平負担への意識改革が困難である。			入居者の理解を得て、負担の能力に応じた応能応益制度を導入し、公営住宅との公平性を図る。平成18年度より住民負担を考慮しながら協議し、段階的に見直す。	財政	13	
		4 民間活力の導入	1 事務及び業務の委託	1 公共施設及び公園等の管理委託。	検討	導入				実施	平成16年7月に指定管理者制度の導入による鞍手駅管理委託（指定管理者：JR九州、株駅レンタカー九州）を行った。また他の公共施設について、管理委託状況調の提出を関係各課へ平成17年4月中提出を依頼済。各施設の収支等について調査を行い、10月中には民間委託等の是非判断資料の作成を予定して	平成15年度の鞍手駅管理委託の収支は 5,124千円であったが、平成17年度の予算額では404千円となっており、経費の削減が図られている。	指定管理者制度の経過期間終了日（平成18年9月1日）までに、条例制定、指定管理者の議会承認に2回の議会審議が必要なことから、平成17年末までに見直しが必要である。	各施設の収支や契約内容等を精査できる資料の確保を行い、民間委託と直営での収支等の比較資料の作成を行う。	行政運営 施設	14	16 102

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
				2 浄水場運転業務の民間委託。	検討					未実施	合併の取り組みを始めたため、協議が中断している。		水道法改定により、民間委託が可能となったが、企業経営上、経済効果等の十分な検討が必要である。	民間委託による経済効果の検証及び他市町の実態調査が必要である。また、経済性・安全性を見極める必要がある。 企業の健全経営が図れ、将来にわたり安定した水の供給ができる。	行政運営 施設	15	118
				3 その他民間活力の導入可能なものについて調査検討。	検討					実施	平成16年7月に指定管理者制度の導入による鞍手駅の管理委託（指定管理者：JR九州、(株)レンタカー九州）を行った。また他の公共施設について、管理委託状況調の提出を関係各課へ平成17年4月中提出を依頼済。各施設の収支等について調査を行い、10月中には民間委託等の是非判断資料の作成を予定している。	平成15年度の鞍手駅管理委託の収支は 5,124千円であったが、平成17年度の予算額では404千円となっており、経費の削減が図られている。	指定管理者制度の経過期間終了日（平成18年9月1日）までに、条例制定、指定管理者の議会承認に2回の議会審議が必要なことから、平成17年末までに見直しが必要である。	各施設の収支や契約内容等を精査できる資料の確保を行い、民間委託と直営での収支等の比較資料の作成を行う。 経費及び人員削減。	行政運営 施設	16	14 102
	5 広域行政の推進	1 広域的な行政体制の強化	1 広域的な人材確保、研修、人事交流及び人材育成の推進。	検討	実施					未実施	合併を進めていたので、計画立案できる環境ではなかった。			人事交流（県、政令市）を行うためには、柔軟な組織機構作りをする必要がある。 平成18年度以降、人事交流を行っていくことにより、各業務毎にスペシャリストを育てることができ、住民に対しての高度な公共サービスが展開できる。	組織機構	17	23 101
			2 広域的な情報ネットワーク及び公共施設の広域的調整、利用等今後望ましい広域行政の在り方について検討、協議する。	検討						実施	広域行政の最たるものが合併であり、近隣市町との取り組みを行ってきた。		合併の取り組みが不調に終わったため、今後は合併特例法（新法）での合併も視野に入れた取り組みが望まれるが、国及び県の動向を見守る必要がある。	再度、合併の取り組みが始まれば、関係市町と十分協議を行うことは当然であるが、常日頃から近隣市町の動向を把握することが必要である。 合併により財政基盤の安定化と事務の効率化及び住民サービスの向上が図られる。	行政運営	18	
	2 効果的な行財政運営と職員能力開発等の推進	1 事務改善委員会の設置と活動の活性化	1 事務改善委員会を設置し、各課室局での各係の事務改善の見直し作業の支援を行うなど、総合的な視点で事務改善を行うための方向を検討し提案する。	検討	実施					未実施	平成15年8月に事務改善委員会を設置したが、合併の取り組みを始めたために、協議が中断している。		事務改善について、職員からアンケートを徴しているが、分析を行っていない。	内容によっては17年度中に達成できるものもあると思われるので、早急に事務改善分科会内部の構成を見直し、検討内容（アンケートの分析を含む）の絞込みを行なう。また職員提案制度のシステム化を図る。 職員の意識高揚、事務の効率化により財政上の効果も見込まれる。	行政運営	19	4 28
			2 職員提案制度の採用	1 職員の提案制度をシステム化し行政運営のあり方や、政策的提案について、事務改善委員会、企画政策委員会及び財政改革委員会に提案できる体制を図っていく。	検討	実施				未実施	合併の取り組みを始めたために、協議が中断しているが、事務改善分科会を再開することにより、平成17年度内の制度の立ち上げは可能である。			事務改善分科会で検討し、職員提案制度のシステム化を図る。 職員の意識改革、職員の行財政に関する意識の高揚。	行政運営	20	5 98

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
		2 企画政策委員会の設置と活動の活性化	1 企画政策委員会の設置と活動の活性化	1 企画政策委員会を設置し、計画的総合的な行政運営を目指す。また、政策的提案について町民の提案制度を設け活発な町作りを推進する。	検討	実施				未実施	設置には至らなかったが、委員会の性格を明確にし、どのような内容を検討・協議するかある程度まで絞り込めば、平成17年度内の設置は可能である。		委員会が未設置であったのは、委員会の性格が曖昧だったため検討・協議のテーブルを設置できなかったことによると思われる。	企画政策委員会を企画政策分科会として、平成17年度内の設置を目指す。また、分科会の性格、方向付けを定め、行政検討手段の研究及び町民提案制度のシステム化を図る。	行政運営	21	6
		3 財政改革委員会を設置し財政の適正かつ効率的な運営	1 財政改革委員会の設置	1 財政改革委員会を設置して、補助金、負担金等の経費全般にわたり徹底的な見直しを行い、財政の適正かつ効率的な運営を図るために具体的な方策と方向性を示す。	検討	実施				実施	平成14年7月に財政改革委員会を立ち上げ、平成14年12月に中間報告書の提出を行った。平成16年度までに12件の補助金を廃止（うち2件は一部廃止）し、23件の補助金額の20%以上を削減することができた。	平成13年度から比較して平成17年度では29,345千円の減額。	中間報告書の見直し事項のうち、47項目は達成できたが、残る補助金及び負担金・交付金等の223項目について、国・県の補助対象分等の、止むを得ない項目以外は、更に精査する必要がある。	国・県の補助対象分等の、止むを得ない項目以外の個々の項目について、各課局において団体と十分協議し、経費節減の痛みを分かち合うことを理解していただく。また、目標率を決め段階的に縮減するようにし、団体の自主運営を促す。	財政	22	9
		4 専門職の確保と育成	1 専門職の確保と育成	1 土木、建築、福祉等の分野での専門職の確保に取り組むと共に、地方公共団体間における専門職の派遣の実施。	検討	実施				未実施	合併を進めていたので、協議が中断している。			人事交流（県、政令市）を行うためには、柔軟な組織機構作りをする必要がある。	組織機構	23	17 101
				2 専門職育成のため、専門的研修や職場外研修の実施。		実施				実施	福岡県市町村職員研修所が実施する専門的知識習得のための選択研修実施計画に基づき、専門性の高い業務と人材育成に向けた職員参加の専門研修を実施し、平成13～16年度間で31名が参加している。（参考：一般研修は85名が参加）	専門的知識を要する事務の遂行上、必要な知識の修得により、自治体職員としての実務対応能力の向上が図られている。		平成18年度以降、人事交流を行っていくことにより、各業務毎にスペシャリストを育てることができ、住民に対しての高度な公共サービスが展開できる。	組織機構	24	
	3 コスト意識を持った情報化の推進等による行政サービスの向上	1 情報化の推進	1 情報化の推進	1 庁内の情報化を推進する。	検討	検討 実施	実施			実施	庁内LANの構築、インターネットの整備、証明のOA化	庁内LANの構築により、職員間の情報の共有が図られた。また、情報系LANにより他の自治体等の情報入手が容易になった。			行政運営	25	2
		2 住民の立場に立った窓口サービスの向上	1 住民の窓口サービス向上の推進	1 総合窓口を設置し住民サービスの向上を推進する。	検討		実施			実施	窓口担当者会議の中で、総合窓口一本化に対応できる職員養成の問題や、各課の申請用紙等の相違による手続きに関する条例改正及び施行規則等の変更の問題など検討は行ったが、設置には至っていない。		具体的解決策の取りまとめは行っていない。	事務改善分科会で先進地視察を行い、調査研究することが必要である。	行政運営 組織機構	26	34
				2 住民票、印鑑証明書等の自動交付機の導入を図り、住民サービスの向上に努める。	検討		実施			未実施	財政面の問題から実施できなかった。		自動交付機の導入には、1台あたり約2500万円の費用が必要である。	導入した場合の利用者数の調査や費用対効果を検討する必要がある。	行政運営	27	
														住民サービスと窓口職員の事務の軽減。			

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
B 組織・機 構部門に おける実 施計画	1 事務事業 の見直し に関する 事項	1 事務事業 全般の整 理合理化	1 各課分掌事務の 整理合理化につ いての可能性  組織全般につ いて  再編による課、 係の統廃合を基 本として	1 事務改善委員会（各課 より1名で構成）を設 置する。事務改善委員 会は、総合的な視点か ら事務の改善が図れる よう課・係の事務につ いて、問題点（課題） を検討し、年に1度 は、町長に提案する。	実施					実施	平成15年8月に事務改善委員会を 設置したが、合併の取り組みを 始めたために、協議が中断して いる。		事務改善について、職員からアン ケートを徴しているが、分析を 行っていない。	内容によっては17年度中に達成で きるものもあると思われるので、 早急に事務改善分科会内部の構成 を見直し、検討内容（アンケート の分析を含む）の絞り込みを行な う。また職員提案制度のシステム 化を図る。  職員の意識高揚、事務の効率化に より財政上の効果も見込まれる。	行政運営	28	4 19
				2 計画的な人事異動（3 ～5年を目的）の実施 により職場の活性化・ 効率化を図る。 平成18年度以降の課 設置を想定した定員管 理を行う。	実施				未実施	職員定員管理の適正化計画が未 策定の現状で、組織機構の整理 合理化が未達成で、計画的な人 事異動が実施できていない。		平成18年度以降を見据えた組織機 構の再編、統廃合による課・局の 整理合理化を達成し、併せて組織 機構に対応した職員定員管理の適 正化計画を平成17年度中に策定す る必要がある。	平成17年度中に組織の整理合理化 計画及び職員定員管理の適正化計 画を策定し、平成18年度からの実 施を目指す。  職員の計画的、定期的な人事異動 （3年～5年）を実施することによ って、公務員としての幅広い知 識と経験が身に付き職場の活性 化、効率化と併せて人材育成を図 ることができる。結果として住民 サービスの質の向上が見込まれ る。	組織機構	29		
				3 課内において、管理職 は所掌事務を把握し、 適正な事務量を職員に 配分する。	実施				実施	平成13年度から平成17年度の各 年度期間の職員の人事異動に伴 い実施されている。現在の組織 機構における各課内の事務分掌 は「鞍手町課室の事務分掌規 則」で規定されており、その分 担事務量の配分については、課 長補佐及び係長が中心となって 実施し、これに基づき管理職は 課内の所掌事務を把握している。	現在の組織機構体制にお いては、分担事務の適正 配分に寄与している。	職員の事務量の適正配分を実施す るには、既存の組織機構ではな く、今後、再編する新しい組織機 構と行政運営計画の策定を待つて 対処する必要がある。 平成18年度以降に実施する組織機 構の整理合理化で再編成される課 等の具体的な基本方針と、行政運 営専門部会の策定する改善実施計 画案との整合性を図りながら、新 しい組織機構の中で非効率的な業 務プロセスを検証し、効率的な業 務処理がされるような課・局の設 置とそれに適合した職員配置計画 を策定する必要がある。	平成18年度実施に向け、事務改善 分科会をはじめ、職員提案制度等 をフルに活用し、職員自らが今ま での非効率な業務プロセスを検証 し、改革実施計画策定に取り組む 必要がある。  既存の組織機構、行政運営を抜本 的に見直すことで、職員の事務量 の適正配分と非効率な業務の解消 が可能となり、少ない人員による 効率の良い業務体制を確立するこ とが見込まれる。	組織機構	30		
				4 他課との間における関 連事務の整理・合理化 を検討、実施する。	検討 実施				実施	平成14年度機構改革（全庁的） 及び平成16年度まちづくり対策 課、人事係の新設など、その 時々の実情にあった対応を行っ ている。		これまでの組織構成は、全庁的に 意見の聴取等を行ったものではな いため、制度的には調整、合理化 を進めるようにはなっていない。	事務改善分科会において、各課室 局の関連事務の把握を行い、毎年 度管理職による調整・検討を行う 制度を立ち上げる必要がある。  翌年度の機構、人事異動を考慮す る際に、時代に即した計画・変更 が可能となる。	行政運営	31		
				2 住民の立場に 立った窓口サー ビスの向上  窓口担当係で検 討会議の実施	検討 実施				実施	住民の立場に立った各課室局の 窓口業務改善検討のため、平成 14年度に窓口担当者会議におい て取りまとめた会議報告書は作 成されている。		当時の事務改善委員会が未設置で あったため、改善案のとりまとめ がなされていない。	平成18年度実施を目標に、平成14 年度に窓口担当者会議で取りまと められた会議報告書を、事務改善 分科会で再検討し、組織機構専門 部会で最終協議後、取りまとめる 必要がある。 また、課、係の配置並びに施設の 改善については、行政運営専門部 会の改革実施計画案が取りまとめ られた段階で、住民が利用しやす い課等の配置計画案を策定するこ とが必要である。  住民の立場に立った窓口サービス の提供が見込まれる。	組織機構 施設	32	33 104	

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
				2 受付の方法、来庁者への対応等、丁寧・親切・迅速を目標に、係員全員が対応できるようマニュアルを作成するなどの改善を検討し実施する。	検討 実施					実施	住民の立場に立った各課室局の窓口業務改善検討のため、平成14年度に窓口担当者会議において取りまとめた会議報告書（窓口・電話・クレームの各種対応マニュアル案を含む）は作成されている。		当時の事務改善委員会が未設置であったため、改善案のとりまとめがなされていない。	平成18年度実施を目標に、平成14年度に窓口担当者会議で取りまとめられた会議報告書を、事務改善分科会で再検討し、組織機構専門部会で最終協議後、取りまとめる必要がある。	組織機構	33	32 104
				3 住民サービスの向上を図るため、総合窓口の設置を検討する。	検討					実施	窓口担当者会議の中で、総合窓口一本化に対応できる職員養成の問題や、各課の申請用紙等の相違による手続きに関する条例改正及び施行規則等の変更の問題など検討は行ったが、設置には至っていない。		具体的解決策の取りまとめは行っていない。	事務改善分科会で先進地視察を行い、調査研究することが必要である。	行政運営 組織機構	34	26
			3 公用車の配置、私用車の使用について	1 公用車の配置課、配置台数の見直し、及び未配置の課、出先機関の実態を調査・検討し、適正な公用車の配置を実施する。	検討 実施					実施	新たに建設課、下水道課に公用車を導入したが、財政的に困難であったこと、また車両の保管スペースが確保できなかったことから、完全には実施できていない。		財政措置及び車両保管スペースの確保。	公用車の配置課、未配置課および出先機関の実態を調査し、年次計画・財政計画を立てる必要がある。	行政運営	35	
				2 私用車の公用使用時における燃料の支給、事故の対応などのマニュアルを作成し職員へ周知を図る。		実施				実施	私用車の公用使用にかかる燃料支給は実施しているが、事故の対応などの具体的なマニュアルは作成していない。			平成17年度内に私用車公用使用時の事故対応マニュアルを作成し、燃料の支給については、公用車の導入と合わせ検討していく必要がある。	行政運営	36	
			4 税金・保険料・家賃等の徴収にかかる検討委員会の設置 担当職員で協議する検討委員会の設置	1 滞納等に対処するため、担当職員で協議する検討委員会を設置し他市町村の対応等について、調査・検討を行い機構再編を含め事務改善委員会へ提案を行う。	検討					実施	平成14年度に「滞納等に係る検討委員会」を設置し、中間報告の原案を作成した。		「滞納等に係る検討委員会」では、中間報告の原案を作成したが提出までにいたらなかった。現在の状況と合わない部分もあることから、原案を基に、再度協議を行う必要がある。	平成17年度中に町立病院・下水道・老健施設を含めた滞納処理分科会を設置し、再度協議を行う。	財政	37	105
			5 学校給食費未納についての対応 学校給食運営審議会において、学校給食費未納の対策について協議する。	1 学校において、未納に対する指導を進める						実施	平成15年度中に、各学校に未納に対する指導の協力をお願いした。	学校給食費の未納に対する指導の実施について、教職員にも認識ができ、児童及び保護者に対し納入指導ができた。	依然として未納者が多い。	学校での納付指導には、子ども達に対して精神的な負担にならないように十分な配慮が必要である。また滞納処理分科会で、他の未納金と併せて対策を検討する。	財政	38	
				2 職員による訪問徴収を強化するなど徴収体制の整備を図る。						実施	学校教育課長とセンター次長により、訪問徴収を行ってきているが、体制の強化は図っていない。			訪問徴収することにより、子ども達に対して精神的な負担にならないように十分な配慮が必要である。また滞納処理分科会で、他の未納金と併せて対策を検討する。	財政	39	
	2 組織・機構の見直しに関する事項	1 現在の組織・機構の見直し	1 総務課（課の再編） 総務課における業務として、地域情	1 課長補佐を係長兼務とし、職員1名を減員する。		実施				実施	平成16年度実施	課長補佐が係長を兼務することで、係長職1名の減員。			組織機構	40	

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連		
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果	
	事		報化、IT関連事業など、新たな行政需要が増大している状況から、総務課に集中する業務を分散し、各課室局の事務量の均衡化を図る必要がある。そこで、今後の町づくりを積極的、効率的に展開していくため財政部門と企画都市計画部門との連携が重要となってくることから財政係（入札・契約業務を除く）を企画調整課に移管する。女性政策に関する業務を新設する「人権推進課」に移管する。	2 財政係を企画調整課へ移し、所掌事務のうち、入札・契約業務を管財係へ移管する。		実施					実施	平成14年度実施	総務課に集中する業務の内、財政部門を企画部門に編入したことで、事務量の均衡化が図られ、将来の町づくりに必要な総合計画及びマスタープラン等に基づく実施計画や予算編成が集中的且つ一元的にできる体制強化が図られた。			組織機構	41	53
				3 管財係は職員1名を増員し、入札・契約業務を所掌する。		実施					実施	平成14年度実施	財政部門から入札・契約業務を管財係に移管、切り離すことで、入札・契約業務のより一層の透明性が図られた。			組織機構	42	
				4 情報管理係は職員1名を増員し、総務課に窓口を置き、電算室での業務は、通常2名体制とし、情報公開等、IT関連業務を所掌する。		実施					実施	平成15年度実施	情報管理係員を1名増員することで、住民からの行政事務情報の開示請求等が行われた際、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく窓口対応事務が適切且つ迅速に行われるようになった。			組織機構	43	
				5 町有財産における未登記物件について、事務処理の効率化を図るため、民間委託を推進する。	実施					実施	昭和30年以降の町買収物件のうち未登記のものは、平成17年1月末現在で617件あり、民間の専門業者への委託を実施し未登記物件の解消を図っているが、国調修正に関わる処理案件が多発しており、総数が減らない現状である。	随時処理を行なっているが、案件が多いため、相当な整理期間と、測量費などの多額の経費が必要となる。	未登記物件の件数・個所等について、民間に委託して全体像の把握を行う必要があるが、相続等により年数が経つに従い、より解決に時間を要するため、早急な取り組みが必要である。また、未登記物件を専門的に処理する体制の創設、事業用地取得を所掌する用地課等の新設、または現行管財係の人員増などの措置が必要である。  未登記物件の解消が図れる。	行政運営 組織機構	44			
				2 住民課（内部調整）	1 課長補佐は、係長を兼務し、職員1名を減員する。		実施				実施	平成14年度実施	課長補佐が係長を兼務することで、係長職1名の減員。			組織機構	45	
			2 環境整備係は、権限委譲に伴う狂犬病予防接種等の保健所業務の移管、衛生センターに係る事務、鞍手町環境保全実行計画の推進など、事務量の増加等に対応するため、職員1名を増員する。		実施				実施	平成14年度実施	環境整備係員を1名増員することで、保健所移管事務のスムーズな業務処理と環境行政業務全般の体制強化が図られた。			組織機構	46			

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連				
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果			
			3 保険課 (内部調整)	1 保険年金系の事務分担の見直し、再配分を行い事務の効率化を進め、将来、職員1名を減員する。		検討					未実施	平成13年度に保険課保険年金系の事務分担の見直し、事務量の再配分を実施し、事務の効率化を図ったが、職員1名減を実施するほどの効果は得られず、また事務の多様化等により、現状での減員は達成不可能となった。				平成18年度以降を見据えた組織機構の再編、統廃合による課・局の整理合理化による新組織機構体制が確立された段階で、保険年金系の定数を検討する必要がある。  平成18年度実施を目標に策定する新組織機構改革実施計画案においては、保険年金係をはじめ、すべての部署の業務処理量が平準化するような組織機構体制とすることから、超過勤務時間の減少及び人件費の削減、職員の健康管理の増進が見込まれる。	組織機構	47		
			4 福祉課 (内部調整)	1 将来の分園方式への移行に備えるため、本庁配置の保育所長を解消し、各園に所長、主任保育士、加配保育士を置く。各園の管理の充実を図るため、所長を課長補佐に、主任保育士を係長に格付けする。		実施					実施	平成14年度実施	各園に所長(課長補佐)、主任保育士(係長)、加配保育士を配置することで、各園の組織・管理体制の強化と効率的な園の運営が図られた。					組織機構	48	
			5 産業課 (課の再編)	1 産業課長が、農業委員会事務局長を兼務する。		実施					未実施	農業委員会は、市町村に設置される独立の行政機関であるが、地方公共団体共通の課題である財政健全化のための組織のスリム化を図るため産業課への再編実施を平成14年度を目標として検討されてきたが、合併協議において処理することとしていたため、実施されなかった。				合併協議が不調に終わった現状では、農業委員会及びその事務局体制の見直しによるスリム化は急務の課題であり、近年の委員定数の見直し、交付金の縮減や一般財源化等が検討されている中、事務量の在り方等も勘案し決定する必要がある。	組織機構	49	78	
				2 農政管理係、農林振興係を統合、農林振興係とし、職員5名の配置とする。		実施					実施	平成15年度実施	課内の2係を統合することにより、係長職1名の減員。					組織機構	50	
				3 商工経済係へ企画調整課企業立地係の業務(企画事業、土地開発公社事務を除く)を移管する。		実施					実施	平成14年度実施	商工業振興業務と企業誘致業務が一体化されたことで、町内企業に係る振興がより図りやすくなった。					組織機構	51	
				4 谷山ダムかんがい用水の利用について、管理組合等の平成13年度設置を目指し、平成14年4月の供用開始時において、スムーズに管理・運営ができる体制を確立する。		設置	実施				実施	平成14年度実施	鞍手町谷山池パイプライン水利施設設置及び管理条例を制定し、常に良好な維持管理が図られている。					組織機構	52	
			6 企画調整課 (課の再編) 厳しい財政状況において、今後の町づくりを積極的、効率的に展開していく必要があり、中・長期的な視点から、企画都市計画部門と財政部門が連携し、一体となって計画の策	1 総務課から財政係(入札・契約業務を除く)の移管を受け、職員3名の配置とする。		実施					実施	平成14年度実施	総務課に集中する業務の内、財政部門を企画部門に編入したことで、事務量の均衡化が図られ、将来の町づくりに必要な総合計画及びマスタープラン等に基づく実施計画や予算編成が集中的且つ一元的にできる体制強化が図られた。					組織機構	53	41

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
			定、各種事業の推進を図る体制とするため、総務課財政係(入札・契約業務を除く)を移管し、課名を「企画財政課」に改める。	2 企業立地系の業務(企画事業及び土地開発公社業務を除く)を産業課へ移管し、企画事業は企画都市計画係、土地開発公社業務は財政係の所管とする。		実施				実施	平成14年度実施	企画調整課・総務課及び産業課の業務内容の再編によって、業務内容の一元化が図られ、業務遂行の効率化が図られた。			組織機構	54	
				3 都市計画事業(遠賀川架橋、鞍手I・C)等の推進、並びに市町村合併推進窓口業務に対応するため、企画都市計画係の職員1名を増員する。		実施				実施	平成14年度実施	職員を1名増員することで、市町村合併推進事務窓口としての対応がスムーズにできた。			組織機構	55	
				4 都市計画事業の進捗状況及び事業量の増大に対応するため、時期を見極め、この業務を所掌する課・係の設置を検討する。			検討			実施	平成16年度実施	まちづくり対策課設置に伴い、都市計画事業に係る遠賀川架橋、仮称筑豊IC、東西南北幹線道路計画事業実施に向けた組織的な対応体制が整い、その実現に向け、集中した取り組みが図られるようになった。			組織機構	56	
				7 下水道課(内部調整)	1 平成15年の供用開始に伴い、下水道会計(企業会計)の移行時期を考慮し、水道課との統合を検討する。			検討			未実施	合併の取り組みを始めたため、協議が中断している。	水道事業は公営企業会計で、下水道事業は特別会計であるので、統合する場合、公営企業会計と特別会計の2つになる方法と、下水道事業を公営企業会計に変更する方法が考えられる。	どちらの方法でも統合は可能であるので、速やかに最善の方法を検討し、平成18年度以降、その移行作業を行う。  上下水道課になることにより、効率的な事務運営と人員削減に繋がる。	組織機構	57	
				2 課長補佐を係長兼務とする。		実施				実施	平成16年度実施	課長補佐が係長を兼務することで、係長職1名の減員。			組織機構	58	
				3 平成15年の供用開始に併せ職員1名を増員する。				実施		実施	平成14年度実施	下水道の一部供用開始に併せ、職員1名を増員したことで、下水道事業の事務処理及び対応が円滑に遂行されている。			組織機構	59	
			8 土木課(課の再編) 石炭六法が平成13年度末までに全て失効することに伴い、関連業務が縮小することから、土木課、建築鉦害課の体制の見直しが必要となる。 課の再編にあたって、プロジェクト事業等、土木工事と建築工事とは、多分に関連があり、事業を円滑に推進するため、土木課と建築鉦害課の再編を図る。	1 建築鉦害課と統合を図り、課名を「建設課」に改める。		実施				実施	平成14年度実施	石炭六法が平成13年度ですべて失効したことに伴い、事務処理量が減少した建築鉦害課と土木課を統合したことで、課長職1名の減員。			組織機構	60	64
				2 技術1係、技術2係を統合、土木係とし、職員6名の配置とする。		実施				実施	平成14年度実施 平成16年度から係員を7名から6名に減員。	失対、緊就等の事業が終息したことに伴う事務量の減少に対応した係の統合により係長職1名の減員。また平成16年度には係員1名の減員。			組織機構	61	
				3 建設課建築係を置き、職員3名の配置とする。		実施				未実施	幸ノ浦の公営住宅建設事業が完了していないので、建築の2つの係を1つの係にできていない。			平成17年度に幸ノ浦の公営住宅建設事業が完了するので、平成18年度には、建築の2つの係を1つの係にでき、人件費削減に繋がる。	組織機構	62	

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
				4 土木課の庶務労政係と建築鉦害課の庶務鉦害係を統合、庶務係とし、職員4名の配置とする。同和対策室の課の再編に伴う鞍手町住宅新築資金等貸付金に関する事務を所掌する。		実施				実施	平成14年度に、土木課の庶務労政係と建築鉦害課の庶務鉦害係を統合し、再編後の建設課建設庶務係としたが、鞍手町住宅新築資金等貸付金に関する事務は、人権推進課から移管されていない。	係の統合により、係長職1名と係員1名の減員。	鞍手町住宅新築資金等貸付金に関する業務については、同和対策室と社会教育課同和教育係が統合され、人権推進事業の一元化により、その所管を人権推進課としたところである。したがって、この業務については建設課建設庶務係へ移管せず、人権推進課に残すべきである。		組織機構	63	
			9 建築鉦害課（課の再編） 石炭六法が平成13年度末までに全て失効することに伴い、関連業務が縮小することから、課の再編を図る。再編にあたっては、プロジェクト事業等、土木工事と建築工事とは、多分に関連があり、事業を円滑に推進するため、建築鉦害課と土木課の再編を図る。	1 土木課と統合を図り、課名を「建設課」に改める。		実施				実施	平成14年度実施	石炭六法が平成13年度ですべて失効したことに伴い、事務処理量が減少した建築鉦害課と土木課を統合したことで、課長職1名の減員。			組織機構	64	60
			10 同和対策室（課の再編） 同和対策事業が一般施策へ移行されることとなるが、今後も「人権・同和問題」等に関する教育、啓発が重要課題であり、事業を円滑に推進するため事務分掌の整理を行い社会教育課同和教育係と統合を図る。	1 同和対策室と社会教育課同和教育係と統合を図り町長の事務部局に「人権推進課」を新設する。		実施				実施	平成14年度実施	同和対策事業が一般施策へ移行されたことに伴う同和対策、人権教育・啓発等の関係課業務の統合によって人権推進事業の一元化が図られた。			組織機構	65	72 74
				2 所管する隣保館及び隣保館に関する業務は人権推進課へ移管する。		実施				実施	平成14年度実施	同和対策室の業務が人権推進課に統合されたことにより、平成15年度より、隣保館職員1名の減員。			組織機構	66	
			11 収入役室（内部調整）	1 O A化による事務の効率化を推進し、職員1名の減員とする。		実施				実施	平成15年度実施	O A化により係員1名の減員。			組織機構	67	
			12 水道課（内部調整）	1 総務係は、O A化による事務の効率化を推進し、職員1名の減員とする。		実施				実施	平成14年度実施	O A化の推進により、職員定数を1名減員。			組織機構	68	
				2 工務係は、新規事業及び漏水事故等に対する体制の見直しを図り、職員1名の減員とする。		実施				実施	平成14年度実施	工務係内の業務の見直しによる新体制が確立されたことで、係員1名の減員。			組織機構	69	
				3 浄水係は、現在職員2名、嘱託職員3名の体制であるが、これを職員3名、嘱託職員2名体制とする。		実施				未実施	当初の計画に反して職員1名、嘱託が4名となっている。		水道法改定により、浄水場の運転管理や水質管理等の高度な技術業務を、資格を有する民間に委託することが可能であることも踏まえ、浄水場における適正な人員配置の検討が必要である。	高度浄水処理施設などの導入計画と併せ、適正な人員配置計画を検討する。 施設運営を効率的、確実・安定的に行うことにより、水道水を良質で安全かつ安定的に供給できる。	組織機構	70	

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
			13 学校教育課 (学校事務職員の調整)	1 学校事務職員は、臨時職員等に対応する。		実施				実施	平成16年度実施 平成17年度に完全実施	学校事務業務に従事する職員を臨時職員に切り替えたことで、人件費の削減が図られた。 平成16年度に中学校職員2名のうち1名切り替え。 平成17年度は中学校1名 高校1名の計2名切り替え。			組織機構	71	
			14 社会教育課 (課の再編)	1 「人権・同和問題」等に関する教育、啓発事業を円滑に推進するため、事務分掌の整理を行い、同和教育系の業務を新設する「人権推進課」に移管する。		実施				実施	平成14年度実施	同和対策事業が一般施策へ移行されたことに伴う同和対策、人権教育・啓発等の関係課業務の統合によって人権推進事業の一元化が図られた。			組織機構	72	65 74
				2 外郭団体(自主サークル等各種団体)の自主運営を推進し、事務の軽減化に努め、職員1名の減員とする。				実施		実施	平成17年度実施	社会教育係職員1名の減員。			組織機構	73	
			15 人権推進課 (課の再編)	1 同和対策室と社会教育課同和教育係の統合を図り「人権推進課」とし、「人権・同和問題」等に関する教育、啓発等の事務事業を円滑に推進する。		実施				実施	平成14年度実施	同和対策事業が一般施策へ移行されたことに伴う同和対策、人権教育・啓発等の関係課業務の統合によって人権推進事業の一元化が図られた。			組織機構	74	65 72
				2 人権推進係を設置し、職員3名の配置とする。		実施				実施	平成14年度実施	課の統合による事務分掌の整理、統合が図られた結果、新設の人権推進係には職員2名を減員し、3名の職員配置とすることができた。			組織機構	75	
				3 隣保館及び隣保館に関する事務事業を所管し、事務事業の見直しを行い名称並びに事業内容等の変更を検討する。		実施				実施	隣保館及び隣保館に関する事務事業を所管し、事務事業の見直しを行っている。	同和対策事業が一般施策へ移行されたことに伴い、名称並びに事業内容等の変更を検討することとなっているが、法律改正で事業内容も変わってきている。また、これに対応する施設とするための建替え等の問題を含め関係団体と連動しながら十分な協議、検討が必要である。	今後の隣保館の位置付けや名称等について、今後の隣保館運営審議会等の動向を見定める必要がある。	組織機構	76		
				4 総務課所掌事務の女性政策に関する事務を所管する。		実施				実施	平成14年度実施	総務課所掌事務であった女性政策に関する事務を移管したことで、女性問題を含めた人権推進事業体制が整えられた。			組織機構	77	
			16 農業委員会事務局 (内部調整)	1 農業委員会事務局長を産業課長が兼務、事務局職員2名の配置とする。		実施				未実施	農業委員会は、市町村に設置される独立の行政機関であるが、地方公共団体共通の課題である財政健全化のための組織のスリム化を図るため産業課への再編実施を平成14年度を目標として検討されてきたが、合併協議において処理することとしていたため、実施されなかった。			組織機構	78	49	

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
			17 社会福祉協議会 (町派遣職員の調整)	1 今後の社会福祉事業を積極的に推進していくうえで、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供する事業主体としての育成と、その質の確保が重要となることから、社会福祉協議会において、福祉の専門的知識・技術を持った職員等の雇用を含め、専門職員の育成・確保を図る。		実施					実施	平成15年度実施	福祉の専門職員の雇用確保(2名)によって、福祉サービスの総合的な提供と自主運営体制が整えられた。			組織機構	79
				2 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が平成14年4月1日施行されることにより、町派遣職員が共済福祉事業の適用除外となるなど身分的及び処遇面で、町職員との間に格差を生じる事となるため、町派遣職員の派遣を解く。		実施					実施	平成15年度実施	制度改正によって町派遣職員の処遇及び身分の取扱に格差が生じることから、派遣を解くことにより解消された。			組織機構	80
		2 情報公開の推進について	1 情報公開の推進	1 文書管理システム機能の有効活用を推進し、町民の情報開示の要請に的確に対応するとともにOA化・ネットワーク化に対応しながら定期的に見直しを行う。		実施					実施	平成13年度に、庁内LANの整備に併せ、文書管理システムを導入。個々の職員から文書の有無、保存場所を検索することが出来るようになった。	情報公開を求められた場合、文書の有無が確認できるようにになったことから、情報公開にかかる処理日数が短縮された。			行政運営	81
		3 高度情報化に対応した行政運営の推進	1 地域情報化計画の策定	1 近年の情報処理及び通信分野における飛躍的な技術革新により急速に情報化が進展し、情報機器が一般家庭に普及しつつある現在、その情報技術を活かし、豊かでゆとりのある生活の実現と、地域の活性化を図るため、個人情報保護、プライバシーの保護に配慮した地域の情報化に関する総合的な計画「地域情報化計画」を策定する。	検討	実施					実施	地域情報化計画(ホームページ等を利用した情報発信に関する情報化)を作成した。	情報化計画に基づくインターネット整備事業で、ホームページの開設、インターネットを使った施設予約の開始、公共施設へのキオスク端末の設置などを行い、住民の利便性が向上した。	「地域」としての情報化を考えた場合、一般家庭の情報機器の普及状況を調査し、情報伝達システムの手法を検討する必要がある。また、それに伴う財源の確保が必要である。	行政運営	82	
			2 IT関連事業の推進	1 OA化・ネットワーク化を推進するとともに、情報処理技術の発達、情報環境の変化に対応できるよう常に研究し、改善を図る。	検討	実施					実施	平成13年度に庁内LANの整備を行い、全ての職員にパソコン配置した。	職員の情報処理技術が向上した。			行政運営	83
				2 パソコン通信やインターネットなど、新しいメディアの有効活用を図り地域情報化を推進する。	検討	実施					実施	情報系LANの整備により、平成14年10月よりインターネットの利用ができるようになった	インターネットにより様々な情報の入手が可能になった。			行政運営	84

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題			
				3 インターネット等を通じホームページの開設など鞍手町から全国に向けた情報発信を推進する。	検討 実施					実施	平成14年10月にホームページを開設した。また役場、公民館、町立病院、くらの郷にキオスク端末を設置した。	情報発信手段が拡大した。			行政運営	85
				4 国、県、他市町村とのオンライン化の推進にあたっては、個人情報の保護のための条例を制定し、プライバシーの保護に努める。	検討 実施					実施	個人情報保護条例を制定した。(平成16年9月公布、平成17年1月施行)	プライバシーの保護に関する意識の向上が図られた。			行政運営	86
3 給与・勤務条件の適正化に関する事項	1 給与制度の見直し	1 特昇制度の活用、調整手当・55歳昇給停止の是正 本町の給与制度は、国に準じて実施されてきたが、ラスパイレス指数から判断すると過去から現在まで県下市町村において低位に置かれている。これを解消するため、給与制度の運用面などから見直し、是正を行う。給与の是正にあたっては、可能な限り職員間に不均衡・不平等が生じないよう配慮し実施する。	1 特昇制度の導入により、給与の改善を図り、職員の勤労意欲の向上を図る。	検討 実施					実施	職員組合との協議により昇格運用基準の見直しを行い、平成16年のラスパイレス指数で0.8ポイントの引き上げを行った。	平成16年のラスパイレス指数で0.8ポイントの引き上げ	合併の取り組みが不調に終わった現状で、財政状態から十分な実施ができなかった。	職員の勤労意欲の高揚を図るとともにラスパイレス指数の低位の解消など、職員の意識向上や効率的な行政運営を図る。また超勤などを減らしやる気のある職員を厚遇する環境づくりが必要である。  行政の効率的な運営と職員の勤労意欲の向上につながる。	財政	87	
			2 調整手当は生活給として位置付けられており、県下の市町村の動向を見極めながら是正を行う。	検討 実施				実施	平成14年度より廃止。激変緩和措置として、平成20年度に完全廃止となるように、段階的に引き下げを行っている。	国家公務員に準じた給与と制度の適正化及び人件費抑制が図られた。			財政	88		
			3 55歳の昇給停止は、上記の運用により、県下の動向を見極めながら是正を行う。	検討 実施				実施	平成14年度導入	国家公務員に準じた給与と制度の適正化及び人件費抑制が図られた。			財政	89		
	2 勤務条件の見直し	1 勤務時間の是正	1 地方公務員法により1週間の勤務時間は40時間に定められているが、当町は、38時間45分であり、1時間15分の延長が必要となる。この為、近隣市町の動向を見ながら1日の勤務時間を15分(5時15分まで)延長する必要がある。	検討 実施					実施	平成14年度実施	地方公務員法に規定された1週間の勤務時間の是正確保が図られた。	近隣市町では、当町のほか若宮町、小竹町で実施されているが、1日15分間の勤務時間の延長を住民サービスの向上へつなげる必要がある。 (事例：直方市の場合：17時まで。ただし、木曜日は市民課、税務課、国民健康保険課、福祉課が19時までの勤務) (宮田町は17時まで)	1日15分の勤務時間の延長を住民サービスに生かす観点から、1週間の労働時間40時間の範囲内で1週間内の1日に集約するなどの勤務時間体制づくりとそのための条件整備が必要である。 平成17年度実施を目標に法的整備及び内部調整が必要である。  1日15分の勤務時間を1週間の内の1日に集約することで、町外、町内に勤務する労働者や一般町民が諸証明書を取る上での利便性が増すことになり、住民サービスの向上に繋がる。	組織機構	90	

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
		3 超過勤務の削減 (検討資料別紙)	1 超過勤務の削減	1 適正な定員管理を実施するとともに、超過勤務の業務内容を分析し、事務処理方法の効率化、簡素化、並びに特定の職員に超勤が偏らないよう事務分掌の再配分を行い超過勤務時間の削減を図り、職員の健康管理の維持に努める。特別な事由による業務量の増加に対しては、臨時職員、再任用職員を雇用し対応する。また、事務改善委員会において超勤実績について、職員の健康管理、経費の節減面から検討を加え、改善を図る。	検討 実施					実施	事務のO A化の導入や、一部に外部委託を取り入れたことにより、超過勤務が減少した。	一般会計・特別会計・企業会計等を併せたところでの超過勤務時間が、平成13年度で36,467時間であったが、平成16年度は22,554時間で13,913時間減少している。 また、前年度との超過勤務時間を比較してみると、平成14年度が対前年度比 12,627時間、平成15年度が対前年度比 305時間、平成16年度が対前年度比 981時間といった減少効果が得られており、超過勤務時間の削減が図られている。	職員の健康管理、超過勤務の業務内容等を分析、検討し改善する機関として事務改善委員会の設置が考えられていたが、未設置であった為、その検討、改善等が十分に図られていない状況である。	今後、地方分権により事務量の増加が予想されることから、平成18年度に更なる改善を図るため、事務改善分科会において、改めて適正な定数管理、事務処理方法の効率化・簡素化、特定の職員に超勤が偏らないよう事務分掌の再配分等の検証を行う必要がある。  現状における職員定数状況、超過勤務業務内容についての再分析、再検証を行うことによって、その原因を追求し、改善することで、超過勤務の偏りの是正と経費の削減並びに均衡の取れた職員配置と職員の健康管理の維持が図られる。	組織機構 財政	91	
	4 定員管理及び職員の能力開発等の推進に関する事項	1 職員採用計画の策定	1 適正な定員管理	1 職員採用計画を策定する。		実施				未実施	合併の取り組みを始めたため、職員採用計画策定が中断している。			平成18年度実施を目標に、計画的な職員採用計画を策定する。  適正な人員配置ができ、人件費削減に繋がる。	組織機構	92	93
				2 職員採用計画に基づき、適正な定員管理を行い、臨時職員の雇用は、定数の欠員以外、特殊な場合を除き抑制する。		実施				未実施	合併の取り組みを始めたため、職員採用計画策定が中断している。			平成18年度実施を目標に、計画的な職員採用計画を策定する。  適正な人員配置ができ、人件費削減に繋がる。	組織機構	93	92
		2 職員定数の配分の見直し	1 職員定数の削減	1 組織の再編・係の統廃合を実施するとともに適材適所に配し、行政効率の向上を図り、職員の削減を図る。	検討	実施				実施	現状での組織機構の範囲の中で実施されている。	平成13年4月における職員定数は438名、実員数は383名であり、平成17年4月の現状は、職員定数427名と実員数354名となっており、定数11名、実数29名の減員となっている。	職員定数の削減については、今後の行財政改革において重要課題である。したがって、行政運営専門部会の策定する実施計画案との整合性を図りながら、組織機構を改革し、適正な職員定数の是正を行う必要がある。	職員提案制度等を十分に活用、活性化させるとともに行政運営専門部会との連携が必要である。  職員定数の適正化が図られる。	組織機構	94	
		3 職員研修等のあり方	1 職員研修の全体的な見直し	1 職員の自己意識改革及び能力向上のため、必要に応じ専門的に、或いは全体的に必要な要素を考慮した研修を実施する。		実施				実施	専門的分野の研修については、福岡県市町村研修所主催の専門研修に参加することで、その目的を達成している。また、公務員としての必要な要素を考慮した研修については、町独自で講師等を招聘し、研修を実施している。	職員の業務遂行に必要な自己能力の向上及び自己啓発に効果を発揮している。	現在の公務員による公務員の為の専門研修及び一般研修の取り組みは行われているが、今後は、地方行政も民間の経営感覚等を取り入れる時代に入っており、そうしたことから民間で研修できる研修先等を開拓する必要がある。	民間研修を取り入れるとした場合には、平常勤務に支障の出ない機構づくりと、その課・局内の業務体制づくり等が今後の整備すべき条件となってくるため、今後の行政運営専門部会及び組織機構専門部会の連携が必要である。  民間での研修を受けることによって、研修職員が民から官を見る機会を得ることで民間的な経営感覚等を吸収し、行政政策業務に生かすことで住民サービスの向上と政策形成能力等の向上が図られる。	組織機構	95	
			2 職員の意識改革	1 増大する行政需要、多岐にわたる住民ニーズに対応するため、適切な人材配置、人事異動により職域の活性化、職員の「やる気」を引き出す。また、研修等の充実により、職員の意識改革を図る。		実施				実施	職員の意識改革を図るため、人事異動による職域の活性化及び福岡県市町村研修所が実施する研修等に参加している。	職員の意識改革が見込まれる。	平成18年度以降を見据えた組織機構の再編、統廃合による課・局の整理合理化を達成し、併せて組織機構に対応した職員定員管理の適正化計画を平成17年度中に策定する必要がある。	平成17年度中に組織の整理合理化計画及び職員定員管理の適正化計画を策定し、平成18年度からの実施を目指す。	組織機構	96	

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
			3 職員の能力開発	1 職員の能力開発を効果的に推進するため人材育成の目的、方策等を具体的に示す基本方針を策定する。		実施				未実施	合併の取り組みを始めたため、人材育成に関する基本方針の策定が中断している。			平成18年度実施を目標に、人材育成に関する基本方針を策定する。	組織機構	97	5 20
				2 職員による提案制度を確立し、その活用により、行政運営の改善に努める。	検討	実施			未実施	合併の取り組みを始めたため、協議が中断しているが、事務改善分科会を再開することにより、平成17年度内の制度の立上げは可能である。			事務改善分科会で検討し、職員提案制度のシステム化を図る。	行政運営	98		
				3 職員の政策形成能力を育成するため、県等、他の地方公共団体や研修機関へ職員を派遣することを検討・実施する。		検討 実施			実施	毎年度、5市15町2村で構成する「福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会」の政策形成研修会に参加し、職員の行政事務処理能力の向上を行っている。	職員の政策形成能力の育成が図られ、行政事務の効率化が見込まれる。	全研修における計画的な実施案と派遣計画案が策定されていない。	平成18年度に全研修における計画的な実施案及び派遣計画案を作成し、実施する。 また、毎年度の「福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会」の政策形成研修会参加を継続し、職員の育成を行う。	組織機構	99		
				4 業務マニュアルの作成、職場会議の充実を図る。		実施			未実施	事務の簡素化やマニュアル化等を検討するため、平成15年8月に事務改善委員会を設置したが、合併の取り組みを始めたため、協議が中断している。			事務改善分科会でマニュアル作成方法の検討を行う。また作成方法に基づき、個々の職員が行っている事務を洗い出し、調整することが必要である。	行政運営	100		
			4 専門性の向上への対応	1 多様化、複雑化する行政需要に対応するため、専門的分野の職員の再教育を含め、中・長期的な展望に立った専門職員の育成・確保を図る。		実施			未実施	合併を進めていたので、協議が中断している。			人事交流（県、政令市）を行うためには、柔軟な組織機構作りをする必要がある。	組織機構	101	17 23	
				5 民間委託等による事務運営改善に関する事項	1 民間委託等について委託可能分野の検討及び手段	1 民間委託等の検討	1 効率的な行政運営を図るため、住民サービスの維持・向上に配慮し経済コストの比較等の多角的検討を行い、民間委託等を推進する。		検討 実施			実施	平成16年7月に指定管理者制度の導入による鞍手駅の管理委託（指定管理者：JR九州、(株)レンタカー九州）を行った。また他の公共施設について、管理委託状況調の提出を関係各課へ平成17年4月中提出を依頼済。各施設の収支等について調査を行い、10月中には民間委託等の是非判断資料の作成を予定している。	平成15年度の鞍手駅管理委託の収支は5,124千円であったが、平成17年度の予算額では404千円となっており、経費の削減が図られている。	指定管理者制度の経過期間終了日（平成18年9月1日）までに、条例制定、指定管理者の議会承認に2回の議会審議が必要なことから、平成17年末までに見直しが必要である。	各施設の収支や契約内容等を精査できる資料の確保を行い、民間委託と直営での収支等の比較資料の作成を行う。	行政運営 施設
			6 行政委員会等に関する事項	1 行政委員会等の検討	1 行政委員会等の委員改選時に併せ、条例・規則の見直しを行い、極力「充て職」の委員を削減し、効率的かつ民意・女性の意見が反映しやすい委員構成を図る。		検討 実施			実施	可能なものから、充て職を改め、団体推薦制度を主体に実施してきている。		平成17年度中に任期を迎えない委員会については、年度内の実施は困難である。	各種委員の任期終了時には、充て職を改め、団体推薦制度を主体に実施していく必要がある。また公募や女性の参画についても、根拠となる例規の整備を含め、検討していく必要がある。	行政運営	103	

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
	7 効果的な行政運営	1 提案の委員会	1 窓口担当者検討会議 (所管 住民課、福祉課、保険課、税務課、水道課、健康増進課、社会教育課)	1 課・係の配置、施設の改善、受付の方法・来庁者への対応、総合窓口の設置等について、改善策を検討、整理し事務改善委員会へ提案する。会議へは、各課から窓口担当者1名が出席し、提案を行うために会議を随時開催する。						実施	住民の立場に立った各課室局の窓口業務改善検討のため、平成14年度に窓口担当者会議において取りまとめた会議報告書は作成されている。		当時の事務改善委員会が未設置であったため、改善案のとりまとめがなされていない。	平成18年度実施を目標に、平成14年度に窓口担当者会議で取りまとめられた会議報告書を、事務改善分科会で再検討し、組織機構専門部会で最終協議後、取りまとめる必要がある。 また、課、係の配置並びに施設の改善については、行政運営専門部会の改革実施計画案が取りまとめられた段階で、住民が利用しやすい課等の配置計画案を策定することが必要である。  住民の立場に立った窓口サービスの提供が見込まれる。	組織機構	104	32 33
			2 滞納等に係る検討委員会 (所管 税務課、保険課、建築鉅害課、同和対策室、福祉課、学校教育課)	1 税金・保険料・家賃・保育料等の滞納に対処するため、他市町村の状況等の調査、研究を行い、機構の再編を含め、その対策について検討、整理を行い事務改善委員会へ提案する。委員は各課から係長クラスを1名選出し、提案を行うために会議を随時開催する。					実施	平成14年度に「滞納等に係る検討委員会」を設置し、中間報告の原案を作成した。		「滞納等に係る検討委員会」では、中間報告の原案を作成したが提出までにいたらなかった。現在の状況と合わない部分もあることから、原案を基に、再度協議を行う必要がある。	平成17年度中に町立病院・下水道・老健施設を含めた滞納処理分科会を設置し、再度協議を行う。  税込及び家賃等の未納の減少が見込まれる。	組織機構	105	37	
C 施設部門 における 実施計画	1 施設改善 や管理改善を 必要としない 施設	1 施設改善 や管理改善を 必要としない 施設	1 総合福祉センター	1 施設が出来たばかりであり、管理について保健棟を含む全施設の民間委託を検討したが、保健業務を第三者へ委託できない状況(法的規制)があり、現状維持の管理とする。						実施	現状維持の管理を行っている。		保健棟は法的規制があることにより業務を委託できないが、管理棟と勤労者体育館については検討を要する。	指定管理者制度(民間委託)と直営との経費を比較し、平成18年9月までに決定する。	施設	106	
			2 歴史民俗資料館	1 資料館としては施設整備が整っており、現状維持の管理とする。						実施	現状維持の管理を行っている。				施設	107	
			3 鞍手駅	1 遠賀川架橋の建設や周辺開発等により、今後駅周辺環境が大きく変化することが予想されるが、当分の間現状維持の管理とする。						実施	現状維持の管理を行ってきたが、平成16年7月に指定管理者制度の導入による管理委託(指定管理者:JR九州、(株)駅レンタカー九州)に切り替え。	平成15年度の鞍手駅管理委託の収支は5,124千円であったが、平成17年度の予算額では404千円となっており、経費の削減が図られている。			施設	108	
			4 中学校	1 今後生徒数の減少(生徒数の推計)は明らかであるが、17年度までの学級数予想は現在と変化ない。今後の生徒数の動向を見ながら、余裕教室の活用を図る必要がある。						実施	生徒数の減少により生じた余裕教室を南北中学校とも少人数学級教室として利用している。					施設	109
	2 施設改善 や管理改善を 必要とする 施設	1 施設改善 や管理改善を 必要とする 施設	1 衛生センター	1 施設改善 施設の縮小 公共下水道の各家庭への普及にあわせ、施設の縮小を図る。	検討			実施	未実施	下水道の供用開始後間もないため、施設の縮小に至っていない。				施設	110		

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
				2 管理改善 現状維持での管理 嘱託職員1名が配置されているが、現在業務のほとんどが民間委託されている状況であり、また公共下水道の普及と関連した施設であることから、現状維持での管理とする。						実施	現状維持の管理を行なっている。				指定管理者制度（民間委託）と直営との経費を比較し、平成18年9月までに決定する。	施設	111
			2 町立保育所	1 施設改善 現状維持での管理 地域の理解を得ることが困難。また送迎バスが必要になるなどから施設の統廃合は困難であり、施設は現状維持の管理とする。						実施	現状維持の管理を行なっている。					施設	112
				2 管理改善 定員見直しと分園方式を取り入れた効率的な運営を図る。 少子化により園児の確保が困難となっている現状から、定員(30人)未滿となった場合は分園方式による運営を実施。 児童が多く利用する、魅力ある保育所づくりを熟考する必要がある。	検討					実施	実施	平成16年4月に、剣第一保育所で60名から90名に定員見直しを行っている。 他の保育所の定数は、古月保育所90名、西川第一保育所、西川第二保育所、剣第二保育所、各60名で合計360名となっている。	待機児童の解消が図られた。	現段階では、30人未滿の園はなく分園は考えられないが、これからの保育所入所者数によって分園方式や統廃合を検討する必要がある。	平成17年4月現在、1歳児110名、2歳児78名、3歳児86名、4歳児71名、5歳児54名、合計399名の児童がいるが、保育所・幼稚園の入所児及び未入所児を的確に把握し、推計を行っていくことが必要である。	施設	113
			3 隣保館	1 施設改善 全面建て替えが必要 施設の老朽化が激しく、社会福祉法に基づく高齢者や障害者などに配慮した施設への建て替えが必要。 広く地域住民が利用でき、人権・同和問題の解決に資するための設備を備えた施設とする。	検討		実施			未実施	合併に取り組んでいたことと、財政面の問題から実施にはいたらなかったが、平成16年度に高齢者、障害者等に配慮してスロープを設置している。				建て替えの問題は、今後の隣保館の位置付けや名称等の問題とあわせて、今後の隣保館運営審議会等の動向を見定める必要がある。	施設	114
			4 浄水場 (水道設備)	1 施設改善 水質改善を図るため、取水及び浄水施設の改善が必要 取水場と浄水場に藻類抑制装置を設置し、良好な水の供給に努める。	検討		実施			実施	浮州水源の水質改善対策として、藻類抑制装置を平成元年から設置、平成13年には装置の入れ替え及び増設をし、更に平成14年は装置能力の向上を行った。	藻類抑制装置の効果として、低層部分を含め全体的にDOの増加が認められ、魚類の斃死の減少、アオコが水面を覆うことが減少したが、水質改善効果が具体的には確認できない状況である。	水質改善の具体策として、水源の変更や高度浄水処理施設の導入計画等の検討を行い、水利権の取得、財源の確保が必要となる。また、水質が年々悪化している傾向にあり、将来にわたり、新水質基準を確実にクリアしていく必要がある。	高度浄水処理施設の導入、既設備機器の経年劣化による施設の更新など、施設改善計画を早期に策定し、具現化する必要がある。  将来にわたり、新水質基準に基づく安全かつ安定的に美味しい水の供給ができる。	施設	115	
				2 施設改善 緊急時における水源確保 緊急時における他の水源からの取水確保を図る。	検討		実施			未実施	企業経営としての財政面、新たな水利権の取得の問題などから実施していない。			他の水源地からの取水確保のためには、水利権の確保のための関係地域との調整や、新たな取水施設整備の財源確保が必要になる。	異常湧水や将来の水需要を想定し、施設改善計画と併せた総合的な計画を策定する必要がある。  緊急時における水源の確保や、将来の需要の増大に対処でき、安定した水の供給が可能となる。	施設	116

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連		
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果	
				3 管理改善 料金改定の必要 水質改善等にかかる経費との均衡を図るための料金改定が必要。	検討		実施			未実施	厳しい経営状況ではあるが、経費節減に努め水質改善施設の費用を捻出しており、水道料金の改定が必要となるまでに至っていない。		施設改善は、多大な設備投資が必要となることから、財政状況を見極め、水道料金の改定も視野に入れ、将来の企業経営に配慮する必要がある。	将来の経営計画を策定し、経費節減を図りながら、必要最小限の投資で最大の効果が得られるよう努める。	施設	117		
				4 管理改善 民間委託の検討 水道法改定後には浄水場の運転管理や水質管理等、高い技術を要する業務の第三者への委託を検討するとともに、清浄で豊富低廉な水の供給を図る。	検討					未実施	合併の取り組みを始めたため、協議が中断している。		水道法改定により、民間委託が可能となったが、企業経営上、経済効果等の十分な検討が必要である。	民間委託による経済効果の検証及び他市町の実態調査が必要である。また、経済性・安全性を見極める必要がある。	施設	118	15	
			5 学校給食共同調理場	1 施設改善 近隣市町での広域的調理場の建設	検討				実施	未実施	鞍手郡4町で合併以前から広域的調理場の建設について協議をしてきているが、合併の取り組みにより協議が中断している。		鞍手郡4町の中で、宮田、若宮が合併することから、当時と状況が変わってきている	今後は近隣市町の動向を見ながら、広域的調理場建設も含めた調理場建設の検討が必要である。	施設	119		
				2 管理改善 現状維持での管理 民間への全面委託を検討した結果、経費の節減化は図れるが、人命にかかわる衛生面の徹底に不安が生じるなどのため、現状維持とする。						実施		現状維持の管理を行なっている。				施設	120	
			6 町営住宅	1 施設改善 耐用年数を経過した住宅の計画的な立替と譲渡処分 国土交通省の払下げ採択要件（全員同意等）の緩和を要望し、払下げ等譲渡処分に努める。 良質な住宅として既存住宅の整備を図り、将来、住宅需要の受け皿とする。	検討				実施	未実施	建て替え及び整備の財政措置ができなかった。また払下げ譲渡処分のため、新北栗ヶ崎町営住宅において同意を求めたが、全員の同意を得ることができなかった。			国に対し、払下げ採択要件の緩和を要望していくことが必要である。	施設	121		
				2 管理改善 入居者基準の遵守等管理の見直し、管理条例に定められた各事項の厳守の徹底。	検討	実施				未実施	合併の取り組みの中で検討していたため、実施にはいたっていない。			入居者との協議が必要である。	施設	122		
			7 体育施設 (浮洲公園野球場・武道館・弓道場・野球場・町民グラウンド・テニスコート・総合プール)	1 施設改善 浮洲公園野球場ベンチ、バックネット、内野の整備。	検討		実施			実施	浮洲公園野球場については、平成15年度に防球ネット新設工事を行った。ベンチ、内野の整備については現状の維持管理としている。	年度間利用者数が、平均で約1500名であったが、工事後の平成16年度は1989名となっており、利用者が増えている。			施設	123		
				2 施設改善 町民グラウンド暗渠排水の整備。	検討		実施			実施	雨期時の排水対策のため、町民グラウンドに自由勾配側溝の新設を行った。		排水能力が完全ではないため、暗渠排水の整備が必要であるが、財政措置が必要となる。	グラウンド整備の財源のために、使用料の有料化の検討が必要である。	施設	124		

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
			8 勤労者体育センター (平成15年度より町立体育館)	1 管理改善 昼間無人管理の解消 昼間の利用者が多く、職員不在による使用上の不備がある。 トラブル防止を図るためにも、管理職員の配置が必要。 (トレーニングセンターの移転により、管理ができにくい状況となっている。)	検討	実施				実施	職員の輪番制で対応している。	利用者間のトラブル解消			施設	125	
			9 公民館 (中央公民館・長谷別館)	1 管理改善 長谷別館のより広い活用を図る。 子供野営訓練施設等として、施設の有効利用を図る。	検討	実施				実施	文化サークルなど7団体の利用及び六ヶ岳登山者が休憩場所として利用している。	年度平均で約1000名の利用があり、有効活用が図られている。			施設	126	
			10 共同施設 (亀の甲・南区・春日・八尋・松隈・室木の各集会所)	1 管理改善 管理責任の明確化(地元等との管理区分の明確化を図る) 松隈共同作業場は、学習の場として使用目的の変更をする。他の共同施設についても、地元との管理区分を明確にすることが必要。	検討	実施				未実施	松隈共同作業場の使用目的変更について、県に確認を行った結果、目的外使用ができないとのことであり、実施には至っていない。 また、他の共同施設の管理区分明確化については、合併の取り組みの中で検討していたため、実施には至っていない。	八尋集会所については平成7年2月に管理委託契約を締結しているもので、他の集会所についても検討する必要がある。	八尋集会所の管理委託契約を含め、全ての集会所において管理区分を明確化するためには、地元との協議をしていく必要がある。	施設	127		
			11 町有地	1 施設改善 処分と有効利用を図る。 売却出来るものから、積極的に処分を進める。	検討	実施				実施	申請があれば積極的に処分を進めている。 平成14年度新延教善寺に土地払下げ。平成15年度室木の土地払下げ。平成16年度室木及び新延の土地払下げ。	維持管理が不要となる。			施設	128	
			12 公園	1 施設改善 都市公園として整備を図る。 鞍手・浮洲・中央公民館の三ヶ所を、都市公園として整備。 2 管理改善 地域内にある公園は、従来どおり地元管理を指導し、他の公園(剣岳公園・荒五郎山等)は、都市公園化出来るものから順次実施していく。	検討					実施	未実施	合併の取り組みを始めたため、協議が中断している。		平成17年度中を目標に、都市公園条例を制定する。(鞍手公園、中央公民館、大谷自然公園) 地方交付税措置がある。	施設	129	
					検討					実施	実施	地域内には27ヶ所の公園があるが、従来どおり地元管理の指導を継続している。	都市公園化には、多額の確定測量費が必要となる。	財政措置が必要。	施設	130	
	3 民間等への委託を検討する施設	3 民間等への委託を検討する施設	1 葬斎場	1 施設改善 火葬炉への進入路の改善 第1斎場使用中の火葬炉への外部からの遺体搬入路の確保を図る。 2 施設改善 告別室の廃止 告別室を利用して、第1斎場使用中の火葬炉への外部からの遺体搬入路の確保を図る。 3 管理改善 全面民間委託への移行 現在、町で行っている火葬業務と清掃業務の民間委託を行うことにより、経費削減を図る。	検討	実施				実施	実施	平成15年度にローパーティションによる間仕切りを設置し、搬入路を確保している。 平成15年度にローパーティションによる間仕切りを設置し、搬入路を確保している。	告別室の廃止をすることなく、搬入路を確保することができた。 告別室の廃止をすることなく、搬入路を確保することができた。		施設	131	132
					検討	実施				実施					施設	132	131
					検討	実施				未実施				指定管理者制度(民間委託)と直営との経費を比較し、平成18年9月までに決定する。	施設	133	

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連		
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果	
4	統廃合を 検討する 施設	4	統廃合を 検討する 施設	1 小学校	1 施設改善 小学校統合の実施 小学校生徒数の推計(平成19年西川小学校が国の基準に満たなくなる)から、国の生徒数基準が緩和されない場合、複式学級化を考慮して、統廃合の実施を検討。その場合における住民意識を考慮し、理解を求めるための専門委員会を設置。	検討					実施	未実施	現在の数値における推計では、国の基準を満たしているため、実施していない。		統廃合実施のためには該当小学校区保護者の理解とスクールバス運行の実施が必要となる。	国で学級編制基準の緩和(30人学級等)が検討されていることから、その動向により判断していく必要がある。	施設	134
				2 鞍手高校(分校)	1 施設改善 近隣市町での組合立設置か廃止 公立高校の統再編計画が17年を目安として進められることを視野に入れて検討する。 なお、存続する場合は体育館建設は必要である。	検討					平成15年度に鞍手分校同窓会により同窓会館が設置され、平成16年4月に町が同窓会より、体育館も兼ねた多目的施設として寄附を受けた。	多目的施設を学校は行事、授業等で活用し、また社会体育施設として地域住民にも開放し利用が行われている。	平成17年の公立高校の統再編計画には上がらなかったが、今後統再編計画が見直された場合は、検討が必要である。	今後の再編計画で組合立廃止となる場合は、同窓会との協議が必要である。	施設	135		
				3 浮洲プール	1 施設改善 施設の廃止 施設の利用者が少なく、老朽化が激しいため、近隣市町(中間市・遠賀町)及び地元との調整を図り廃止する。	検討		実施			平成15年3月、浮洲プールを廃止した。	人件費、管理費の削減が図られた。		廃止施設の処分及び跡地利用について、財政措置も含め検討が必要である。	施設	136		